

## 各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

| <b>新たな社会的養育の<br/>在り方に関する検討会</b><br>[ 座 長：奥山 眞紀子<br>座長代理：松本 伊智朗 ]                        | <b>児童虐待対応における司法関与及び<br/>特別養子縁組制度の利用促進の<br/>在り方に関する検討会</b><br>[ 座 長：吉田 恒雄 ]            | <b>子ども家庭福祉人材の<br/>専門性確保WG</b><br>[ 座 長：山縣 文治<br>座長代理：西澤 哲 ]                                                                | <b>市区町村の支援業務の<br/>あり方に関する検討WG</b><br>[ 座 長：松本 伊智朗<br>座長代理：井上 登生 ]                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1回：7月29日（金）</b><br>・検討会の開催について<br>・意見交換                                             | <b>第1回：7月25日（月）</b><br>・検討会の開催について<br>・意見交換                                           | <b>第1回：7月29日（金）</b><br>・WGの開催について<br>・意見交換                                                                                 | <b>第1回：8月8日（月）</b><br>・WGの開催について<br>・意見交換                                                       |
| <b>第2回：9月16日（金）</b><br>・各検討会・WGの開催状況<br>・法改正後の進捗状況<br>・関係団体ヒアリング                        | <b>第2回：8月31日（水）</b><br>・第1回検討会におけるご指摘事項等について<br>・児童相談所への調査項目（案）について<br>・関係団体、有識者ヒアリング | <b>第2回：9月2日（金）</b><br>・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について                                                    | <b>第2回：9月16日（金）</b><br>・今後の進め方のイメージ共有<br>・論点整理の確認<br>・支援拠点の機能のあり方について                           |
| <b>第3回：10月7日（金）</b><br>・各検討会・WGの開催状況<br>・法改正後の進捗状況<br>・個別の論点についての議論<br>・関係団体等ヒアリング      | <b>第3回：9月26日（月）</b><br>・論点ごとの議論                                                       | <b>第3回：10月7日（金）</b><br>・研修カリキュラム（たたき台）等について<br>（児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会）<br>・到達目標等について<br>（児童福祉司スーパーバイザー研修、要対協調整機関専門職任用後研修） | <b>第3回：10月21日（金）(予定)</b><br>・運営指針（たたき台）について<br>・意見交換                                            |
| <b>第4回：10月21日（金）(予定)</b><br>・各検討会・WGの開催状況<br>・法改正後の進捗状況<br>・個別の論点についての議論<br>・関係団体等ヒアリング | <b>第4回：10月14日（金）(予定)</b><br>・調査結果に基づく争点整理<br>・論点ごとの議論                                 | <b>第4回：11月下旬（予定）</b><br>・研修カリキュラム（案）等について<br>・児童相談所等の専門性の向上等（課題の整理）                                                        | <b>第4回：11月下旬（予定）</b><br>・運営指針（素案）について<br>・ガイドライン（たたき台）について<br>・意見交換                             |
| <b>11月（予定）</b><br>・各検討会・WGの開催状況<br>・法改正後の進捗状況<br>・個別の論点についての議論<br>・関係団体等ヒアリング(追加)       | <b>10月～11月（予定）</b><br>・論点ごとの議論<br><br>秋を目途に<br>一定のとりまとめ                               | <b>12月（予定）</b><br>ガイドライン案の策定                                                                                               | <b>第5回：2月上旬（予定）</b><br>・ガイドライン（素案）について<br>・意見交換<br><br><b>第6回：3月中旬（予定）</b><br>・指針及びガイドラインのとりまとめ |



(参考)

資料 1

第3回 児童虐待対応における司法関与及び  
特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

平成28年  
9月26日

個別の論点と本検討会における構成員の主なご意見について

＜司法関与＞（未定稿）

| 個別の論点    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一時保護について | <div>専門委員会報告（提言）（抄）</div> <div><p>（一時保護について）</p><p>一時保護が重大な権利侵害に当たり得ること、また、現実的に親権や子どもの権利に与えている影響及び児童の権利に関する条約の規定・趣旨から考えて、一時保護の場面においても司法が関与する仕組みを検討すべきである。その実現のためには、次に掲げる事項を含め検討、整理が必要である。</p><ul style="list-style-type: none"><li>・ 裁判所の許可を求めるべき対象、時期</li><li>・ 裁判所が判断する際の要件の明確化</li><li>・ 裁判所の審査手続の明確化</li><li>・ 司法関与に関する仕組み全体の前提として、児童相談所における児童福祉司の適正な配置と司法対応のための専門性の確立、弁護士による法的サポート体制の確立</li></ul><p>なお、緊急時の対応に支障が出ないよう、裁判所の事前審査については慎重に検討すべきとの意見があった。</p><p>また、一時保護等への裁判所による審査については、児童相談所の体制が整わない段階で導入すると、かえって児童相談所が必要な一時保護をためらうおそれがあることを指摘する意見もあった。</p></div> |

|  | 構成員の主なご意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p data-bbox="506 288 752 316">&lt;全般的なご意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="506 336 1973 459">・ 改正児童福祉法第 1 条に児童の権利に関する条約の精神にのっとりということが明記されたことを踏まえれば、同じく児童の権利に関する条約の第 9 条第 1 項の規定を踏まえ、一時保護に司法関与を導入するのは当然のことなのではないか。</li> <li data-bbox="506 480 1973 560">・ 一時保護について、保護者からの依頼によるものか職権によるものかに関わらず、これを客観的に審査し、運営・管理する司法判断の必要性は極めて高い。</li> <li data-bbox="506 580 1576 608">・ 一時保護の後の処遇についても、一時保護を成した裁判所が主導的に関与すべき。</li> <li data-bbox="506 628 1973 708">・ 一時保護の期間が長期間であるといった場合に、第三者によるチェックを行うとして、司法機関であった場合にどのようなメリットがあるのかということの検証も必要なのではないか。</li> <li data-bbox="506 729 1973 809">・ 一時保護への司法関与について、一時保護の期間が長きにわたる可能性があるというものがあるが、実際には 1 カ月以内の県が多くなっており、もう少し詳細なデータがあれば参考になるのではないか。</li> <li data-bbox="506 829 1973 909">・ 違法かどうかということであれば、司法機関としての判断になるが、例えば、一時保護が相当かどうかといった場合には、司法機関である裁判所が判断できるのか、判断する機関としてふさわしいのかということが問題になる。</li> <li data-bbox="506 930 1973 1010">・ 一時保護については、既に制度が動いており、司法関与を導入することで、この制度にマイナスにならないよう注意する必要がある。</li> <li data-bbox="506 1031 1973 1142">・ 司法関与については、一度、裁判所が判断した上で、それをまた後で裁判所が訴訟手続で判断するということを踏まえた上で、在り方を考える必要がある。つまり、適正手続の保障と同時に、憲法第 32 条の裁判を受ける権利との関係も整理する必要がある。</li> <li data-bbox="506 1163 1973 1291">・ 海外では、家庭裁判所が親子のソーシャルワークに関わっていくという形になってきたが、平成 23 年の議論では、必ずしもこうした議論はなかったのではないか。この 5 年間でそうした考え方が日本でも広がってきたことを踏まえて議論する必要があるのではないか。</li> </ul> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>&lt;裁判所の許可を求めるべき対象、時期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護について、資料によれば、2か月を超えるケースはそれほど多くはない。そうであれば、2か月を超えるケースに司法関与を導入しても、現在の裁判所の体制でも対応可能ではないか。</li> <li>・ 短期かつ緊急の一時保護に関しては、裁判所の許可については、短期間に保護者に対する十分な意見聴取ができるような手続を構築することが難しいことから、ある程度、児童相談所の判断権というものを尊重するのが望ましいのではないか。</li> <li>・ 一時保護の場面は、非常に緊迫した場面であり、そういった場面で、子どもや保護者の権利保護という観点から手続保障を行うのは、非常に難しいのではないか。また、児童相談所の側も、適確な資料を準備できるのか。</li> <li>・ 事後承認とした場合、その期間を3日にするのか、5日にするのか、1週間にするのか、また、裁判所の判断基準は、その期間の短い方が簡単な基準、長くなればなるほどより高い基準が求められるのではないか、といった論点もある。一時保護制度の要件・効果もきちっと決めていかないといけないのではないか。</li> </ul> <p>&lt;裁判所が判断する際の要件について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後承認とした場合、その期間を3日にするのか、5日にするのか、1週間にするのか、また、裁判所の判断基準は、その期間の短い方が簡単な基準、長くなればなるほどより高い基準が求められるのではないか、といった論点もある。一時保護制度の要件・効果もきちっと決めていかないといけないのではないか。（再掲）</li> </ul> <p>&lt;裁判所の審査手続について&gt;</p> <p>これまでにご意見なし</p> <p>&lt;体制整備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所の体制については、今回の改正により、弁護士配置またはこれに準じる措置が義務づけられたことから、適切な助言が期待できる。</li> </ul> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・ 司法審査を導入する場合に、児童相談所の体制強化は質・量それぞれの程度必要なのか。事後審査であれば負担はそれほど増えないのではないか。
- ・ 司法審査の導入に向けて、段階的に何年間かの間にどんな体制整備があればどこまでできるのか、具体的に実現させるための方策を考えるべきときが来ているのではないか。



<目指す方向性（案）>

- 親権者の同意がなく2か月を超える一時保護について、28条措置（親権者の同意がない施設入所等の措置）との均衡も考慮し、裁判所の関与を導入することが考えられるのではないか。（注：児童福祉法33条の規定により、一時保護は原則2か月を超えてはならないとされている。）
  - ・ 裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。（例：緊急性、必要性、子どもの状態、家庭の養育力、一時保護先の適正性など）
  - ・ 裁判所の審査手続はどのようなものとすべきか。
  - ・ 児童相談所等における体制をどの程度充実させる必要があるのか。
- 加えて、親権者の同意がない2か月以下の一時保護についても、裁判所の関与を導入することも考えられるか。その場合、緊急時の対応に支障が出ないようにすること、また、児童相談所が必要な一時保護をためらう等子どもの適切な保護がさまたげられないようにすることが必要と考えられる。

面会通信制限、接近禁止命令について

専門委員会報告（提言）（抄）

面会通信制限、接近禁止命令など、親権制限や子どもの権利制限に関わる処分について、司法が関与する仕組みを検討するべきであるとして、次のように述べる意見があった。

現行の接近禁止命令は、児童福祉法第 28 条審判に基づく社会的養護措置が条件となっており、実情にそぐわない。前述のように、現在の一時保護のあり方では子どもの学習権を保障することが極めて困難となっており、地域のオープンな環境で一時保護を行う必要があるが、そのためには接近禁止命令による子どもの生活環境の安全の確保が必須である。また、家族再統合や、父母の同意を得ずに成立した特別養子縁組、措置解除後に子どもが自立しようとする場面等においても、子どもに対する不当な攻撃が予想され、子どもの安全の確保のため、例えば、接近禁止命令の対象を同法第 28 条審判に基づく社会的養護措置以外の場合に拡大することなど、どのような方策が考えられるのか検討が必要である。

<目指す方向性（案）>

- 面会通信制限について、裁判所を命令の主体とする仕組みを導入することが考えられるのではないか。
  - ・ 裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。（例：保護者の態様、子どもへの影響や居所の状況など）
  - ・ 裁判所の審査手続はどのようなものとすべきか。命令の解除手続はどうか。
  - ・ 命令の実効性を高めるための方策としてどのようなことが考えられるか。（子どもの現在の監護者や児童相談所の役割等）
- 接近禁止命令について、裁判所を命令の主体とする仕組みを導入することが考えられるのではないか。
  - ・ 裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。（例：保護者の態様、子どもへの影響や居所の状況等）
  - ・ 裁判所の審査手続はどのようなものとすべきか。
  - ・ 命令の実効性を高めるための方策としてどのようなことが考えられるか。（子どもの現在の監護者や児童相談所の役割、警察等関係機関のかかわり等）

<目指す方向性（案）>

○ 接近禁止命令については、現行では 28 条による措置が前提となっているが、一時保護や同意入所の場合にも、対象範囲を拡大することが考えられるのではないか。

- ・具体的にどのような場合が考えられるか。
- ・裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。（例：保護者の態様、子どもへの影響や居所の状況等）
- ・裁判所の審査手続として、どのような手続を設けるべきか。

親権停止制度の  
活用について

専門委員会報告（提言）（抄）

（親権停止制度の活用について）

児童福祉法第 28 条審判に基づいて社会的養護措置をなしているケースに関しては、社会的養護措置後も親権者が親権を有し、施設の長や里親等の有する監護・教育・懲戒の権限と重複することによる措置後の混乱を避けるため、親権停止（事案によっては喪失）制度を活用するものとし、措置後の混乱のおそれなく第 28 条審判に基づく社会的養護措置で足りることが明らかな場合には、それによるものとすべきである。なお、親権停止の方が効果が重いので、謙抑性の原則からすると、第 28 条審判に基づく社会的養護措置から先に検討せざるを得ないとの意見もあった。



<目指す方向性（案）>

- 児童福祉法第 28 条措置や親権停止等について、必要に応じて、より適切に法的権限を使い分けられるよう、児童相談所運営指針等において、明確にすることが必要ではないか。
  - ・ 現行の児童相談所運営指針の記載に加えて、いかなる場合に「親権停止」を活用すべきか。

28 条措置に係る  
裁判所の承認に  
ついて

専門委員会報告（提言）（抄）

（28 条措置に係る裁判所の承認について）

実務上、児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、措置の種別を特定してなされているが、地域の社会資源を把握している児童相談所において子どもの状況に即応した最適の措置を選択することが子どもの利益に資するものであり、児童相談所が措置の種別を選択できるよう、裁判所の承認は措置の種別を特定せずになすことを検討すべきである。



<目指す方向性（案）>

- 児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、措置先を複数併記して承認を受けることが可能であり、全国の児童相談所及び家庭裁判所に、こうした対応が可能である旨を改めて周知することとしてはどうか。
- ※ 既存の調査結果では、措置開始後 2 年以内に措置先を変更した場合でも、あらかじめ複数の措置先について裁判所の承認を得ている場合が多数であるという結果となっている。

## 裁判所命令について

### 専門委員会報告（提言）（抄）

#### （裁判所命令について）

裁判所や都道府県による勧告制度に代わって、児童福祉法第 28 条審判や親権制限審判に際して、裁判所が直接保護者に対して行政機関の指導に従うことを義務付ける裁判所命令を設けることを検討すべきである。また、指導命令がなされたにも関わらず改善の見込みなしと裁判所が判断した場合には、親権喪失、さらには特別養子縁組の前提である親子関係の終結へと向かう手続を明確にするべきであるとの意見もあった。これら裁判所命令から始まる一連の手続によって、子どもにとって安全で永続的な家庭環境を保障するべきである。

なお、保護者の同意がある入所についても、裁判所命令が必要との意見もあった。

また、分離後だけでなく、分離されていない在宅の保護者に対し支援を受けることを義務付ける裁判所命令（英国の法制度でいうところの、スーパービジョン命令）についても、法的に規定することを検討するべきであるとの意見もあった。

他方、保護者に対する裁判所命令については、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書（平成 23 年 1 月 28 日）」において、「司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に対して勧告するのは、法制的に難しい面がある」と結論付けられていることに留意すべきところ、現時点で、その結論を覆すに足る立法事実が認められるとは言い難いといった意見があった。また、法廷侮辱罪等の制裁もないのに裁判所の命令に効果があるのか、現行制度でも裁判所の見解は保護者に伝わる工夫がなされているところ、その実践と検証が不十分なのではないかといった観点から、慎重な意見もあった。

#### 構成員の主なご意見

- ・ 在宅での支援における保護者に対する指導について、行政の指導程度では強制力がない。法的強制力を伴う措置が必要で、裁判所が直接保護者に指導命令を下す制度が考えられる。

- ・ 裁判所による親への直接指導については、裁判所は、あくまで受け身であって、能動的に修正案を考えるのは、それはあくまで児童相談所の役目である。その上で、イギリスの例などを見る限りでは、裁判所が児童相談所の案をオーソライズして実行するという建て付けは十分あり得るのではないか。
- ・ 裁判所による命令により、より履行の可能性が上がるかどうかということは、実際の民事事件などを見ても、必ずしも明らかではない。
- ・ 裁判所命令であれば、家庭がどうあるべきかということについて、裁判所が判断できるのか、判断する機関としてふさわしいのかということを考えなくてはならないのではないか。



#### <目指す方向性（案）>

- 保護者指導の実効性を高めるため、海外の事例も参考にしつつ、裁判所が直接保護者に対して行政機関の指導に従うことを義務付ける裁判所命令の仕組みを設けることが考えられるのではないか。
  - ・ 具体的な要件や仕組みについてどう考えるか。（第 28 条審判や親権制限審判の場合、一時保護中、同意入所中、在宅ケースの場合）
  - ・ 現行法上の裁判所による勧告や都道府県知事による勧告との関係をどう整理するか。
  - ・ 裁判所命令の実効性を高めるための方策として、どのようなものが考えられるか。例えば、命令違反に対して過料を設けることは考えられるか。その場合には、過料を科す場合の構成要件をどのように考えるか。
  - ・ 行政と司法の役割分担との関係をどう整理するか。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>その他全般的なご意見</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判所の関与について、現行よりも範囲を広げるべき、理想としては司法中心の制度を構築すべき。しかしながら、現行の児童相談所・家庭裁判所の体制のままで直ちに裁判所が関与することは難しいのではないかと。ただし、いつまでに裁判所の関与が開始するという期限をきちんと決めた上で、それに向けて体制を整えていくべき。</li> <li>・ 司法関与の導入については、裁判所・児童相談所において、現在の組織体制では対応しきれない課題であり、例えば5年等の移行準備期間を前提として、法整備と新たな体制整備のための予算措置を前提として、具体的な制度設計の検討が必要ではないか。</li> <li>・ 司法関与について、平成23年の検討の際に、一度導入しないという結論が出た中で、何がどう問題なのか、実務でどうなっているかというところを知りたい。</li> <li>・ 司法関与の具体的な仕組みの例を挙げて考えていかないと、問題点が明らかになってこないのではないかと。</li> <li>・ 司法関与で一体、どのような子どもの利益あるいは保護者の利益、つまりは法的利益が何なのかよく考える必要がある。</li> <li>・ 仮に裁判所が関与するのであれば、かなり精細な要件というものを立てなければならない。</li> <li>・ 裁判所に関与させた場合に、不服をどう申し立てるのか、あるいは履行しなかった場合の制裁についても、議論する必要がある。また、裁判所が何を審査するのかによって、行政訴訟で裁判所が何を審査するのかが変わってくる。</li> <li>・ 子供の視点でここで議論されることがどういう影響を子供に与えていくのかということをしっかり考えていきたい。また、子供の視点でどういうことが起きそうかということ想像しながら議論したい。</li> <li>・ 児童相談所の業務のあり方、今後検討されるであろう要保護児童の通告のあり方などの方向性を見通しながら論じていきたい。</li> <li>・ 立入調査、臨検搜索、強制的一時保護など強制的処分については、警察が執行すべき。全国の児童相談所で警察との連携強化が図られており、警察が虐待事案に積極的に関与することを一概に否定できない現状にある。また、警察の方が児童相談所よりも体制が整っており、迅速な対応が可能。警察を通告先として加えることも検討すべき。</li> <li>・ フランスでもイギリスでも、最終的に個別のケースについて専門的な関与ができるのは福祉行政以外になく、福祉</li> </ul> |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                                                                                                                                                                                                        |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>行政の充実とセットになって司法が関与しているから上手くいっているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本は大陸法に基づく親権制度の国であるが、大陸法下のフランスでは、児童虐待事案での子どもの親権者からの保護は、検察官命令書による司法手続きとして制度化されている。日本においては、児童相談所の行政サービス機能の延長線上に設定されており、相当いびつな状態ではないか。</li> </ul> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

個別の論点と本検討会における構成員の主なご意見について  
 ＜特別養子縁組＞（未定稿）

| 個別の論点      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの年齢について | <div data-bbox="504 432 947 507"> <p>専門委員会報告（提言）（抄）</p> </div> <div data-bbox="533 523 1928 758"> <p>次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 6 歳未満とされている現行の年齢制限について、子どもに永続的な家庭を保障するという視点に立てば、児童福祉法が対象とする全ての年齢の子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直すべきである。</li> </ul> </div>                                                                                                                                                                                             |
|            | <p>構成員の主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には、全ての未成年者を特別養子縁組の対象とすべきと考えるが、日本では長く普通養子縁組制度が適用されてきた歴史的経過を踏まえ、一定の年齢の子どもには、特別養子縁組か普通養子縁組かを選択できるようにする又は特別養子縁組に係る同意権を付与するといったことも必要と考える。</li> <li>・ ある程度の年齢になると、実親の記憶を消すことはできず、年長の子どもに対しては、特別養子縁組制度はあまり適切でない。要保護児童に家庭環境を与える手段としては、里親が適切と考える。</li> <li>・ 子どもが親を記憶しているかどうかという事と、特別養子縁組を利用できるかどうかというのは別問題と考えており、現行の家族法において、15 歳以上は本人の意思による身分行為が原則とされていることを踏まえ、特別養子縁組は 15 歳未満とすることが適当と考える。</li> <li>・ 特別養子縁組の判断基準として、子どもの福祉の必要性、縁組の必要性を基準とし、年齢で妨げられてしまうことがないようにする必要がある。</li> </ul> |

- ・ リーガルパーマネンシーがあらゆる年代の子どもにとって必要であるという認識あるいは理念を法律で明確にする必要がある。
- ・ 普通養子縁組を含めて1歳以上、幼児以降の縁組というのは、児童相談所に関してはほとんど行われていない、民間機関は児童相談所以上に新生児の割合が多いという現実の中で、幼児以降の子ども達に縁組をどう提供するかということを含めた検討が必要。
- ・ 代表的な限界事例としては、①実親の居所は分かっているが面会交流、意思表示がなく、同意を取れた時には6歳を超えていたので普通養子縁組を打診したが、実親との法的関係に養親が不安を感じた、②実親の居所は分かっているが、面会交流がなく、意思表示が得られないまま時間が経過した、③面会交流が途絶えて行方不明状態となり、行方不明状態と認定した段階で6歳直前であったため、養親が不安を感じた、④母の同意は得られたが、戸籍上の父の同意を得ることが困難、⑤28条審判により里親委託し、里親には特別養子縁組の意向はあるが、実親に個人情報を知られることを養親が非常に不安を感じたといったケースがある。
- ・ 年齢が大きくなるほど親子関係の形成は難しく、経験上10歳が限界。10歳で縁組後の親子関係が継続していくだけの信頼性をつくるというのは極めて難しい問題があり、全てが成功するわけではない。
- ・ 年齢の高い養子縁組は、養親側の需要もなく、養育する覚悟ができる養親希望者はほとんどいないと思っているが、まれにそういったことがあった場合に、特別養子縁組ができるよう、そういう意味での年齢制限の突破が自分たち支援者にとっての願い。



<今後の対応方針（案）>

- 特別養子縁組の年齢制限（6歳未満）について、年齢引き上げの必要性に関する実態調査を実施し、社会的養育の必要性との関係で、児童福祉の観点から、どのような見直しが適当か検討する。

審判の申立権について

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・ 現行の手続では、特別養子縁組を成立させる審判の申立ては養親のみしかできず、父母の同意がない場合、後日父母からの不当な攻撃や要求のおそれを否定できないため、養親が申し立てる際の心理的負担は極めて大きい。このため、実親において養育することが難しい子どもについて、特別養子縁組の手続に移行できず、社会的養護に留まる事例が少なくない。そこで、現行の手続を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続（実親との法的親子関係を解消させる手続）と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続（養親との法的親子関係を生じさせる手続）に分け、前者については児童相談所長に申立権を付与するべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 特に実親から同意をとる手続に改善が必要な点が多い。
- ・ 特別養子縁組の申し立てから実親の同意をとるまでを児童相談所が主体的に担い、成立の段階は養親側が行うという２段階にしてはどうかという点については、手続法の有識者の方々のご意見を踏まえながら検討が必要。
- ・ 虐待の有無に限らずに特別養子縁組を必要とする子どもにその機会を提供することを考えると、縁組成立後の子どもの安全確保のため、養親の個人情報を実親に知られないようにする必要があり、この点から、児童相談所長に申し立て権を付与する必要がある。
- ・ 養子縁組の手続を２段階に分けるという提案については、慎重に考えたい。



<今後の対応方針（案）>

- 実親の同意をとるのに苦労した実例や実親の同意をとれなかった実例等の収集・分析を行い、児童福祉の観点から、実親から同意を得る手続や特別養子縁組に係る審判手続、これらに関する運用の在り方等を検討する。

成立要件について

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・ 民法第 817 条の 7 は、特別養子縁組の成立要件を「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」としている。しかし、要件が厳しすぎるなどの理由から現実的に機能しておらず、子どもの永続的な家庭の保障という観点からはほど遠いとの指摘がある。そこで、特別養子縁組が子どもの永続的な家庭を保障するという観点から現実的に機能するように、前記要件を緩和するなど子どもの永続的家庭保障を重視した内容に見直すべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 親の同意の確認が難しい場合には、民法第 817 条の 6 の但書を積極的に適用すべき。  
（参考）民法第 817 条の 6  
特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。
- ・ 特別養子縁組に際して父母の同意が課題になるという点について、例えば親権喪失の申し立てがどの程度認められるのかといった司法関与も関連性がある。（親権喪失を申し立てて認められるようなケースであれば、実際には民法第 817 条の 6 但書が適用され、父母の同意は課題として残らない場合もあるのではないか。）
- ・ 現行の縁組の手続として、多くの児童相談所は、原則的には出産前に実親の同意をとるということはしないが、愛知方式など、いくつかの先駆的自治体では、出生前からある程度養親候補者の目星をつけて委託する場合もある。
- ・ 絶対に出産前に同意をとらないことにしている。実親が本当に育てられないと答えを出すまで、同意をとる瞬間を自分たちが納得することができるまで、極めて慎重に時間をかけて辛抱強く待たなければいけない。

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <div data-bbox="1160 276 1272 339" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="524 363 1971 590" data-label="Text"> <p>＜今後の対応方針（案）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別養子縁組の成立に関して問題が生じた事例等を収集・分析し、児童福祉の観点から、実父母の同意（民法第 817 条の 6）、子の利益のための特別の必要性（同法第 817 条の 7）の要件やこれらに関する運用の在り方等を検討する。</li> </ul> </div> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

子どもの出自を知る権利について

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・ 自らの出自を知ることは、人が成長していく上で重要な過程であり、権利性も認められる（児童の権利に関する条約第7条第1項）。特別養子縁組が成立した後も、できる限り自らの出自を知る権利を保障することは、子どもの福祉を図る上で極めて重要である。そこで、特別養子となった子どもが、将来、同養子縁組に至った事情等を知ることができるようにするために、行政機関が保有する記録の保管のあり方、保存期間、子どもが当該記録にアクセスする仕組みを明確にするべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 個人情報保護や、記録の保存年限が設定されていることにより、養子縁組により養子となった者の出自を知る権利が脅かされており、子どもの出自を知る権利の保障が必要。
- ・ 養子となった子に対し、実親の事情から養親にその養育が委託されたことを確実に知らせる必要がある。養子となった子は実親をトレースできる権利を保障されるべき。養子となった子は養親、実親とは別にプライバシーが守られた上で、相談支援を受けられるサービスの提供が必要。
- ・ 実親は裁判所等の組織を通じて実子の養育・生育をトレースできる権利が保障される必要がある。
- ・ 養親と養子は実親のトレースを知らされたうえで、具体的な対応、接触をどうするか、文通などの交流は許容するのかといった選択権を与えられることが望ましい。子どもの最善の利益の観点からの制度整備が必要であり、アドボケーター等の支援設定が必要。
- ・ 養子への真実告知、実親からのトレースへの対応等では、養親に特段の集中的支援を受ける権利が保障されることが必要。

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <div data-bbox="1176 247 1288 311" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="521 343 873 383" data-label="Section-Header"> <p>＜今後の対応方針（案）＞</p> </div> <div data-bbox="521 391 1942 528" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別養子となった子どもが自らの出自を知るための仕組み作りに向けて、実務的な課題を明らかにした上で、児童福祉の観点から対応等を検討する。<br/>（①実施機関、②情報の種類、③記録の保管のあり方、④記録の保存期間、⑤情報の提供方法 等）</li> </ul> </div> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援について | <div data-bbox="510 244 952 319">専門委員会報告（提言）（抄）</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                          | <div data-bbox="533 339 1930 414"> <p>次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。</p> </div> <div data-bbox="566 435 1930 563"> <p>・現在、特別養子縁組が成立した後は、当該養親子家庭に対する特別の支援は準備されておらず、実親子家庭と同様の支援しか想定されていない。養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援は非常に重要であり、支援を行うための仕組みについて、検討すべきである。</p> </div>                                                                                                                                                                               |
|                          | <div data-bbox="1115 627 1361 654">構成員の主なご意見</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                          | <div data-bbox="510 675 1966 750"> <p>・ 社会的養護のひとつの手段として養子縁組を考えることが増えていくのであれば、そこを社会全体で専門的に支援していくことも考えなければならない。</p> </div> <div data-bbox="1153 770 1288 845">  </div> <div data-bbox="533 890 1930 1026"> <div data-bbox="544 895 869 922">&lt;今後の対応方針（案）&gt;</div> <div data-bbox="544 943 1930 1021"> <p>○ 養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援の仕組みについて、児童福祉の観点から、どのような内容にすることが適当か検討する。</p> </div> </div> |

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 養子縁組の民間<br>あっせん団体に<br>対する規制等につ<br>いて | <div data-bbox="510 247 954 327">専門委員会報告（提言）（抄）</div> <div data-bbox="517 327 1960 555"> <p>次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及<br/>的速やかに検討を開始するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する規制のあり方（許認可のあり方や監督機関のあり方を含む。）、<br/>当該団体の事業内容について、具体的な検討をできるだけ速やかに行うべきである。</li> </ul> </div>                                                |
|                                      | <div data-bbox="1111 624 1364 655">構成員の主なご意見</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                                      | <div data-bbox="510 719 1960 799"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間機関への補助の在り方について、出来高制を採ると、養子縁組という方向性を持って実親の意思決定を支援し<br/>てしまうリスクがあるので、一括補助とすべき。</li> </ul> </div> <div data-bbox="517 858 1960 1026"> <div data-bbox="551 879 745 911">&lt;国会の動き&gt;</div> <p>※ 養子縁組あっせんについては、民間事業者に対する許可制の導入や業務の適正な運営を確保するための規制<br/>等を内容とする議員立法が、平成 28 年通常国会に提出され、継続審議中。</p> </div> |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>その他全般的なご意見</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法関与、特別養子縁組を含め、司法が親や子どもの権利を制限する場合に、何をもって制限するのかという点で、アセスメントの場が非常に重要。</li> <li>・ 養子縁組が進まない1つの要因として、児童相談所における取組の自治体間格差が大きく、児童相談所が成功体験を十分に蓄積できない状況のなかで悪循環に陥っているという点が挙げられる。</li> <li>・ 近年の特別養子縁組成立件数の増は、民間機関によるものではないかと予測でき、児童相談所の体制強化がどれだけ縁組の成立に貢献できるのかという点、限界があるのではないかと考える。</li> <li>・ 民間には職員の継続性という強みがあり、民間機関が関わるということは市民意識の変革に大きく結びついていく部分も大きいと考える。こうした意識変革も含めて民間の力を活用し、行政がそのモニタリングを行うという体制のほうが、養子縁組を促進するうえで貢献できるのではないかと考える。</li> <li>・ 長期間委託を受ける里親と養子縁組とを明確に区別していく具体策が重要。</li> <li>・ 新生児委託については、一時保護委託を含め乳児院の活用は避け、個別応答的環境を保障できる里親を活用しながら進めていくべき。</li> <li>・ 現在市区町村独自で行われている妊産婦ホームのようなものを制度化し、この機関と民間機関とが共同して実親の意思決定を支援していくという体制が重要。</li> <li>・ 養子縁組と里親とを区別していくうえで、養子縁組里親を廃止し、公的機関と民間機関と、いずれの機関が関与するのかにかかわらず、養子縁組里親に支弁される額に相当する経済的支援を公平に提供すべき。</li> <li>・ これまでの養子縁組の当事者の意識調査を行い、データを蓄積することが必要。離縁ケース、受理ケース、認容ケース、却下ケース、取り下げ内容を含めて、どういうケースがあったのかを明確化することが必要。</li> <li>・ 今回の児童福祉法改正の趣旨からすると、長期間施設入所している多くの子どもが家庭環境で暮らせる措置を講じなければならない。</li> <li>・ 日本には養子縁組に関するデータが少ない、というよりも無い。データに基づいて政策をデザインし、かつ評価していくことが必要。</li> </ul> |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                                                                                                                                                                                               |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養子縁組制度は劇薬だと思う。子どもの生活環境を法的に安定させるすばらしい制度であるが、もう一方では親子関係を断ち切る制度でもある。重大な問題であり、丁寧な検討が必要。</li> <li>・ 離縁が認容されているケースについて、離縁を認めざるを得ないどんな状況にあるのか、少なくとも代表的な何ケースかを報告していただくようお願いしたい。</li> </ul> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

法改正後の進捗状況について（平成28年10月1日現在）

|                      | 項目                                                                                            | 進捗状況                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 理念                | 1) 子どもの権利を基礎とした理念の啓発状況                                                                        | ・公布通知による周知に加えて、児童相談所運営指針を改訂。<br>今後は、政府広報や全国会議など、今回の法改正の周知・広報の機会をとらえて、理念についても周知・広報を行っていく。                                                                                                                                                                                             |
|                      | 2) 家庭支援の在り方                                                                                   | ・児童相談所運営指針において法改正の内容を反映。                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                      | 3) 家庭養護（家庭と同様な養育）の原則の貫き方                                                                      | ・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて法改正の内容を反映するよう改訂に向けて検討中。                                                                                                                                                                                                                                    |
|                      | 4) 児童虐待防止法 第14条<br>参議院附帯決議にもあるように、体罰を伴わないしつけの在り方提示に関して                                        | ・平成28年度「児童虐待防止推進月間」（H28年11月実施）で予定している全国フォーラム、政府広報等を通じて、体罰を伴わないしつけの在り方について積極的な広報啓発を実施予定。<br>・親権を行う者の懲戒権の行使の在り方については、今後検討。                                                                                                                                                             |
| 2. 子どもの権利擁護に関する仕組み   | 児童福祉審議会が児童福祉に関する調査審議の一環として、弁護士との協力により、直接、苦情等を受け付け、児童の権利擁護の審査をする（児相等が権利擁護ができていないときの審査）という仕組み構築 | ・既存の不服審査制度との関係を整理するとともに、苦情等の受付対象の範囲、具体的な実施体制、苦情等の処理方法等について、今後検討。                                                                                                                                                                                                                     |
| 3. 国・都道府県・市区町村の責任と役割 | 1) 児相から市区町村への送致：双方が納得し、子どもが狭間に落ちない送致の在り方<br>2) アセスメントツールの開発状況                                 | ・施行に向けて共通アセスメントツールを検討中。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 4. 要保護・要支援児童の対象年齢    | 1) 自立援助ホームの拡大・質の向上                                                                            | ・対象者拡大については、対象範囲を省令で規定予定。また、平成29年度概算要求において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象拡大（22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者）に伴う支援に要する補助事業【児童自立生活援助事業（仮称）】を新規に要求中。<br>・自立援助ホームの質の向上については、平成29年度概算要求において、①入居者の障害等の状況に応じた内容の充実（一般生活費、児童用採暖費の適用拡大等）、②大学進学等への支援の充実（大学進学等自立生活支度費の支給）を要求中。新たな社会的養育の在り方に関する検討会における議論も踏まえ今後検討。 |

|                    | 項目                                                                                     |                                                             | 進捗状況                                                                                                                                                             |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 要保護・要支援児童の対象年齢  | 2) 里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設 |                                                             | ・平成29年度概算要求において、里親委託や施設措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、生活面を含め、引き続き必要な支援を受けることができる補助事業【社会的養護自立支援事業(仮称)】を新規に要求中。                                      |
|                    | 3) 退所児童等アフターケア事業の拡大                                                                    |                                                             | ・平成29年度概算要求において、退所児童等のアフターケアの充実を図るため、相談支援体制の充実を要求中。                                                                                                              |
| 5. 新たな子ども家庭支援体制の整備 | (1) 基礎自治体における拠点整備                                                                      | 1) 市区町村レベルで相談、指導、里親支援、連絡調整等を一体的に担う事業の創設(児童家庭支援センターの見直しを含む)。 | ・「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において、拠点機能のあり方、推進方策を検討。(第1回:8月8日、第2回:9月16日、 <b>第3回:10月21日</b> )<br>・平成29年度概算要求において、市町村が児童等に関する支援を一体的に担う拠点の運営に要する経費の補助を行う事業を新規に要求中。 |
|                    |                                                                                        | 2) 要保護児童対策地域協議会の設置徹底の状況                                     | ・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施予定であり、調査結果を踏まえ設置促進策を検討。                                                                                                             |
|                    |                                                                                        | 3) 要保護児童対策地域協議会への専門職の配置状況                                   | ・平成28年度要保護児童対策地域協議会設置状況等調査を実施予定。 ※平成27年度データあり                                                                                                                    |
|                    |                                                                                        | 4) 3)の研修受講状況                                                | ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、研修のガイドライン等を検討予定。(第1回:7月29日、第2回:9月2日、 <b>第3回:10月7日</b> )                                                                          |
|                    | (2) 母子保健法への位置づけ                                                                        | 1) 母子保健における虐待予防の意識向上                                        | ・改正法の公布・施行に伴い、母子保健施策が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることを、各自治体の母子保健主管部(局)へ周知。                                                                                                |
|                    |                                                                                        | 2) 子育て世代包括支援センターの状況(内容等)                                    | ・調査研究を行い、子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインを策定予定。                                                                                                                            |
|                    | (3) 就学前の保育・教育の質の向上                                                                     |                                                             | 保育所は各家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある旨を「保育所保育指針」に記載することを検討。                                                                                           |

|                    | 項目            |                                                                                                                                                                                             | 進捗状況                                                                                                                                        |
|--------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 新たな子ども家庭支援体制の整備 | (4) 特定妊婦への支援  | 1) 特定妊婦(要支援児童等)と思われる者を把握した時の市町村への情報提供の促進とその扱い方の提示                                                                                                                                           | ・特定妊婦・要支援児童の状況(指標)例を新たに作成し、通知文を発出する予定。                                                                                                      |
|                    |               | 2) 産前産後ホームに関するモデル事業の実施                                                                                                                                                                      | ・平成29年度概算要求において、特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業【産前・産後母子支援事業(仮称)】を新規に要求中。                   |
|                    |               | 3) 2)に並行して「産前産後ホーム」に関する制度設計                                                                                                                                                                 | ・2)のモデル事業の実施状況等を踏まえつつ今後検討。                                                                                                                  |
|                    |               | 4) 乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を全市町村で実施                                                                                                                                                              | ・平成28年度乳児家庭全戸訪問事業実施状況等調査を実施予定であり、調査結果を踏まえ実施促進策を検討。<br>＜平成27年度実績＞<br>・乳児家庭全戸訪問事業 1,730市町村、実施率99.4%<br>・養育支援訪問事業 1,447市町村、実施率83.1%            |
|                    | (5) 通所・在宅措置   | 1) 児童相談所の指導委託措置について、新たに補助対象とし、様々な社会資源の活用を推進。<br>2) その取り組みとして以下を行う<br>・措置解除後等に、関係機関が連携して定期的な児童の安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施<br>・児童や家庭の状況に応じて、養育支援訪問事業や地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援、児童委員の活動など、アウトリーチ型支援を活用 | ・児童相談所運営指針において法改正の内容を反映し、子ども虐待対応の手引きにおいて、法改正の内容を反映するよう改訂に向け検討中。また、平成29年度概算要求において、市町村職員が児童相談所から委託される指導措置等を適切に行えるよう市町村にスーパーバイザーを配置する費用補助を要求中。 |
|                    | (6) 児童相談所設置基準 | 1) 中核市・特別区への設置に向けた支援の状況                                                                                                                                                                     | ・平成29年度概算要求において、中核市及び特別区が児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用補助を要求中。<br>・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。 |
|                    |               | 2) 中核市・特別区に設置する児童相談所の在り方の提示                                                                                                                                                                 | ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。                                                                                                |

|                    | 項目                       |                                            | 進捗状況                                                                                                   |
|--------------------|--------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 新たな子ども家庭支援体制の整備 | (7) 児童相談所の機能分化<br>＜機能分化＞ | 1) 通告窓口の一元化に関するモデル事業の実施                    | ・平成29年度概算要求において、調査研究費を活用して実施することを検討中。<br>・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。                  |
|                    |                          | 2) 児童相談所における介入・支援機能の分離に関する好事例を分析・評価し、全国に普及 | ・平成29年度概算要求において、調査研究費を活用して実施することを検討中。<br>・「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」において児童相談所等の専門性の向上等を検討予定。                  |
|                    |                          | 3) 「189」の利便性の改善                            | ・平成28年4月に189のガイダンスの短縮を実施。(平均70秒⇒30秒)<br>・平成29年度概算要求において、コールセンター方式を導入し、更なる利便性の改善を図る。                    |
|                    | (7) 児童相談所の機能分化<br>＜一時保護＞ | 1) 里親等への一時保護委託を拡大                          | ・平成28年度予算において、里親への一時保護委託を促進するため、里親手当の金額を引上げ(2,360円⇒4,040円)。                                            |
|                    |                          | 2) 一時保護所の環境整備(混合処遇の解消)や量的拡大                | ・平成27年度補正予算において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。<br>・引き続き、平成28年度補正予算案において、一時保護所の整備に係る国庫補助率を引上げ(1/2⇒2/3)。 |
|                    |                          | 3) 一時保護所の第三者評価の在り方                         | ・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。<br>・平成29年度概算要求において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を要求中。            |
|                    |                          | 4) 一時保護所の基準の見直し                            | ・今後、一時保護所の設備・職員配置の実態についての調査を検討。                                                                        |

|                    | 項目                                                                                          |                                                                                                                                                                                               | 進捗状況                                                                                                                                |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 新たな子ども家庭支援体制の整備 | (8) 司法関与の整備                                                                                 | 1) 法務省との協議の場を設置し、速やかに検討                                                                                                                                                                       | ・司法関与の在り方については、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、検討を <b>行っている</b> 。(第1回:7月25日、第2回:8月31日、第3回:9月26日、 <b>第3回:10月14日</b> ) |
|                    |                                                                                             | 2) 当面行われる以下の取組の実施状況の検証<br>・28条措置による措置先の変更の可能性がある場合に、里親、施設等を複数併記して家庭裁判所に申し立て、そのいずれかに措置することについて承認を受けることが可能である旨について、全国の家庭裁判所を含め、周知。<br>・裁判所が都道府県に保護者指導の実施を勧告する場合について、裁判所が保護者に勧告内容を直接伝達する運用を更に活用。 | ・「 <b>児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会</b> 」における議論を踏まえつつ、児童相談所運営指針等において、左記の取組の内容を盛り込むよう改訂等に向け検討中。                           |
|                    | (9) 評価制度の構築                                                                                 | 1) 一時保護所の第三者評価の在り方(再掲)<br>2) 社会的養護関係施設の第三者評価基準の見直しの実施状況を踏まえて、必要な見直し                                                                                                                           | ・平成27年度調査研究において、第三者評価を実施している自治体を把握済み。<br>・平成29年度概算要求において、一時保護所において、第三者評価を受審した際に係る費用の補助を要求中。                                         |
| 6. 職員の専門性の向上       | 1) 児童福祉司の研修<br>・社会福祉士等の基礎資格に応じた必要な研修の受講<br>・社会福祉主事を任用する場合の任用前指定講習会の受講<br>・スーパーバイザーにおける研修の受講 |                                                                                                                                                                                               | ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、検討中。(第1回:7月29日、第2回:9月2日、 <b>第3回:10月7日</b> )                                                         |
|                    | 2) 省令で定める他の任用要件についても質の均てん化の観点から見直し                                                          |                                                                                                                                                                                               | ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、検討中。(第1回:7月29日、第2回:9月2日、 <b>第3回:10月7日</b> )                                                         |
|                    | 3) 児童福祉司の配置基準について、児童虐待相談件数を考慮                                                               |                                                                                                                                                                                               | ・児童福祉法施行令を改正(平成28年8月18日公布)し、児童虐待相談対応件数を考慮した配置基準に改正済み。                                                                               |
|                    | 4) 改正法附則にある子ども家庭福祉の担当職員の質の向上の方策(2年以内)                                                       |                                                                                                                                                                                               | ・「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、児童福祉に従事する者の資質の向上を図るための方策の検討の一環として、検討予定。(第1回:7月29日、第2回:9月2日、 <b>第3回:10月7日</b> )                      |

|                       | 項目                |                                             | 進捗状況                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|-------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 社会的<br>養護の充実<br>強化 | (1) 里親制度の<br>充実強化 | 1) 里親制度の普及から児童の養育支援までの一貫した里親支援の状況と在り方の提示    | ・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、法改正の内容を反映するよう改訂に向け検討中。<br>・都道府県等が一貫した支援を実施できるよう、平成29年度概算要求において、従来の里親支援機関事業を見直し、里親支援事業(仮称)により里親に対する支援を拡充することとしている。合わせて、新たな社会的養育の在り方に関する検討会での議論を踏まえつつ、里親による養育の質の向上について必要な支援策についても今後検討。 |
|                       |                   | 2) 里親支援専門相談員を効果的に活用⇒各施設ではなく上記1)に組み込む        | ・上記1)の関連予算と合わせて、平成29年度概算要求において検討中。                                                                                                                                                                              |
|                       |                   | 3) 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業は里親家庭も対象              | ・平成28年度の事業実施要綱において、里親家庭も対象であることを記載し、自治体に通知済み。                                                                                                                                                                   |
|                       |                   | 4) 里親の一時保護手当はあがったが、里親への一時保護委託の在り方の提示        | ・平成28年度予算において、里親に委託した場合の一時保護委託手当の金額を引上げ。(2,360円→4,040円)<br>・里親への一時保護委託が適当と考えられるケースや条件整備について今後検討。                                                                                                                |
|                       | (2) 就学前の家庭養護の原則   | 1) 新たな理念規定を踏まえ、里親委託の例外となるケース等を通知で明確化        | ・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改訂について検討を開始。                                                                                                                                                                             |
|                       | (3) 特別養子縁組制度      | 1) 児童相談所及び民間のあっせん機関の養子縁組相談・支援の状況を把握し、在り方を提示 | ・平成26年度～平成27年度 厚生労働科学研究「国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究」において、児童相談所及び民間機関の養子縁組あっせんや相談支援の状況を把握。調査研究の内容等も踏まえつつ、児童相談所運営指針の改訂等について検討を開始。                                                           |
|                       |                   | 2) 子どもの継続的養育に資する特別養子縁組の在り方についての周知徹底         | ・児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインにおいて、児童福祉の観点からの特別養子縁組の有用性について記載することを検討。                                                                                                                                                   |
|                       |                   | 3) 改正法附則にある利用促進の在り方についての速やかな検討の状況           | ・「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、検討を開始。                                                                                                                                                          |
|                       | (4) 施設ケアの充実強化     | 1) 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の拡大                 | ・平成29年度概算要求において、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等に必要な事項を要求。                                                                                                                                                           |

| 項目            |                                                                                                                                                                                | 進捗状況                                                                                                                                                                                   |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 社会的養護の充実強化 | (5) 自立支援<br>1) 里親委託や施設措置された子どもが、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業(再掲)<br>2) 自立援助ホームの状況(質の向上を含む)(再掲)<br>3) 退所児童等アフターケア事業(再掲)<br>4) 里親委託や施設措置が解除された後の支援のための市区町村や児童相談所の担当部署・ワーカーの配置 | 1) 平成29年度概算要求に計上。(再掲)<br>2) 平成29年度概算要求に計上。また、対象者拡大については、対象範囲を省令で規定予定。(再掲)<br>3) 平成29年度概算要求に計上(再掲)<br>4) 平成29年度概算要求において、社会的養護自立支援事業(仮称)を都道府県等で実施(委託可)し、支援の中核となる支援コーディネーターを実施機関等への配置を要求。 |
| 8. 統計         | 1) 統計調査の内容の見直しに資するため、正確な国際比較ができる統計資料を構築するため、各国の統計調査の実態把握などの調査研究の実施                                                                                                             | ・平成29年度概算要求において、調査研究費を活用して実施することを検討中。                                                                                                                                                  |
|               | 2) 児童虐待に関する地域のデータベース構築について調査研究を実施                                                                                                                                              | ・平成29年度概算要求において、調査研究費を活用して実施することを検討中。                                                                                                                                                  |
|               | 3) CDRに関するモデル事業を実施                                                                                                                                                             | ・調査研究によるモデル的取組の実施を検討中。                                                                                                                                                                 |
| 9. その他        | 1) 関係機関が情報提供できる法改正に伴い、民間企業が個人情報保護を乗り越えて資料を提出できる具体ケースのイメージについて通知を発出                                                                                                             | ・関係機関・民間企業による情報提供について、通知文を発出する予定。                                                                                                                                                      |
|               | 2) 親子再構築支援に関し、児童養護施設等に配置する家庭支援専門相談員について、平成27年度実施の活動実態等に関する調査研究の結果等を踏まえ、その更なる活用の促進を検討                                                                                           | ・調査研究の結果等を踏まえ、平成28年度の調査研究費を活用し、家庭支援専門相談員等による親子関係再構築支援に資する手引き等の策定を検討中。<br>・これまでの取組としては、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」を作成(平成25年3月)、「社会的養護関係施設の親子関係再構築支援ガイドライン」を作成(平成26年3月)し、関係機関等に活用を促している。 |

## 新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント（未定稿）

## 1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

## ① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製

⇒叩き台作成を事務局に依頼

⇒それを議論して、必要に応じて修正

## ② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認

## ③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

## 2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

## 1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ

子どもの権利を基礎とした基準へ

## 2) 社会的養育の構造

## (1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

## ① 家庭への養育支援のあり方

子どものための支援であることが基本

要支援家庭のアセスメント

支援の在り方

在宅措置の在り方

社会的養護との連続性

児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方

## ② 保育園等の補完的養育

保育園での養育の質の向上に向けて

## ③ ショートステイ等の短期的ケア

ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方

全体の支援計画の中の組み込み方

## (2)社会的養護

### 改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

### 議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
  - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
  - 里親類型の見直しや新設
- ② 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ③ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ④ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない場合」の条件を明確化
- ⑤ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑥ 社会的養護における「継続性」(continuity)と永続性(permanency)の担保のあり方
  - ・「継続性」を重視したソーシャルワークの在り方
  - ・子どもの立場に立った継続性・永続性とその計画(permanency planning)
  - ・子どもへの説明、意見聴取、同意
  - ・子どもにとって必要不可欠な措置変更の条件の明確化とそれ以外の措置変更の防止
  - ・養育者との関係性の継続の重視
  - ・養育者の頻繁な変更の回避と不可欠な養育者変更時の子どもへのケア
  - ・個の記録の確保
  - ・ゲートキーパー的な役割を果たす部署や人材
- ⑦ 措置時、措置解除時等における移行期のケアのあり方
- ⑧ それらの原則を守れる社会的養護体系の在り方
  - ・施設養護の専門性
  - ・施設類型の見直し ・施設養護の人員の配置基準
  - ・専門性による体系の再編成
  - ・ケアの個別化の必要性
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

(3) 一時保護

- ① 法改正によって明確になった機能の在り方
- ② 一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方  
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③ 第3者評価の在り方

3) 自律・自立保障

議論すべき事項

(1) 継続的支援の保障（対象年齢以上のものを含む）

- ① 措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ② 自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③ 措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④ 措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤ 支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥ 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦ 施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧ 自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨ 当事者の参画のあり方

(2) 自律・自立のための養育のあり方と進路保障

- ① 自律・自立の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ② 生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③ 原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④ 親密圏での暴力（性暴力を含む）と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤ 高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥ 職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦ 社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ ステップハウス等の整備と活用

(3) 地域生活の支援のあり方

- ① 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保（再掲）
- ② 社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③ 地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④ 金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤ 暴力被害（性暴力を含む）時の早期介入と対応のあり方
- ⑥ 法的支援の保障と弁護士費用等の確保

- ⑦ 職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧ 家族形成、妊娠と出産（本人・パートナー）時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨ 当事者団体の形成の促進と活動の支援

3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて

- ・全ての子ども家庭（ポピュレーション）から社会的養護までを視野に入れた社会的養育の検討が必要
- ・サービス提供側の視点からの「社会的養護の課題と将来像」から子ども側の視点からの「新たな社会的養育の構築」へ
- ・子どものニーズに沿った計画
- ・子どもを中心とした「新たな子ども家庭ソーシャルワーク」の確立

## 議事(2)に関連する資料

1. 里親・ファミリーホーム推進及び児童養護施設等の小規模化の推進に関するこれまでの厚生労働省の主な働きかけ(通知等)
2. 地域小規模児童養護施設、小規模グループケア(分園型・本園でのユニット型別)の都道府県等別数の推移
3. 里親及びファミリーホーム(個人・法人別)の都道府県等別数の推移
4. 里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの子ども一人当たりの措置費の試算
5. 里親支援専門相談員の配置状況(都道府県等別数の推移)
6. 未成年養子(普通養子)縁組の許可件数及び特別養子縁組の成立件数の推移

1. 里親・ファミリーホーム推進及び児童養護施設等の小規模化の推進に関するこれまでの厚生労働省の主な働きかけ(通知等)

| 年度     | 事 項                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 平成22年度 | 「里親委託ガイドラインについて」(平成23年3月局長通知)(別添1)                          |
| 平成23年度 | 「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)                                     |
| 平成24年度 | 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月局長通知)(別添2)             |
| 平成26年度 | 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(別添3)                              |
| 平成28年度 | 改正児童福祉法(平成28年6月3日公布)、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(平成28年6月局長通知) |

※ 毎年開催の「全国児童福祉主管課長会議」において、里親・ファミリーホーム委託の推進、小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進について要請

2. 地域小規模児童養護施設、小規模グループケア(分園型・本園でのユニット型別)の都道府県等別数の推移

○ 地域小規模児童養護施設

(単位: か所)

|    |      | 地域小規模児童養護施設 |     |     |     |     |
|----|------|-------------|-----|-----|-----|-----|
|    |      | H23         | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 1  | 北海道  | 9           | 9   | 9   | 10  | 10  |
| 2  | 青森県  | 1           | 1   | 1   | 2   | 2   |
| 3  | 岩手県  | 3           | 3   | 3   | 4   | 5   |
| 4  | 宮城県  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 5  | 秋田県  | 2           | 5   | 5   | 5   | 6   |
| 6  | 山形県  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 7  | 福島県  | 3           | 3   | 3   | 3   | 3   |
| 8  | 茨城県  | 5           | 5   | 7   | 9   | 9   |
| 9  | 栃木県  | 9           | 9   | 9   | 9   | 10  |
| 10 | 群馬県  | 5           | 5   | 6   | 6   | 6   |
| 11 | 埼玉県  | 20          | 20  | 20  | 21  | 21  |
| 12 | 千葉県  | 5           | 8   | 12  | 12  | 12  |
| 13 | 東京都  | 54          | 56  | 57  | 60  | 63  |
| 14 | 神奈川県 | 4           | 4   | 4   | 4   | 6   |
| 15 | 新潟県  | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 16 | 富山県  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 17 | 石川県  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 18 | 福井県  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 19 | 山梨県  | 3           | 3   | 3   | 3   | 3   |
| 20 | 長野県  | 1           | 1   | 3   | 3   | 6   |
| 21 | 岐阜県  | 4           | 4   | 4   | 5   | 6   |
| 22 | 静岡県  | 2           | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 23 | 愛知県  | 8           | 9   | 9   | 10  | 10  |
| 24 | 三重県  | 4           | 4   | 5   | 5   | 5   |
| 25 | 滋賀県  | 3           | 3   | 4   | 4   | 4   |
| 26 | 京都府  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 27 | 大阪府  | 11          | 13  | 14  | 16  | 18  |
| 28 | 兵庫県  | 1           | 2   | 4   | 4   | 6   |
| 29 | 奈良県  | 2           | 2   | 3   | 3   | 4   |
| 30 | 和歌山県 | 1           | 1   | 1   | 2   | 2   |
| 31 | 鳥取県  | 1           | 1   | 2   | 2   | 3   |
| 32 | 島根県  | 0           | 0   | 1   | 1   | 1   |
| 33 | 岡山県  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 34 | 広島県  | 4           | 3   | 3   | 4   | 5   |
| 35 | 山口県  | 3           | 3   | 2   | 2   | 2   |
| 36 | 徳島県  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 37 | 香川県  | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 38 | 愛媛県  | 2           | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 39 | 高知県  | 1           | 1   | 2   | 3   | 3   |
| 40 | 福岡県  | 3           | 3   | 3   | 5   | 6   |
| 41 | 佐賀県  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 42 | 長崎県  | 2           | 5   | 5   | 5   | 6   |
| 43 | 熊本県  | 3           | 5   | 6   | 8   | 9   |
| 44 | 大分県  | 5           | 6   | 6   | 8   | 8   |
| 45 | 宮崎県  | 2           | 2   | 2   | 3   | 3   |
| 46 | 鹿児島県 | 1           | 2   | 3   | 3   | 5   |
| 47 | 沖縄県  | 2           | 2   | 2   | 3   | 4   |
| 小計 |      | 191         | 209 | 229 | 253 | 278 |

|    |       | 地域小規模児童養護施設 |     |     |     |     |
|----|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|
|    |       | H23         | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 48 | 札幌市   | 1           | 1   | 2   | 2   | 2   |
| 49 | 仙台市   | 2           | 2   | 2   | 3   | 3   |
| 50 | さいたま市 | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 51 | 千葉市   | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 52 | 横浜市   | 1           | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 53 | 川崎市   | 5           | 5   | 5   | 5   | 5   |
| 54 | 相模原市  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 55 | 新潟市   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 56 | 静岡市   | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 57 | 浜松市   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 58 | 名古屋市  | 5           | 6   | 6   | 7   | 8   |
| 59 | 京都市   | 3           | 3   | 3   | 3   | 4   |
| 60 | 大阪市   | 5           | 5   | 7   | 7   | 8   |
| 61 | 堺市    | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 62 | 神戸市   | 0           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 63 | 岡山市   | 1           | 1   | 1   | 1   | 2   |
| 64 | 広島市   | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 65 | 北九州市  | 0           | 0   | 0   | 1   | 2   |
| 66 | 福岡市   | 2           | 2   | 5   | 6   | 6   |
| 67 | 熊本市   | 1           | 1   | 1   | 1   | 2   |
| 小計 |       | 30          | 33  | 39  | 43  | 49  |
| 68 | 横須賀市  | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 69 | 金沢市   | 0           | 1   | 1   | 2   | 2   |
| 小計 |       | 0           | 1   | 1   | 2   | 2   |
| 合計 |       | 221         | 243 | 269 | 298 | 329 |

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ  
※各年度は10月1日現在の状況

|    |      | 小規模グループケア(分園型) |     |     |     |     |     |     |     |     |     |          |     |     |     |     |             |     |     |     |     |
|----|------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|
|    |      | 児童養護施設         |     |     |     |     | 乳児院 |     |     |     |     | 児童自立支援施設 |     |     |     |     | 情緒障害児短期治療施設 |     |     |     |     |
|    |      | H23            | H24 | H25 | H26 | H27 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H23      | H24 | H25 | H26 | H27 | H23         | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 1  | 北海道  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 2  | 青森県  | 2              | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 3  | 岩手県  | 4              | 3   | 3   | 3   | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 4  | 宮城県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 5  | 秋田県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 6  | 山形県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 7  | 福島県  | 1              | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 8  | 茨城県  | 0              | 0   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 9  | 栃木県  | 0              | 1   | 2   | 6   | 6   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 10 | 群馬県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 11 | 埼玉県  | 5              | 5   | 4   | 4   | 5   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 12 | 千葉県  | 2              | 3   | 3   | 4   | 6   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 13 | 東京都  | 11             | 12  | 14  | 17  | 20  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 14 | 神奈川県 | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 15 | 新潟県  | 0              | 0   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 16 | 富山県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 17 | 石川県  | 0              | 0   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 18 | 福井県  | 0              | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 19 | 山梨県  | 3              | 3   | 3   | 3   | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 20 | 長野県  | 0              | 0   | 0   | 2   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 21 | 岐阜県  | 2              | 2   | 2   | 1   | 1   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 22 | 静岡県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 23 | 愛知県  | 2              | 3   | 3   | 5   | 5   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 24 | 三重県  | 1              | 1   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 25 | 滋賀県  | 0              | 0   | 0   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 26 | 京都府  | 0              | 0   | 0   | 2   | 5   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 27 | 大阪府  | 0              | 0   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 28 | 兵庫県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 29 | 奈良県  | 1              | 2   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 30 | 和歌山県 | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 31 | 鳥取県  | 1              | 1   | 1   | 1   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 32 | 島根県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 33 | 岡山県  | 1              | 1   | 1   | 1   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 34 | 広島県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 35 | 山口県  | 4              | 4   | 7   | 7   | 7   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 36 | 徳島県  | 0              | 0   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 37 | 香川県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 38 | 愛媛県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 39 | 高知県  | 3              | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 40 | 福岡県  | 0              | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 41 | 佐賀県  | 1              | 1   | 2   | 2   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 42 | 長崎県  | 3              | 1   | 1   | 3   | 5   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 43 | 熊本県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 44 | 大分県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 45 | 宮崎県  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 46 | 鹿児島県 | 1              | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 47 | 沖縄県  | 0              | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 小計 |      | 48             | 50  | 58  | 74  | 88  | 1   | 1   | 4   | 4   | 3   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |

|    |       | 小規模グループケア(分園型) |     |     |     |     |     |     |     |     |     |          |     |     |     |     |             |     |     |     |     |
|----|-------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|
|    |       | 児童養護施設         |     |     |     |     | 乳児院 |     |     |     |     | 児童自立支援施設 |     |     |     |     | 情緒障害児短期治療施設 |     |     |     |     |
|    |       | H23            | H24 | H25 | H26 | H27 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H23      | H24 | H25 | H26 | H27 | H23         | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 48 | 札幌市   | 0              | 0   | 0   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 49 | 仙台市   | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 50 | さいたま市 | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 51 | 千葉市   | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 52 | 横浜市   | 3              | 4   | 2   | 2   | 4   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 53 | 川崎市   | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 54 | 相模原市  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 55 | 新潟市   | 0              | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 56 | 静岡市   | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 57 | 浜松市   | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 58 | 名古屋市  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 59 | 京都市   | 1              | 1   | 1   | 1   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 60 | 大阪市   | 2              | 2   | 2   | 2   | 2   | 3   | 3   | 2   | 4   | 4   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 61 | 堺市    | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 62 | 神戸市   | 5              | 5   | 4   | 4   | 4   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 63 | 岡山市   | 2              | 2   | 2   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 64 | 広島市   | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 65 | 北九州市  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 66 | 福岡市   | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 67 | 熊本市   | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 小計 |       | 13             | 15  | 12  | 14  | 17  | 8   | 8   | 8   | 10  | 11  | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 68 | 横須賀市  | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 69 | 金沢市   | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 小計 |       | 0              | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 合計 |       | 61             | 65  | 70  | 88  | 105 | 9   | 9   | 12  | 14  | 14  | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※各年度は10月1日現在の状況

○ 小規模グループケア(本園でのユニット型)

(単位:グループ)

|    |      | 小規模グループケア(本園でのユニット型) |     |     |     |     |     |     |     |     |     |          |     |     |     |     |             |     |     |     |     |
|----|------|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|
|    |      | 児童養護施設               |     |     |     |     | 乳児院 |     |     |     |     | 児童自立支援施設 |     |     |     |     | 情緒障害児短期治療施設 |     |     |     |     |
|    |      | H23                  | H24 | H25 | H26 | H27 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H23      | H24 | H25 | H26 | H27 | H23         | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 1  | 北海道  | 13                   | 17  | 17  | 17  | 18  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1        | 1   | 1   | 1   | 1   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 2  | 青森県  | 4                    | 4   | 3   | 5   | 5   | 1   | 1   | 1   | 1   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 3  | 岩手県  | 3                    | 7   | 8   | 12  | 12  | 1   | 1   | 3   | 5   | 5   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 4  | 宮城県  | 1                    | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 5  | 秋田県  | 2                    | 2   | 6   | 6   | 6   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 6  | 山形県  | 5                    | 5   | 6   | 6   | 7   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 7  | 福島県  | 9                    | 10  | 12  | 10  | 10  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 8  | 茨城県  | 13                   | 17  | 18  | 22  | 29  | 2   | 3   | 3   | 3   | 3   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 2   | 2   | 2   |
| 9  | 栃木県  | 17                   | 16  | 28  | 25  | 26  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 1   | 1   | 1   |
| 10 | 群馬県  | 6                    | 9   | 11  | 20  | 22  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 11 | 埼玉県  | 35                   | 41  | 44  | 44  | 48  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 12 | 千葉県  | 10                   | 10  | 15  | 24  | 33  | 0   | 0   | 0   | 0   | 4   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 13 | 東京都  | 79                   | 136 | 150 | 165 | 165 | 10  | 10  | 12  | 12  | 12  | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 14 | 神奈川県 | 21                   | 22  | 22  | 22  | 26  | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 15 | 新潟県  | 2                    | 2   | 3   | 3   | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 16 | 富山県  | 2                    | 2   | 2   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 17 | 石川県  | 1                    | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 18 | 福井県  | 2                    | 5   | 6   | 9   | 9   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 19 | 山梨県  | 3                    | 6   | 7   | 8   | 8   | 1   | 1   | 3   | 3   | 3   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 20 | 長野県  | 15                   | 16  | 18  | 20  | 25  | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 1           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 21 | 岐阜県  | 7                    | 7   | 7   | 11  | 12  | 1   | 1   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 22 | 静岡県  | 5                    | 6   | 6   | 6   | 8   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 23 | 愛知県  | 4                    | 3   | 3   | 4   | 3   | 2   | 2   | 2   | 4   | 5   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 24 | 三重県  | 12                   | 16  | 20  | 22  | 26  | 0   | 0   | 0   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 25 | 滋賀県  | 8                    | 9   | 7   | 9   | 9   | 2   | 3   | 3   | 3   | 3   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 1           | 1   | 0   | 1   | 1   |
| 26 | 京都府  | 8                    | 9   | 8   | 5   | 4   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 27 | 大阪府  | 25                   | 28  | 29  | 32  | 36  | 2   | 4   | 5   | 5   | 8   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 4           | 4   | 4   | 5   | 5   |
| 28 | 兵庫県  | 16                   | 20  | 26  | 34  | 36  | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 29 | 奈良県  | 3                    | 4   | 7   | 12  | 11  | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 30 | 和歌山県 | 1                    | 1   | 4   | 8   | 8   | 0   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 31 | 鳥取県  | 14                   | 15  | 15  | 16  | 16  | 4   | 5   | 5   | 5   | 7   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 4           | 4   | 4   | 4   | 5   |
| 32 | 島根県  | 3                    | 4   | 4   | 4   | 4   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 33 | 岡山県  | 5                    | 5   | 5   | 5   | 6   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 34 | 広島県  | 0                    | 2   | 4   | 4   | 5   | 0   | 0   | 0   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 35 | 山口県  | 2                    | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 36 | 徳島県  | 4                    | 5   | 6   | 7   | 7   | 1   | 2   | 2   | 3   | 3   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 37 | 香川県  | 1                    | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 38 | 愛媛県  | 5                    | 6   | 6   | 6   | 6   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 39 | 高知県  | 4                    | 7   | 13  | 13  | 17  | 1   | 2   | 6   | 5   | 5   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 2           | 1   | 1   | 2   | 3   |
| 40 | 福岡県  | 11                   | 14  | 15  | 17  | 18  | 3   | 3   | 3   | 4   | 5   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 41 | 佐賀県  | 2                    | 2   | 2   | 4   | 4   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 42 | 長崎県  | 8                    | 9   | 11  | 9   | 16  | 2   | 2   | 6   | 6   | 6   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 43 | 熊本県  | 8                    | 11  | 14  | 16  | 27  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 44 | 大分県  | 13                   | 17  | 22  | 23  | 25  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 1   |
| 45 | 宮崎県  | 3                    | 7   | 12  | 12  | 10  | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 2   | 2   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 46 | 鹿児島県 | 5                    | 7   | 9   | 15  | 16  | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 47 | 沖縄県  | 1                    | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 小計 |      | 421                  | 546 | 636 | 717 | 787 | 47  | 57  | 74  | 81  | 95  | 1        | 1   | 1   | 3   | 3   | 12          | 12  | 14  | 17  | 20  |

|    |       | 小規模グループケア(本園でのユニット型) |     |     |     |     |     |     |     |     |     |          |     |     |     |     |             |     |     |     |     |
|----|-------|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|
|    |       | 児童養護施設               |     |     |     |     | 乳児院 |     |     |     |     | 児童自立支援施設 |     |     |     |     | 情緒障害児短期治療施設 |     |     |     |     |
|    |       | H23                  | H24 | H25 | H26 | H27 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H23      | H24 | H25 | H26 | H27 | H23         | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 48 | 札幌市   | 3                    | 3   | 3   | 3   | 4   | 2   | 2   | 3   | 5   | 5   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 49 | 仙台市   | 1                    | 4   | 8   | 10  | 10  | 1   | 5   | 5   | 5   | 5   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 50 | さいたま市 | 0                    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 51 | 千葉市   | 3                    | 3   | 5   | 6   | 7   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 52 | 横浜市   | 11                   | 13  | 13  | 11  | 13  | 1   | 1   | 1   | 1   | 3   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 1   | 0   | 1   | 0   |
| 53 | 川崎市   | 0                    | 0   | 0   | 4   | 6   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 1   |
| 54 | 相模原市  | 0                    | 0   | 0   | 2   | 4   | 0   | 0   | 0   | 2   | 3   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 55 | 新潟市   | 0                    | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 56 | 静岡市   | 0                    | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 57 | 浜松市   | 3                    | 4   | 4   | 4   | 4   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 58 | 名古屋市  | 9                    | 11  | 14  | 17  | 30  | 1   | 3   | 3   | 3   | 5   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 59 | 京都市   | 6                    | 7   | 7   | 7   | 11  | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 60 | 大阪市   | 5                    | 5   | 7   | 7   | 9   | 1   | 1   | 2   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 1   | 1   |
| 61 | 堺市    | 1                    | 1   | 1   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 62 | 神戸市   | 8                    | 5   | 7   | 8   | 8   | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 2   |
| 63 | 岡山市   | 3                    | 5   | 4   | 4   | 4   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 64 | 広島市   | 1                    | 1   | 1   | 4   | 4   | 0   | 0   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 65 | 北九州市  | 8                    | 9   | 10  | 10  | 10  | 1   | 1   | 0   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 66 | 福岡市   | 5                    | 5   | 5   | 5   | 5   | 0   | 0   | 0   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 67 | 熊本市   | 5                    | 6   | 7   | 8   | 8   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 小計 |       | 72                   | 83  | 97  | 112 | 139 | 15  | 22  | 25  | 31  | 37  | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 1   | 0   | 2   | 4   |
| 68 | 横須賀市  | 3                    | 4   | 4   | 4   | 4   | 1   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 69 | 金沢市   | 7                    | 7   | 7   | 7   | 7   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 小計 |       | 10                   | 11  | 11  | 11  | 11  | 1   | 2   | 2   | 2   | 2   | 0        | 0   | 0   | 0   | 0   | 0           | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 合計 |       | 503                  | 640 | 744 | 840 | 937 | 63  | 81  | 101 | 114 | 134 | 1        | 1   | 1   | 3   | 3   | 12          | 13  | 14  | 19  | 24  |

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※各年度は10月1日現在の状況

3. 里親及びファミリーホーム(個人・法人別)の都道府県等別数の推移

○ 里親の4類型の合計

(単位:世帯)

|      | 登録里親数 |       |       |       |       | 委託里親数 |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
| 北海道  | 436   | 469   | 475   | 515   | 509   | 218   | 227   | 236   | 240   | 234   |
| 青森県  | 108   | 116   | 120   | 122   | 125   | 43    | 46    | 43    | 47    | 45    |
| 岩手県  | 124   | 185   | 197   | 194   | 191   | 31    | 82    | 83    | 85    | 93    |
| 宮城県  | 84    | 141   | 149   | 131   | 149   | 36    | 87    | 80    | 78    | 80    |
| 秋田県  | 62    | 68    | 68    | 68    | 59    | 21    | 21    | 18    | 13    | 12    |
| 山形県  | 71    | 78    | 85    | 73    | 78    | 14    | 15    | 17    | 17    | 17    |
| 福島県  | ...   | 198   | 206   | 206   | 194   | ...   | 66    | 63    | 61    | 50    |
| 茨城県  | 162   | 178   | 194   | 195   | 207   | 67    | 65    | 64    | 64    | 60    |
| 栃木県  | 193   | 226   | 244   | 262   | 247   | 77    | 87    | 89    | 94    | 93    |
| 群馬県  | 128   | 127   | 127   | 106   | 117   | 38    | 43    | 42    | 42    | 42    |
| 埼玉県  | 333   | 376   | 428   | 389   | 444   | 118   | 129   | 136   | 139   | 166   |
| 千葉県  | 289   | 341   | 376   | 375   | 412   | 137   | 138   | 148   | 135   | 144   |
| 東京都  | 613   | 651   | 651   | 651   | 681   | 298   | 299   | 289   | 289   | 287   |
| 神奈川県 | 166   | 179   | 190   | 180   | 194   | 58    | 67    | 73    | 69    | 68    |
| 新潟県  | 162   | 174   | 170   | 161   | 164   | 54    | 50    | 63    | 59    | 58    |
| 富山県  | 63    | 73    | 79    | 76    | 81    | 12    | 14    | 20    | 20    | 24    |
| 石川県  | 40    | 49    | 52    | 57    | 55    | 16    | 19    | 20    | 21    | 21    |
| 福井県  | 48    | 62    | 67    | 75    | 72    | 17    | 15    | 19    | 15    | 14    |
| 山梨県  | 121   | 121   | 135   | 129   | 129   | 58    | 62    | 61    | 57    | 58    |
| 長野県  | 161   | 174   | 186   | 162   | 169   | 42    | 45    | 47    | 49    | 43    |
| 岐阜県  | 121   | 142   | 147   | 145   | 174   | 31    | 29    | 30    | 39    | 38    |
| 静岡県  | 205   | 229   | 238   | 248   | 252   | 67    | 77    | 79    | 86    | 76    |
| 愛知県  | 248   | 275   | 302   | 306   | 314   | 76    | 83    | 84    | 87    | 100   |
| 三重県  | 168   | 184   | 196   | 189   | 189   | 56    | 62    | 71    | 66    | 73    |
| 滋賀県  | 138   | 163   | 184   | 171   | 181   | 45    | 43    | 51    | 43    | 37    |
| 京都府  | 57    | 64    | 65    | 74    | 86    | 12    | 14    | 19    | 21    | 35    |
| 大阪府  | 133   | 149   | 162   | 152   | 160   | 46    | 56    | 61    | 59    | 63    |
| 兵庫県  | 227   | 255   | 282   | 269   | 295   | 81    | 95    | 99    | 98    | 107   |
| 奈良県  | 106   | 97    | 107   | 114   | 131   | 26    | 21    | 26    | 33    | 36    |
| 和歌山県 | 69    | 77    | 80    | 82    | 93    | 24    | 30    | 37    | 29    | 41    |
| 鳥取県  | 58    | 61    | 73    | 72    | 80    | 22    | 18    | 26    | 28    | 33    |
| 島根県  | 75    | 87    | 91    | 96    | 95    | 24    | 38    | 35    | 37    | 37    |
| 岡山県  | 46    | 57    | 69    | 75    | 89    | 14    | 19    | 26    | 29    | 33    |
| 広島県  | 95    | 101   | 116   | 127   | 125   | 33    | 39    | 39    | 42    | 42    |
| 山口県  | 126   | 132   | 135   | 136   | 151   | 38    | 45    | 52    | 52    | 48    |
| 徳島県  | 35    | 42    | 54    | 68    | 70    | 20    | 22    | 30    | 31    | 30    |
| 香川県  | 49    | 54    | 60    | 62    | 69    | 18    | 17    | 19    | 24    | 26    |
| 愛媛県  | 59    | 76    | 88    | 97    | 109   | 13    | 16    | 25    | 27    | 24    |
| 高知県  | 29    | 35    | 33    | 38    | 49    | 12    | 12    | 13    | 21    | 26    |
| 福岡県  | 114   | 137   | 145   | 169   | 177   | 64    | 72    | 71    | 86    | 77    |
| 佐賀県  | 53    | 61    | 67    | 59    | 69    | 19    | 25    | 27    | 28    | 26    |
| 長崎県  | 67    | 76    | 101   | 104   | 107   | 22    | 29    | 32    | 32    | 40    |
| 熊本県  | 62    | 68    | 79    | 88    | 105   | 25    | 23    | 29    | 28    | 26    |
| 大分県  | 115   | 128   | 134   | 127   | 135   | 66    | 62    | 56    | 57    | 56    |
| 宮崎県  | 95    | 102   | 111   | 93    | 90    | 39    | 50    | 52    | 50    | 51    |
| 鹿児島県 | 64    | 76    | 83    | 91    | 108   | 32    | 26    | 38    | 43    | 47    |
| 沖縄県  | 132   | 145   | 163   | 171   | 190   | 71    | 75    | 76    | 80    | 80    |
| 小計   | 6,110 | 7,059 | 7,564 | 7,550 | 7,970 | 2,351 | 2,675 | 2,814 | 2,850 | 2,917 |

|       | 登録里親数 |       |       |       |       | 委託里親数 |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
| 札幌市   | 159   | 191   | 204   | 217   | 230   | 73    | 83    | 87    | 87    | 92    |
| 仙台市   | 52    | 102   | 117   | 134   | 144   | 25    | 34    | 39    | 35    | 35    |
| さいたま市 | 84    | 113   | 128   | 138   | 148   | 37    | 40    | 48    | 48    | 58    |
| 千葉市   | 47    | 54    | 54    | 53    | 59    | 18    | 19    | 17    | 19    | 18    |
| 横浜市   | 120   | 129   | 127   | 139   | 141   | 37    | 38    | 33    | 38    | 42    |
| 川崎市   | 90    | 107   | 115   | 130   | 116   | 45    | 49    | 53    | 45    | 43    |
| 相模原市  | 30    | 39    | 40    | 38    | 42    | 15    | 14    | 12    | 18    | 17    |
| 新潟市   | 65    | 66    | 70    | 75    | 79    | 23    | 22    | 23    | 29    | 26    |
| 静岡市   | 70    | 76    | 81    | 83    | 82    | 30    | 33    | 40    | 44    | 44    |
| 浜松市   | 50    | 57    | 64    | 63    | 74    | 15    | 16    | 19    | 20    | 18    |
| 名古屋市  | 87    | 103   | 123   | 141   | 150   | 27    | 29    | 48    | 56    | 58    |
| 京都市   | 89    | 99    | 112   | 94    | 95    | 21    | 21    | 23    | 28    | 31    |
| 大阪市   | 93    | 99    | 105   | 88    | 92    | 44    | 44    | 47    | 49    | 50    |
| 堺市    | 22    | 25    | 30    | 26    | 39    | 7     | 8     | 11    | 15    | 19    |
| 神戸市   | 39    | 58    | 71    | 78    | 86    | 11    | 13    | 20    | 27    | 26    |
| 岡山市   | 34    | 43    | 47    | 45    | 52    | 13    | 15    | 13    | 16    | 15    |
| 広島市   | 44    | 54    | 57    | 56    | 59    | 23    | 27    | 25    | 29    | 31    |
| 北九州市  | 68    | 75    | 79    | 79    | 63    | 25    | 27    | 25    | 26    | 21    |
| 福岡市   | 85    | 98    | 114   | 130   | 127   | 46    | 47    | 54    | 54    | 46    |
| 熊本市   | 32    | 38    | 44    | 39    | 50    | 25    | 26    | 24    | 15    | 21    |
| 小計    | 1,360 | 1,626 | 1,782 | 1,846 | 1,928 | 560   | 605   | 661   | 698   | 711   |
| 横須賀市  | 18    | 16    | 18    | 17    | 20    | 6     | 7     | 8     | 8     | 10    |
| 金沢市   | 16    | 25    | 28    | 28    | 31    | 5     | 5     | 4     | 4     | 6     |
| 小計    | 34    | 41    | 46    | 45    | 51    | 11    | 12    | 12    | 12    | 16    |
| 合計    | 7,504 | 8,726 | 9,392 | 9,441 | 9,949 | 2,922 | 3,292 | 3,487 | 3,560 | 3,644 |

(出典:福祉行政報告例)

- ※1 各年度末現在の数値を掲載
- ※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

# ○ 養育里親

(単位:世帯)

|      | 登録里親数 |       |       |       |       | 委託里親数 |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
| 北海道  | 401   | 427   | 430   | 457   | 443   | 207   | 208   | 214   | 210   | 205   |
| 青森県  | 85    | 92    | 97    | 100   | 99    | 32    | 37    | 36    | 41    | 40    |
| 岩手県  | 95    | 134   | 140   | 141   | 143   | 20    | 51    | 52    | 52    | 58    |
| 宮城県  | 61    | 87    | 91    | 79    | 89    | 26    | 49    | 42    | 43    | 42    |
| 秋田県  | 36    | 42    | 43    | 43    | 39    | 20    | 16    | 17    | 10    | 11    |
| 山形県  | 60    | 68    | 74    | 63    | 65    | 10    | 11    | 12    | 9     | 13    |
| 福島県  | ...   | 157   | 164   | 160   | 135   | ...   | 47    | 44    | 44    | 33    |
| 茨城県  | 134   | 162   | 171   | 173   | 173   | 61    | 63    | 62    | 56    | 51    |
| 栃木県  | 174   | 198   | 209   | 218   | 201   | 60    | 60    | 62    | 69    | 63    |
| 群馬県  | 111   | 116   | 117   | 90    | 92    | 33    | 40    | 39    | 37    | 35    |
| 埼玉県  | 315   | 363   | 417   | 379   | 431   | 110   | 122   | 127   | 130   | 155   |
| 千葉県  | 247   | 293   | 306   | 301   | 340   | 113   | 107   | 115   | 107   | 119   |
| 東京都  | 445   | 466   | 456   | 457   | 475   | 268   | 272   | 267   | 262   | 269   |
| 神奈川県 | 165   | 178   | 190   | 180   | 193   | 54    | 61    | 70    | 68    | 66    |
| 新潟県  | 103   | 109   | 108   | 112   | 118   | 29    | 29    | 42    | 41    | 40    |
| 富山県  | 56    | 63    | 65    | 62    | 63    | 10    | 12    | 17    | 18    | 19    |
| 石川県  | 27    | 35    | 36    | 37    | 36    | 12    | 14    | 11    | 12    | 14    |
| 福井県  | 30    | 37    | 38    | 43    | 40    | 6     | 5     | 6     | 6     | 6     |
| 山梨県  | 92    | 99    | 113   | 113   | 115   | 40    | 49    | 48    | 45    | 47    |
| 長野県  | 108   | 125   | 136   | 104   | 109   | 33    | 33    | 31    | 29    | 23    |
| 岐阜県  | 75    | 93    | 100   | 94    | 123   | 19    | 20    | 20    | 23    | 22    |
| 静岡県  | 187   | 212   | 221   | 227   | 225   | 52    | 61    | 61    | 69    | 64    |
| 愛知県  | 241   | 269   | 296   | 271   | 293   | 66    | 76    | 72    | 74    | 81    |
| 三重県  | 114   | 125   | 130   | 116   | 128   | 32    | 36    | 39    | 40    | 47    |
| 滋賀県  | 117   | 146   | 164   | 149   | 162   | 30    | 33    | 40    | 37    | 32    |
| 京都府  | 38    | 45    | 50    | 58    | 60    | 6     | 11    | 14    | 14    | 27    |
| 大阪府  | 75    | 81    | 89    | 86    | 99    | 22    | 32    | 37    | 44    | 49    |
| 兵庫県  | 195   | 219   | 244   | 239   | 262   | 74    | 85    | 85    | 85    | 87    |
| 奈良県  | 55    | 64    | 74    | 79    | 89    | 17    | 17    | 20    | 23    | 28    |
| 和歌山県 | 61    | 72    | 75    | 78    | 87    | 21    | 24    | 28    | 22    | 38    |
| 鳥取県  | 49    | 52    | 59    | 56    | 60    | 16    | 14    | 18    | 19    | 24    |
| 島根県  | 65    | 74    | 77    | 79    | 81    | 17    | 28    | 25    | 22    | 25    |
| 岡山県  | 43    | 53    | 62    | 66    | 76    | 11    | 17    | 23    | 25    | 29    |
| 広島県  | 85    | 88    | 104   | 114   | 115   | 29    | 34    | 35    | 36    | 37    |
| 山口県  | 110   | 103   | 106   | 105   | 131   | 21    | 30    | 38    | 40    | 35    |
| 徳島県  | 21    | 26    | 33    | 43    | 45    | 13    | 13    | 16    | 18    | 18    |
| 香川県  | 35    | 42    | 47    | 49    | 55    | 13    | 13    | 16    | 21    | 22    |
| 愛媛県  | 45    | 62    | 72    | 84    | 97    | 10    | 14    | 20    | 23    | 17    |
| 高知県  | 25    | 27    | 26    | 28    | 32    | 11    | 8     | 9     | 13    | 13    |
| 福岡県  | 76    | 93    | 100   | 113   | 119   | 39    | 41    | 40    | 50    | 45    |
| 佐賀県  | 30    | 39    | 47    | 43    | 46    | 12    | 16    | 19    | 18    | 17    |
| 長崎県  | 38    | 46    | 70    | 79    | 78    | 12    | 19    | 20    | 25    | 27    |
| 熊本県  | 54    | 55    | 47    | 65    | 72    | 22    | 21    | 26    | 25    | 24    |
| 大分県  | 105   | 116   | 116   | 109   | 109   | 54    | 49    | 51    | 53    | 51    |
| 宮崎県  | 91    | 94    | 103   | 86    | 85    | 33    | 41    | 42    | 41    | 43    |
| 鹿児島県 | 46    | 54    | 61    | 64    | 71    | 21    | 16    | 23    | 24    | 25    |
| 沖縄県  | 110   | 120   | 136   | 148   | 162   | 60    | 63    | 63    | 79    | 70    |
| 小計   | 4,931 | 5,721 | 6,110 | 6,040 | 6,361 | 1,877 | 2,118 | 2,214 | 2,252 | 2,306 |

|       | 登録里親数 |       |       |       |       | 委託里親数 |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
| 札幌市   | 128   | 154   | 166   | 175   | 183   | 60    | 69    | 75    | 80    | 83    |
| 仙台市   | 35    | 72    | 82    | 88    | 93    | 22    | 28    | 28    | 28    | 28    |
| さいたま市 | 84    | 113   | 124   | 134   | 144   | 31    | 35    | 44    | 44    | 52    |
| 千葉市   | 36    | 38    | 37    | 40    | 44    | 13    | 12    | 11    | 11    | 13    |
| 横浜市   | 92    | 95    | 93    | 97    | 97    | 30    | 33    | 28    | 34    | 34    |
| 川崎市   | 85    | 103   | 108   | 111   | 94    | 38    | 42    | 49    | 36    | 33    |
| 相模原市  | 30    | 38    | 40    | 38    | 42    | 15    | 13    | 12    | 18    | 17    |
| 新潟市   | 38    | 40    | 42    | 43    | 42    | 20    | 19    | 19    | 23    | 21    |
| 静岡市   | 63    | 70    | 74    | 76    | 74    | 26    | 30    | 36    | 42    | 42    |
| 浜松市   | 44    | 51    | 58    | 57    | 68    | 15    | 16    | 19    | 20    | 17    |
| 名古屋市  | 35    | 47    | 46    | 54    | 90    | 14    | 17    | 30    | 38    | 38    |
| 京都市   | 36    | 42    | 50    | 53    | 54    | 7     | 12    | 11    | 13    | 13    |
| 大阪市   | 49    | 58    | 68    | 69    | 77    | 29    | 32    | 35    | 38    | 46    |
| 堺市    | 14    | 16    | 19    | 16    | 27    | 2     | 3     | 5     | 9     | 13    |
| 神戸市   | 32    | 51    | 63    | 74    | 81    | 8     | 10    | 17    | 23    | 23    |
| 岡山市   | 31    | 38    | 42    | 40    | 48    | 12    | 13    | 13    | 15    | 12    |
| 広島市   | 38    | 49    | 51    | 49    | 52    | 20    | 27    | 24    | 29    | 31    |
| 北九州市  | 55    | 63    | 68    | 67    | 50    | 17    | 20    | 19    | 26    | 16    |
| 福岡市   | 69    | 79    | 91    | 101   | 95    | 38    | 36    | 41    | 38    | 35    |
| 熊本市   | 27    | 31    | 35    | 29    | 34    | 22    | 22    | 21    | 11    | 17    |
| 小計    | 1,021 | 1,248 | 1,357 | 1,411 | 1,489 | 439   | 489   | 537   | 576   | 584   |
| 横須賀市  | 17    | 16    | 18    | 17    | 20    | 5     | 7     | 8     | 8     | 10    |
| 金沢市   | 9     | 16    | 20    | 21    | 23    | 3     | 3     | 4     | 4     | 5     |
| 小計    | 26    | 32    | 38    | 38    | 43    | 8     | 10    | 12    | 12    | 15    |
| 合計    | 5,978 | 7,001 | 7,505 | 7,489 | 7,893 | 2,324 | 2,617 | 2,763 | 2,840 | 2,905 |

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

# ○ 専門里親

(単位:世帯)

|      | 登録里親数 |     |     |     |     | 委託里親数 |     |     |     |     |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
|      | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 北海道  | 50    | 50  | 49  | 50  | 53  | 7     | 9   | 11  | 11  | 14  |
| 青森県  | 18    | 18  | 18  | 20  | 20  | 4     | 4   | 4   | 4   | 5   |
| 岩手県  | 7     | 9   | 8   | 7   | 7   | 1     | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 宮城県  | 4     | 4   | 4   | 4   | 4   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 秋田県  | 3     | 2   | 2   | 2   | 3   | 2     | 2   | 2   | 1   | 1   |
| 山形県  | 6     | 5   | 7   | 7   | 8   | 1     | -   | 1   | -   | -   |
| 福島県  | ...   | 5   | 5   | 5   | 7   | ...   | 3   | 4   | 3   | 4   |
| 茨城県  | 8     | 11  | 12  | 12  | 12  | 4     | 1   | 1   | 2   | 1   |
| 栃木県  | 13    | 13  | 13  | 14  | 13  | 2     | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 群馬県  | 5     | 5   | 9   | 9   | 8   | 1     | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 埼玉県  | 20    | 21  | 20  | 19  | 23  | 4     | 5   | 3   | 5   | 7   |
| 千葉県  | 13    | 15  | 17  | 18  | 21  | 6     | 4   | 3   | 5   | 5   |
| 東京都  | 18    | 19  | 14  | 15  | 15  | 1     | 1   | 2   | 3   | 3   |
| 神奈川県 | 19    | 18  | 20  | 18  | 15  | 3     | 5   | 4   | 2   | 2   |
| 新潟県  | 7     | 7   | 8   | 8   | 8   | 7     | 6   | 6   | 5   | 5   |
| 富山県  | 4     | 4   | 4   | 4   | 6   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 石川県  | 3     | 3   | 4   | 4   | 4   | 1     | 1   | 1   | 1   | 2   |
| 福井県  | 3     | 4   | 5   | 5   | 3   | 1     | 1   | 3   | 1   | 1   |
| 山梨県  | 5     | 4   | 5   | 5   | 6   | 2     | 1   | 2   | 2   | 3   |
| 長野県  | 7     | 8   | 9   | 9   | 10  | 4     | 3   | 7   | 5   | 7   |
| 岐阜県  | 9     | 9   | 8   | 8   | 10  | -     | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 静岡県  | 4     | 8   | 8   | 9   | 10  | 2     | 5   | 5   | 5   | 5   |
| 愛知県  | 21    | 21  | 22  | 25  | 24  | 8     | 6   | 9   | 10  | 13  |
| 三重県  | 15    | 15  | 15  | 16  | 17  | 6     | 5   | 5   | 5   | 6   |
| 滋賀県  | 13    | 13  | 13  | 14  | 14  | 1     | -   | -   | -   | -   |
| 京都府  | 2     | 2   | 2   | 2   | 1   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 大阪府  | 7     | 7   | 7   | 10  | 10  | 3     | 4   | 4   | 3   | 3   |
| 兵庫県  | 19    | 22  | 22  | 22  | 20  | 8     | 9   | 10  | 10  | 12  |
| 奈良県  | 3     | 4   | 4   | 5   | 5   | 2     | 1   | 1   | 2   | 1   |
| 和歌山県 | 8     | 10  | 13  | 13  | 14  | 1     | 1   | 3   | 3   | 3   |
| 鳥取県  | 10    | 12  | 13  | 12  | 12  | 3     | 4   | 6   | 4   | 4   |
| 島根県  | 9     | 11  | 12  | 14  | 16  | 3     | 6   | 7   | 6   | 5   |
| 岡山県  | 7     | 6   | 6   | 7   | 9   | 1     | 1   | 1   | -   | -   |
| 広島県  | 4     | 4   | 4   | 2   | 2   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 山口県  | 21    | 20  | 20  | 19  | 20  | 7     | 5   | 4   | 5   | 8   |
| 徳島県  | 7     | 8   | 8   | 8   | 8   | 1     | 1   | 1   | -   | 1   |
| 香川県  | 4     | 3   | 3   | 3   | 3   | 2     | 2   | -   | -   | -   |
| 愛媛県  | -     | -   | 1   | 1   | 1   | -     | -   | 1   | -   | -   |
| 高知県  | 2     | 1   | 1   | 3   | 3   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 福岡県  | 4     | 4   | 5   | 5   | 5   | 1     | 1   | 1   | 2   | 2   |
| 佐賀県  | -     | 1   | 1   | 2   | 3   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 長崎県  | 5     | 6   | 6   | 8   | 9   | 2     | 1   | 3   | 2   | 2   |
| 熊本県  | 12    | 12  | 12  | 12  | 13  | 1     | 1   | -   | 1   | -   |
| 大分県  | 18    | 20  | 20  | 20  | 21  | 4     | 5   | 4   | 5   | 4   |
| 宮崎県  | 10    | 11  | 11  | 11  | 10  | 3     | 3   | 4   | 3   | 3   |
| 鹿児島県 | 9     | 10  | 8   | 9   | 10  | 3     | 1   | 1   | 3   | 3   |
| 沖縄県  | 24    | 24  | 27  | 26  | 26  | 3     | 2   | 2   | 1   | 1   |
| 小計   | 460   | 489 | 505 | 521 | 542 | 116   | 116 | 132 | 126 | 142 |

|       | 登録里親数 |     |     |     |     | 委託里親数 |     |     |     |     |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
|       | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 札幌市   | 14    | 15  | 16  | 18  | 21  | 5     | 6   | 5   | 5   | 5   |
| 仙台市   | 7     | 7   | 9   | 10  | 10  | -     | -   | 1   | 1   | 1   |
| さいたま市 | 10    | 9   | 11  | 11  | 11  | 4     | 3   | 3   | 3   | 4   |
| 千葉市   | 5     | 5   | 5   | 7   | 7   | 3     | 3   | 2   | 3   | 1   |
| 横浜市   | 1     | 1   | 1   | 1   | 1   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 川崎市   | 9     | 10  | 11  | 11  | 11  | 3     | 4   | 4   | 3   | 3   |
| 相模原市  | 2     | 2   | 1   | 1   | 1   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 新潟市   | -     | -   | -   | -   | -   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 静岡市   | 6     | 6   | 6   | 8   | 8   | 3     | 4   | 4   | 3   | 4   |
| 浜松市   | 3     | 2   | 2   | 3   | 3   | 2     | 1   | 1   | 1   | 2   |
| 名古屋市  | 2     | 2   | 2   | 2   | 1   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 京都市   | 6     | 7   | 9   | 9   | 9   | 3     | 3   | 3   | 5   | 5   |
| 大阪市   | 3     | 3   | 3   | 2   | 2   | 2     | 3   | 2   | 1   | 1   |
| 堺市    | -     | -   | -   | -   | -   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 神戸市   | 6     | 5   | 3   | 3   | 4   | 1     | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 岡山市   | 7     | 7   | 7   | 6   | 6   | 2     | 1   | -   | -   | -   |
| 広島市   | 1     | 2   | 3   | 4   | 4   | 1     | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 北九州市  | 6     | 6   | 7   | 7   | 6   | 2     | 2   | 1   | 1   | 1   |
| 福岡市   | 11    | 14  | 15  | 17  | 18  | 1     | 1   | 1   | 2   | 2   |
| 熊本市   | 6     | 6   | 12  | 6   | 6   | 2     | 2   | -   | -   | -   |
| 小計    | 105   | 109 | 123 | 126 | 129 | 34    | 36  | 30  | 31  | 32  |
| 横須賀市  | -     | -   | -   | 1   | 1   | -     | -   | -   | -   | -   |
| 金沢市   | 4     | 4   | 4   | 4   | 4   | 3     | -   | -   | -   | -   |
| 小計    | 4     | 4   | 4   | 5   | 5   | 3     | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 合計    | 569   | 602 | 632 | 652 | 676 | 153   | 152 | 162 | 157 | 174 |

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

# ○ 養子縁組里親

(単位:世帯)

|      | 登録里親数 |       |       |       |       | 委託里親数 |     |     |     |     |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
|      | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 北海道  | 23    | 25    | 31    | 43    | 50    | 2     | 5   | 8   | 11  | 6   |
| 青森県  | 18    | 26    | 28    | 32    | 38    | 3     | 1   | -   | -   | -   |
| 岩手県  | 61    | 66    | 68    | 69    | 61    | 6     | 5   | 10  | 4   | 6   |
| 宮城県  | 15    | 18    | 22    | 21    | 23    | 3     | 2   | 2   | 4   | 5   |
| 秋田県  | 24    | 26    | 25    | 25    | 20    | 3     | 3   | 1   | 2   | -   |
| 山形県  | 29    | 35    | 40    | 45    | 49    | 1     | 1   | 1   | 4   | 1   |
| 福島県  | ...   | 64    | 74    | 81    | 98    | ...   | 7   | 10  | 7   | 4   |
| 茨城県  | 24    | 16    | 19    | 17    | 28    | 1     | 1   | -   | -   | 3   |
| 栃木県  | 5     | 8     | 15    | 29    | 49    | -     | 2   | 3   | 2   | 8   |
| 群馬県  | 10    | 8     | 7     | 13    | 21    | -     | -   | -   | 2   | 3   |
| 埼玉県  | 190   | 222   | 263   | 253   | 298   | 1     | 2   | 4   | 9   | 8   |
| 千葉県  | 100   | 122   | 173   | 192   | 219   | 21    | 8   | 9   | 8   | 6   |
| 東京都  | 149   | 164   | 178   | 205   | 216   | 28    | 24  | 17  | 27  | 16  |
| 神奈川県 | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -   | -   | -   | -   |
| 新潟県  | 78    | 87    | 86    | 88    | 90    | 9     | 1   | 2   | 3   | 3   |
| 富山県  | 30    | 39    | 46    | 49    | 54    | 1     | 1   | 2   | 1   | 4   |
| 石川県  | 9     | 9     | 8     | 11    | 12    | -     | -   | 1   | -   | -   |
| 福井県  | 16    | 22    | 25    | 29    | 28    | 2     | -   | 2   | 1   | -   |
| 山梨県  | 9     | 6     | 6     | 5     | 4     | 1     | -   | -   | -   | -   |
| 長野県  | 70    | 82    | 86    | 85    | 93    | 9     | 12  | 11  | 8   | 8   |
| 岐阜県  | 46    | 54    | 60    | 71    | 92    | 6     | 5   | 6   | 10  | 8   |
| 静岡県  | 55    | 73    | 86    | 107   | 121   | 7     | 8   | 9   | 10  | 10  |
| 愛知県  | 107   | 129   | 152   | 175   | 176   | 8     | 7   | 7   | 5   | 10  |
| 三重県  | 21    | 25    | 29    | 39    | 47    | -     | 2   | 5   | 4   | 4   |
| 滋賀県  | 23    | 31    | 41    | 47    | 57    | 8     | 7   | 7   | 3   | 3   |
| 京都府  | 14    | 16    | 17    | 22    | 23    | 1     | -   | 1   | 4   | 6   |
| 大阪府  | 51    | 62    | 70    | 61    | 58    | 10    | 11  | 15  | 7   | 11  |
| 兵庫県  | 15    | 15    | 15    | 6     | 5     | 1     | 1   | 1   | -   | -   |
| 奈良県  | 46    | 42    | 47    | 52    | 58    | 2     | 1   | 1   | 4   | 2   |
| 和歌山県 | 4     | -     | -     | -     | -     | -     | -   | -   | -   | -   |
| 鳥取県  | 5     | 7     | 11    | 13    | 16    | -     | 1   | 3   | 5   | 4   |
| 島根県  | 10    | 12    | 15    | 17    | 23    | 1     | 3   | 2   | 1   | 1   |
| 岡山県  | 2     | 3     | 5     | 8     | 10    | 1     | -   | -   | 1   | -   |
| 広島県  | 9     | 11    | 18    | 27    | 30    | 1     | 1   | 2   | 2   | -   |
| 山口県  | 3     | 9     | 13    | 18    | 33    | -     | 1   | -   | 1   | 2   |
| 徳島県  | 8     | 9     | 11    | 14    | 17    | 1     | 2   | 3   | 2   | -   |
| 香川県  | 11    | 14    | 16    | 18    | 21    | -     | 1   | 2   | 2   | 1   |
| 愛媛県  | 27    | 31    | 35    | 40    | 46    | 2     | 1   | -   | -   | 3   |
| 高知県  | 10    | 11    | 9     | 8     | 11    | 1     | -   | -   | -   | 1   |
| 福岡県  | 14    | 21    | 23    | 33    | 39    | 2     | 3   | 5   | 6   | 2   |
| 佐賀県  | 29    | 33    | 35    | 32    | 37    | 1     | 4   | 2   | 7   | 4   |
| 長崎県  | 31    | 30    | 43    | 41    | 45    | 2     | 4   | 3   | 1   | 4   |
| 熊本県  | 7     | 12    | 19    | 22    | 30    | 1     | -   | 2   | 2   | 1   |
| 大分県  | 33    | 39    | 16    | 16    | 24    | 7     | 8   | 4   | 3   | 3   |
| 宮崎県  | 5     | 6     | 14    | 17    | 18    | -     | -   | -   | 3   | 6   |
| 鹿児島県 | 34    | 40    | 43    | 48    | 57    | 3     | 2   | 7   | 6   | 6   |
| 沖縄県  | 13    | 14    | 16    | 14    | 16    | -     | 2   | 5   | -   | 4   |
| 小計   | 1,493 | 1,794 | 2,059 | 2,258 | 2,561 | 157   | 150 | 175 | 182 | 177 |

|       | 登録里親数 |       |       |       |       | 委託里親数 |     |     |     |     |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
|       | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 札幌市   | 26    | 31    | 33    | 37    | 41    | 6     | 8   | 7   | 2   | 4   |
| 仙台市   | 16    | 21    | 27    | 36    | 42    | 2     | 2   | 5   | 3   | 3   |
| さいたま市 | 2     | 1     | -     | 2     | 3     | 2     | 1   | -   | 2   | 3   |
| 千葉市   | 9     | 13    | 14    | 11    | 12    | -     | 1   | 1   | 3   | 1   |
| 横浜市   | 25    | 32    | 31    | 38    | 42    | 4     | 3   | 3   | 1   | 6   |
| 川崎市   | -     | -     | 1     | 12    | 16    | -     | -   | -   | -   | 1   |
| 相模原市  | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -   | -   | -   | -   |
| 新潟市   | 24    | 23    | 25    | 31    | 33    | -     | -   | -   | 1   | 1   |
| 静岡市   | 5     | 5     | 5     | 5     | 6     | -     | -   | -   | -   | -   |
| 浜松市   | 6     | 6     | 6     | 10    | 24    | -     | -   | -   | -   | -   |
| 名古屋市  | 49    | 52    | 67    | 85    | 91    | 10    | 8   | 10  | 8   | 13  |
| 京都市   | 37    | 44    | 48    | 54    | 52    | 1     | -   | 2   | 2   | 1   |
| 大阪市   | 33    | 33    | 38    | 25    | 28    | 5     | 4   | 3   | 5   | 1   |
| 堺市    | 4     | 4     | 6     | 6     | 9     | 1     | -   | 1   | 2   | 3   |
| 神戸市   | 5     | 5     | 6     | 2     | 2     | -     | -   | -   | 1   | -   |
| 岡山市   | 3     | 4     | 4     | 4     | 5     | -     | -   | -   | -   | 1   |
| 広島市   | 3     | 4     | 5     | 6     | 6     | 1     | -   | -   | -   | -   |
| 北九州市  | 20    | 23    | 26    | 32    | 31    | -     | -   | 3   | 1   | -   |
| 福岡市   | 12    | 15    | 29    | 37    | 46    | -     | 3   | 7   | 8   | 4   |
| 熊本市   | 4     | 6     | 8     | 8     | 15    | 1     | 2   | 1   | 2   | 3   |
| 小計    | 283   | 322   | 379   | 441   | 504   | 33    | 32  | 43  | 41  | 45  |
| 横須賀市  | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -   | -   | -   | -   |
| 金沢市   | 5     | 8     | 7     | 7     | 7     | -     | 1   | -   | -   | -   |
| 小計    | 5     | 8     | 7     | 7     | 7     | 0     | 1   | 0   | 0   | 0   |
| 合計    | 1,781 | 2,124 | 2,445 | 2,706 | 3,072 | 190   | 183 | 218 | 223 | 222 |

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

# ○ 親族里親

(単位:世帯)

|      | 登録里親数 |     |     |     |     | 委託里親数 |     |     |     |     |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
|      | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 北海道  | 12    | 17  | 14  | 15  | 16  | 12    | 14  | 13  | 15  | 16  |
| 青森県  | 6     | 6   | 6   | 4   | 4   | 6     | 5   | 4   | 5   | 5   |
| 岩手県  | 5     | 27  | 29  | 31  | 28  | 5     | 27  | 26  | 28  | 28  |
| 宮城県  | 8     | 36  | 36  | 31  | 33  | 7     | 36  | 36  | 31  | 33  |
| 秋田県  | 2     | —   | —   | —   | —   | 2     | —   | —   | —   | —   |
| 山形県  | 3     | 3   | 4   | 4   | 3   | 3     | 3   | 4   | 4   | 3   |
| 福島県  | ---   | 12  | 12  | 12  | 12  | ---   | 12  | 12  | 12  | 12  |
| 茨城県  | 2     | 1   | 4   | 6   | 6   | 2     | 1   | 4   | 6   | 6   |
| 栃木県  | 16    | 24  | 22  | 22  | 20  | 16    | 24  | 22  | 22  | 20  |
| 群馬県  | 4     | 3   | 3   | 3   | 4   | 4     | 3   | 3   | 3   | 4   |
| 埼玉県  | 5     | 2   | 2   | 1   | 1   | 5     | 2   | 2   | 1   | 1   |
| 千葉県  | 18    | 21  | 23  | 19  | 19  | 17    | 19  | 23  | 18  | 18  |
| 東京都  | 1     | 2   | 3   | 3   | 4   | 1     | 2   | 3   | 3   | 4   |
| 神奈川県 | 1     | 1   | —   | —   | 1   | 1     | 1   | —   | —   | 1   |
| 新潟県  | 18    | 19  | 18  | 13  | 12  | 18    | 19  | 18  | 13  | 12  |
| 富山県  | 1     | 1   | 1   | 1   | 1   | 1     | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 石川県  | 4     | 5   | 8   | 9   | 7   | 4     | 5   | 8   | 9   | 7   |
| 福井県  | 8     | 9   | 9   | 8   | 10  | 8     | 9   | 8   | 8   | 9   |
| 山梨県  | 15    | 12  | 11  | 11  | 10  | 15    | 12  | 11  | 11  | 10  |
| 長野県  | 9     | 5   | 8   | 9   | 6   | 9     | 6   | 8   | 9   | 6   |
| 岐阜県  | 6     | 4   | 4   | 7   | 9   | 6     | 4   | 4   | 7   | 9   |
| 静岡県  | 9     | 9   | 9   | 10  | 10  | 8     | 8   | 9   | 8   | 6   |
| 愛知県  | 1     | 1   | 2   | 3   | 2   | 1     | 1   | 2   | 2   | 2   |
| 三重県  | 18    | 19  | 22  | 18  | 17  | 18    | 19  | 22  | 17  | 17  |
| 滋賀県  | 7     | 3   | 4   | 3   | 2   | 7     | 3   | 4   | 3   | 2   |
| 京都府  | 5     | 3   | 4   | 3   | 3   | 5     | 3   | 4   | 3   | 3   |
| 大阪府  | 12    | 10  | 7   | 6   | 3   | 12    | 10  | 7   | 6   | 3   |
| 兵庫県  | 2     | 4   | 7   | 7   | 13  | 2     | 4   | 8   | 7   | 12  |
| 奈良県  | 5     | 4   | 5   | 5   | 6   | 5     | 4   | 5   | 5   | 6   |
| 和歌山県 | 3     | 5   | 6   | 4   | 5   | 3     | 5   | 6   | 4   | 5   |
| 鳥取県  | 4     | 2   | 3   | 3   | 4   | 4     | 2   | 3   | 3   | 4   |
| 島根県  | 6     | 7   | 7   | 10  | 8   | 6     | 7   | 7   | 10  | 8   |
| 岡山県  | 1     | 2   | 3   | 3   | 4   | 1     | 2   | 3   | 3   | 4   |
| 広島県  | 3     | 4   | 2   | 4   | 5   | 3     | 4   | 2   | 4   | 5   |
| 山口県  | 11    | 14  | 12  | 10  | 9   | 10    | 11  | 11  | 9   | 8   |
| 徳島県  | 6     | 7   | 11  | 12  | 11  | 6     | 7   | 11  | 12  | 11  |
| 香川県  | 3     | 1   | 1   | 2   | 3   | 3     | 1   | 1   | 1   | 3   |
| 愛媛県  | 1     | 1   | 4   | 4   | 4   | 1     | 1   | 4   | 4   | 4   |
| 高知県  | —     | 4   | 4   | 8   | 12  | —     | 4   | 4   | 8   | 12  |
| 福岡県  | 24    | 28  | 27  | 31  | 30  | 23    | 28  | 27  | 30  | 30  |
| 佐賀県  | 6     | 5   | 6   | 3   | 4   | 6     | 5   | 6   | 3   | 5   |
| 長崎県  | 6     | 6   | 6   | 4   | 7   | 6     | 5   | 6   | 4   | 7   |
| 熊本県  | 1     | 1   | 2   | 1   | 2   | 1     | 1   | 2   | 1   | 2   |
| 大分県  | 1     | —   | 2   | 2   | 2   | 1     | —   | 2   | 1   | 2   |
| 宮崎県  | 4     | 8   | 6   | 9   | 6   | 3     | 8   | 6   | 9   | 6   |
| 鹿児島県 | 5     | 7   | 7   | 10  | 13  | 5     | 7   | 7   | 10  | 13  |
| 沖縄県  | 9     | 10  | 10  | 9   | 12  | 9     | 10  | 10  | 8   | 10  |
| 小計   | 297   | 375 | 396 | 393 | 403 | 291   | 365 | 389 | 381 | 395 |

|       | 登録里親数 |     |     |     |     | 委託里親数 |     |     |     |     |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
|       | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 札幌市   | 5     | 6   | 5   | 5   | 6   | 5     | 6   | 5   | 6   | 6   |
| 仙台市   | 1     | 9   | 9   | 9   | 8   | 1     | 9   | 9   | 7   | 6   |
| さいたま市 | —     | 1   | 4   | 5   | 4   | —     | 1   | 4   | 5   | 4   |
| 千葉市   | 2     | 3   | 3   | 2   | 3   | 2     | 3   | 3   | 2   | 3   |
| 横浜市   | 3     | 2   | 3   | 4   | 2   | 3     | 2   | 2   | 2   | 3   |
| 川崎市   | 4     | 4   | 6   | 7   | 6   | 4     | 4   | 6   | 7   | 6   |
| 相模原市  | —     | 1   | —   | —   | —   | —     | 1   | —   | —   | —   |
| 新潟市   | 3     | 3   | 4   | 5   | 4   | 3     | 3   | 4   | 5   | 4   |
| 静岡市   | 2     | 1   | 2   | 2   | 2   | 2     | 1   | 2   | 2   | 2   |
| 浜松市   | —     | —   | —   | —   | —   | —     | —   | —   | —   | —   |
| 名古屋市  | 3     | 4   | 8   | 10  | 9   | 3     | 4   | 8   | 10  | 8   |
| 京都市   | 10    | 6   | 5   | 10  | 13  | 10    | 6   | 7   | 9   | 13  |
| 大阪市   | 8     | 5   | 7   | 6   | 3   | 8     | 5   | 7   | 5   | 2   |
| 堺市    | 4     | 5   | 5   | 4   | 3   | 4     | 5   | 5   | 4   | 3   |
| 神戸市   | 2     | 2   | 2   | 2   | 3   | 2     | 2   | 2   | 2   | 3   |
| 岡山市   | —     | 1   | 1   | 1   | 3   | —     | 1   | 1   | 1   | 2   |
| 広島市   | 3     | 1   | 1   | 1   | 1   | 1     | —   | —   | —   | —   |
| 北九州市  | 8     | 7   | 4   | 3   | 5   | 8     | 7   | 4   | 3   | 5   |
| 福岡市   | 7     | 7   | 5   | 6   | 5   | 7     | 7   | 5   | 6   | 5   |
| 熊本市   | 1     | 1   | 1   | 2   | 1   | 1     | 1   | 2   | 2   | 1   |
| 小計    | 66    | 69  | 75  | 84  | 81  | 64    | 68  | 76  | 79  | 75  |
| 横須賀市  | 1     | —   | —   | —   | —   | 1     | —   | —   | —   | —   |
| 金沢市   | 2     | 1   | —   | —   | 1   | 2     | 1   | —   | —   | 1   |
| 小計    | 3     | 1   | 0   | 0   | 1   | 3     | 1   | 0   | 0   | 1   |
| 合計    | 366   | 445 | 471 | 477 | 485 | 358   | 434 | 465 | 460 | 471 |

(出典:福祉行政報告例)

※1 各年度末現在の数値を掲載

※2 平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値を掲載

○ ファミリーホーム（個人・法人別）

（単位：か所）

|    |      | 平成24年度 |     |    | 平成25年度 |     |    | 平成26年度 |     |    | 平成27年度 |     |    |
|----|------|--------|-----|----|--------|-----|----|--------|-----|----|--------|-----|----|
|    |      | 事業者者分類 |     | 全数 | 事業者分類  |     | 全数 | 事業者分類  |     | 全数 | 事業者分類  |     | 全数 |
|    |      |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
|    |      | 個人     | 法人  |    | 個人     | 法人  |    | 個人     | 法人  |    | 個人     | 法人  |    |
| 1  | 北海道  | 7      | 6   | 1  | 7      | 6   | 1  | 8      | 7   | 1  | 10     | 9   | 1  |
| 2  | 青森県  | 4      | 3   | 1  | 3      | 3   |    | 4      | 4   |    | 4      | 4   |    |
| 3  | 岩手県  |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
| 4  | 宮城県  | 4      | 3   | 1  | 4      | 2   | 2  | 5      | 3   | 2  | 5      | 2   | 3  |
| 5  | 秋田県  |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
| 6  | 山形県  | 2      | 2   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    |
| 7  | 福島県  | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    |
| 8  | 茨城県  | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    | 4      | 4   |    | 4      | 4   |    |
| 9  | 栃木県  | 1      |     | 1  | 1      |     | 1  | 5      |     | 5  | 5      |     | 5  |
| 10 | 群馬県  | 5      | 5   |    | 5      | 5   |    | 5      | 5   |    | 5      | 5   |    |
| 11 | 埼玉県  | 3      | 3   |    | 9      | 6   | 3  | 11     | 7   | 4  | 12     | 7   | 5  |
| 12 | 千葉県  | 3      | 3   |    | 4      | 4   |    | 4      | 4   |    | 5      | 5   |    |
| 13 | 東京都  | 14     | 12  | 2  | 14     | 12  | 2  | 15     | 13  | 2  | 19     | 16  | 3  |
| 14 | 神奈川県 |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
| 15 | 新潟県  |        |     |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 2      | 2   |    |
| 16 | 富山県  | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    |
| 17 | 石川県  | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    |
| 18 | 福井県  |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
| 19 | 山梨県  | 5      | 5   |    | 5      | 5   |    | 5      | 5   |    | 5      | 5   |    |
| 20 | 長野県  |        |     |    | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    | 3      | 3   |    |
| 21 | 岐阜県  | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 3      | 3   |    |
| 22 | 静岡県  | 5      | 5   |    | 6      | 6   |    | 7      | 7   |    | 6      | 6   |    |
| 23 | 愛知県  | 4      | 4   |    | 6      | 6   |    | 7      | 7   |    | 7      | 7   |    |
| 24 | 三重県  | 3      | 3   |    | 3      | 2   | 1  | 3      | 2   | 1  | 3      | 2   | 1  |
| 25 | 滋賀県  | 9      | 8   | 1  | 10     | 9   | 1  | 13     | 12  | 1  | 14     | 13  | 1  |
| 26 | 京都府  |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
| 27 | 大阪府  | 3      | 2   | 1  | 5      | 2   | 3  | 6      | 3   | 3  | 8      | 4   | 4  |
| 28 | 兵庫県  |        |     |    |        |     |    | 3      | 3   |    | 4      | 4   |    |
| 29 | 奈良県  | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 2      | 1   | 1  | 2      | 1   | 1  |
| 30 | 和歌山県 | 2      | 2   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    |
| 31 | 鳥取県  | 2      | 2   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    |
| 32 | 島根県  |        |     |    |        |     |    |        |     |    | 1      |     | 1  |
| 33 | 岡山県  | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    | 3      | 2   | 1  |
| 34 | 広島県  | 1      | 1   |    | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    |
| 35 | 山口県  | 3      | 2   | 1  | 3      | 2   | 1  | 3      | 2   | 1  | 3      | 2   | 1  |
| 36 | 徳島県  | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    |
| 37 | 香川県  | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    |
| 38 | 愛媛県  | 2      | 1   | 1  | 5      | 4   | 1  | 6      | 5   | 1  | 7      | 6   | 1  |
| 39 | 高知県  | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    |
| 40 | 福岡県  | 2      | 2   |    | 5      | 4   | 1  | 4      | 3   | 1  | 5      | 2   | 3  |
| 41 | 佐賀県  | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 2      | 2   |    |
| 42 | 長崎県  | 1      |     | 1  | 3      | 2   | 1  | 4      | 3   | 1  | 5      | 4   | 1  |
| 43 | 熊本県  |        |     |    | 1      |     | 1  | 2      | 1   | 1  | 2      | 1   | 1  |
| 44 | 大分県  | 11     | 10  | 1  | 12     | 11  | 1  | 12     | 11  | 1  | 12     | 11  | 1  |
| 45 | 宮崎県  |        |     |    |        |     |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    |
| 46 | 鹿児島県 | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    | 4      | 4   |    | 5      | 5   |    |
| 47 | 沖縄県  | 10     | 10  |    | 9      | 9   |    | 9      | 9   |    | 9      | 9   |    |
| 小計 |      | 126    | 114 | 12 | 154    | 134 | 20 | 180    | 154 | 26 | 202    | 168 | 34 |

|    |       | 平成24年度 |     |    | 平成25年度 |     |    | 平成26年度 |     |    | 平成27年度 |     |    |
|----|-------|--------|-----|----|--------|-----|----|--------|-----|----|--------|-----|----|
|    |       | 事業者者分類 |     | 全数 | 事業者分類  |     | 全数 | 事業者分類  |     | 全数 | 事業者分類  |     | 全数 |
|    |       |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
|    |       | 個人     | 法人  |    | 個人     | 法人  |    | 個人     | 法人  |    | 個人     | 法人  |    |
| 48 | 札幌市   | 4      | 2   | 2  | 6      | 3   | 3  | 7      | 3   | 4  | 10     | 4   | 6  |
| 49 | 仙台市   |        |     |    | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    |
| 50 | さいたま市 | 3      | 2   | 1  | 3      | 2   | 1  | 4      | 3   | 1  | 7      | 6   | 1  |
| 51 | 千葉市   | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    |
| 52 | 横浜市   | 9      | 9   |    | 9      | 9   |    | 7      | 7   |    | 7      | 7   |    |
| 53 | 川崎市   | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    |
| 54 | 相模原市  | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    |
| 55 | 新潟市   | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    |
| 56 | 静岡市   |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
| 57 | 浜松市   |        |     |    |        |     |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    |
| 58 | 名古屋   | 1      | 1   |    | 3      | 3   |    | 5      | 5   |    | 5      | 5   |    |
| 59 | 京都市   | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    |
| 60 | 大阪市   | 6      | 4   | 2  | 7      | 5   | 2  | 9      | 7   | 2  | 9      | 7   | 2  |
| 61 | 堺市    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
| 62 | 神戸市   |        |     |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    |
| 63 | 岡山市   | 3      | 2   | 1  | 3      | 2   | 1  | 3      | 2   | 1  | 3      | 2   | 1  |
| 64 | 広島市   | 1      | 1   |    | 1      | 1   |    | 2      |     | 2  | 2      |     | 2  |
| 65 | 北九州市  | 4      | 4   |    | 6      | 6   |    | 6      | 6   |    | 6      | 6   |    |
| 66 | 福岡市   | 8      | 2   | 6  | 11     | 1   | 10 | 11     | 1   | 10 | 12     | 2   | 10 |
| 67 | 熊本市   | 2      | 2   |    | 2      | 2   |    | 3      | 3   |    | 3      | 3   |    |
| 小計 |       | 49     | 37  | 12 | 62     | 45  | 17 | 70     | 50  | 20 | 77     | 55  | 22 |
| 68 | 横須賀市  | 2      | 1   | 1  | 2      | 1   | 1  | 2      | 1   | 1  | 2      | 1   | 1  |
| 69 | 金沢市   |        |     |    |        |     |    |        |     |    |        |     |    |
| 小計 |       | 2      | 1   | 1  | 2      | 1   | 1  | 2      | 1   | 1  | 2      | 1   | 1  |
| 合計 |       | 177    | 152 | 25 | 218    | 180 | 38 | 252    | 205 | 47 | 281    | 224 | 57 |

※1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ

※2 各年度は10月1日現在の状況

#### 4. 里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの子ども一人当たりの措置費の試算

○ 措置費の支弁 = 事務費 + 事業費

|                     |          | 1人当たり月額 | うち事務費 | うち事業費(※3) |
|---------------------|----------|---------|-------|-----------|
| 里親                  | 養育里親     | 約14万円   | —     | 約14万円     |
|                     | 専門里親     | 約19万円   | —     | 約19万円     |
| ファミリーホーム(※1)        |          | 約22万円   | 約15万円 | 約7万円      |
| 地域小規模児童養護施設(※1)     |          | 約28万円   | 約21万円 | 約7万円      |
| 小規模グループケア<br>(※1、2) | 1グループの場合 | 約26万円   | 約19万円 | 約7万円      |
|                     | 6グループの場合 | 約32万円   | 約25万円 | 約7万円      |

##### <試算の条件>

※1 ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアの事務費は、一般市及び町村に所在する場合を想定(措置費交付基準上、地域区分が「その他」の地域の基本分の単価で算定し、民間施設給与等改善費や心理担当職員等の加算分の単価は含まない)。

※2 小規模グループケアは、定員45人の児童養護施設(職員配置5:5:1)で小規模グループケアを1グループ又は6グループ運営している場合を想定。事務費は、本体施設の基本分の単価に小規模グループケアの単価を加算したもの。

※3 事業費は一般生活費、各種教育費、就職支度費、大学進学等自立生活支度費、医療費等を含む。

なお、里親については里親手当(養育里親:72,000円、専門里親:123,000円)を含む。

5. 里親支援専門相談員の配置状況(都道府県等別数の推移)

(単位: か所)

|    |      | 里親支援専門相談員配置数 |     |     |     |        |     |     |     |
|----|------|--------------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
|    |      | 乳児院          |     |     |     | 児童養護施設 |     |     |     |
|    |      | H24          | H25 | H26 | H27 | H24    | H25 | H26 | H27 |
| 1  | 北海道  |              |     | 1   | 1   | 3      | 5   | 6   | 9   |
| 2  | 青森県  |              |     | 3   | 3   |        | 3   | 5   | 5   |
| 3  | 岩手県  |              |     |     | 1   | 1      | 1   | 1   | 1   |
| 4  | 宮城県  |              |     |     |     | 1      | 1   | 1   | 1   |
| 5  | 秋田県  |              |     | 1   | 1   |        |     |     |     |
| 6  | 山形県  |              |     |     |     | 1      | 2   | 3   | 3   |
| 7  | 福島県  |              |     |     |     |        |     |     |     |
| 8  | 茨城県  |              | 2   | 2   | 3   | 1      | 2   | 3   | 5   |
| 9  | 栃木県  | 1            | 2   | 3   | 3   | 2      | 5   | 6   | 7   |
| 10 | 群馬県  |              |     |     |     | 3      | 3   | 3   | 3   |
| 11 | 埼玉県  | 1            | 2   | 3   | 3   | 2      | 10  | 20  | 20  |
| 12 | 千葉県  |              |     |     | 1   | 4      | 5   | 8   | 8   |
| 13 | 東京都  | 6            | 9   | 9   | 10  | 14     | 22  | 22  | 22  |
| 14 | 神奈川県 | 1            | 2   | 2   | 2   | 3      | 9   | 10  | 10  |
| 15 | 新潟県  |              |     |     |     |        |     |     |     |
| 16 | 富山県  |              |     |     |     |        |     |     |     |
| 17 | 石川県  |              |     |     |     |        |     | 2   | 2   |
| 18 | 福井県  |              |     |     |     | 1      | 1   | 1   | 2   |
| 19 | 山梨県  | 1            | 1   | 1   | 1   | 1      | 1   | 1   | 1   |
| 20 | 長野県  |              |     |     |     |        |     |     | 2   |
| 21 | 岐阜県  |              | 1   | 2   | 1   |        | 4   | 8   | 9   |
| 22 | 静岡県  |              |     |     |     | 2      | 3   | 4   | 5   |
| 23 | 愛知県  | 1            | 2   | 4   | 4   |        |     |     |     |
| 24 | 三重県  |              | 1   | 3   | 3   |        | 2   | 9   | 8   |
| 25 | 滋賀県  | 1            | 1   | 1   | 1   | 1      | 2   | 2   | 2   |
| 26 | 京都府  |              | 2   | 2   | 2   |        | 1   | 1   | 1   |
| 27 | 大阪府  | 3            | 4   | 4   | 4   | 9      | 16  | 20  | 20  |
| 28 | 兵庫県  |              |     | 1   | 1   | 4      | 5   | 5   | 6   |
| 29 | 奈良県  |              |     |     |     |        | 2   | 2   | 2   |
| 30 | 和歌山県 |              |     | 1   | 1   |        |     | 1   | 1   |
| 31 | 鳥取県  | 2            | 2   | 2   | 2   | 1      | 2   | 2   | 2   |
| 32 | 島根県  |              |     |     |     |        |     |     |     |
| 33 | 岡山県  |              |     |     |     |        |     | 1   | 1   |
| 34 | 広島県  |              |     |     |     | 1      | 2   | 3   | 4   |
| 35 | 山口県  | 1            | 1   | 1   | 1   | 5      | 6   | 6   | 8   |
| 36 | 徳島県  |              |     | 1   | 1   | 1      | 1   | 1   | 1   |
| 37 | 香川県  |              |     |     |     |        | 1   | 1   | 1   |

|    |       | 里親支援専門相談員配置数 |     |     |     |        |     |     |     |
|----|-------|--------------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
|    |       | 乳児院          |     |     |     | 児童養護施設 |     |     |     |
|    |       | H24          | H25 | H26 | H27 | H24    | H25 | H26 | H27 |
| 38 | 愛媛県   |              |     |     |     |        |     |     |     |
| 39 | 高知県   | 1            | 1   | 1   | 1   |        |     | 2   | 2   |
| 40 | 福岡県   | 3            | 3   | 3   | 3   | 4      | 7   | 10  | 9   |
| 41 | 佐賀県   |              | 1   | 1   | 1   | 1      | 3   | 4   | 4   |
| 42 | 長崎県   | 1            | 1   | 1   | 1   | 2      | 2   | 4   | 6   |
| 43 | 熊本県   |              |     |     |     | 2      | 5   | 6   | 8   |
| 44 | 大分県   | 1            | 1   | 1   | 1   | 4      | 7   | 9   | 9   |
| 45 | 宮崎県   |              |     |     |     | 1      | 1   | 1   | 2   |
| 46 | 鹿児島県  |              |     | 2   | 3   |        | 1   | 8   | 13  |
| 47 | 沖縄県   |              | 1   | 1   | 1   | 2      | 2   | 2   | 3   |
| 小計 |       | 24           | 40  | 57  | 61  | 76     | 145 | 204 | 228 |
| 48 | 札幌市   | 1            | 1   | 1   | 1   | 2      | 2   | 2   | 3   |
| 49 | 仙台市   |              |     | 1   | 1   |        |     | 1   | 3   |
| 50 | さいたま市 |              |     | 1   | 1   |        |     | 1   | 1   |
| 51 | 千葉市   |              |     |     |     |        | 1   | 3   | 3   |
| 52 | 横浜市   |              | 3   | 3   | 3   |        |     |     |     |
| 53 | 川崎市   |              |     | 1   | 2   | 1      | 1   | 3   | 4   |
| 54 | 相模原市  |              |     | 1   | 1   |        | 1   | 2   | 2   |
| 55 | 新潟市   |              |     |     |     |        |     |     |     |
| 56 | 静岡市   |              |     |     |     |        | 1   | 1   | 1   |
| 57 | 浜松市   |              |     |     |     |        | 1   | 1   | 1   |
| 58 | 名古屋市  |              | 1   | 1   | 3   |        | 1   | 1   | 1   |
| 59 | 京都市   |              | 1   | 2   | 2   |        | 4   | 7   | 7   |
| 60 | 大阪市   | 2            | 3   | 4   | 4   | 2      | 6   | 9   | 10  |
| 61 | 堺市    |              |     |     |     | 2      | 4   | 4   | 4   |
| 62 | 神戸市   |              | 3   | 3   | 3   |        |     |     |     |
| 63 | 岡山市   |              |     |     | 1   |        |     | 1   | 3   |
| 64 | 広島市   | 1            | 1   | 1   | 1   | 1      | 1   | 1   | 1   |
| 65 | 北九州市  |              |     |     | 1   | 1      | 1   | 1   | 1   |
| 66 | 福岡市   |              | 1   | 2   | 2   |        | 1   | 1   | 1   |
| 67 | 熊本市   | 1            | 1   | 1   | 1   | 1      | 1   | 3   | 3   |
| 小計 |       | 5            | 15  | 22  | 27  | 10     | 26  | 42  | 49  |
| 68 | 横須賀市  |              |     |     |     |        |     |     | 1   |
| 69 | 金沢市   |              |     |     |     |        |     |     | 2   |
| 小計 |       |              |     |     |     |        |     |     | 3   |
| 合計 |       | 29           | 55  | 79  | 88  | 86     | 171 | 246 | 280 |

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ  
※平成24年度は11月1日現在、25年度から27年度は10月1日現在の状況

## 6. 未成年養子(普通養子)縁組の許可件数及び特別養子縁組の成立件数の推移

### ○ 未成年養子(普通養子)の許可についての家庭裁判所認容件数

(単位:件)

|                     | 平成<br>17年 | 平成<br>18年 | 平成<br>19年 | 平成<br>20年 | 平成<br>21年 | 平成<br>22年 | 平成<br>23年 | 平成<br>24年 | 平成<br>25年 | 平成<br>26年 | 平成<br>27年 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 未成年養子(普通養子)の許可の認容件数 | 1037      | 1007      | 1045      | 973       | 964       | 926       | 790       | 790       | 749       | 710       | 728       |

(出典)司法統計年報

<注>未成年者に関し「養子をするについての許可」の認容件数(司法統計年報)であり、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」の件数は含まれていない。

### ○ 特別養子縁組成立についての家庭裁判所認容件数

(単位:件)

|                              | 平成<br>17年 | 平成<br>18年 | 平成<br>19年 | 平成<br>20年 | 平成<br>21年 | 平成<br>22年 | 平成<br>23年 | 平成<br>24年 | 平成<br>25年 | 平成<br>26年 | 平成<br>27年 |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分の認容件数 | 307       | 314       | 289       | 309       | 327       | 326       | 374       | 339       | 474       | 513       | 544       |
| ② ①のうち離縁に関する件数               | 2         | 3         | 0         | 0         | 1         | 1         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 特別養子縁組の成立件数(①－②)             | 305       | 311       | 289       | 309       | 326       | 325       | 374       | 339       | 474       | 513       | 544       |

(出典)司法統計年報

(改正後全文)

雇児発0330第9号  
平成23年3月30日

【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第3号  
【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第3号

都道府県知事  
各指定都市市長  
児童相談所設置市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 里親委託ガイドラインについて

里親制度の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令及び平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」、平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針」等に基づき行われているところであるが、今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、別紙のとおり「里親委託ガイドライン」を定めたので、積極的な取組をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

### 里親委託ガイドライン

#### 1. 里親委託の意義

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高年齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

#### 2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とすべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。

もともと、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

### 3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

#### (1) 保護者による養育の可能性の有無

- ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できる親族等がない子どもも長期的な安定した養育環境が必要であり、養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。
- ② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要なことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家庭生活を想定し、必要な支援を行う。

#### (2) 子どもの年齢

##### ① 新生児

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭的な養育環境を提供することが必要である。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親委託は有用である。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。

また、望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が出産前から早期の相談支援に努める。

##### ② 中学生や高校年齢の子ども

地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。

高年齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。

なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。

#### (3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更

施設に長期間入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。

##### ① 乳児院から措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用する。

現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

##### ② 施設入所が長期化している子ども

施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。

##### ③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども

保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。

##### ④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども

里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子ど

もの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。

⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども

保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。

(4) 短期委託が必要な子ども

保護者の傷病や出産等委託の期間が明確な子どもについては、短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。特に幼稚園等に通う幼児や学齢児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとっても大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。

(5) 個別的な支援を必要とする子ども

① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども

集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

また、保護者がいない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

② 非行の問題を有する子ども

家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。

- ① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）
- ③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合

4. 保護者の理解

(1) 保護者への説明

保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や

施設の選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求める。

特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまうのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。

① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。

② 養育里親による家庭の環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。

③ 保護者との調整は基本的には児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。

(2) 保護者の承諾

保護者の承諾については、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表示がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。

① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合

保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、児童福祉法第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。

なお、都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法第27条第6項（児童福祉法施行令第32条）により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に諮り、意見を聴取することは有用である。

里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求める。

保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。

② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合

本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みで

あり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1) ①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求める。

なお、最終的に理解が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行う法第28条措置を除き、児童福祉法第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないので、結果として里親委託はできないことになる。

### ③ 児童福祉法第28条による措置の場合

法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。

ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えない必要がある場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。

### ④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等

里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1) ①②③について丁寧に説明し、理解を求める。

児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。

また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。

## 5. 里親への委託

### (1) 里親委託の共通事項

#### ① 里親家庭の選定（マッチング）

里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。

子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行

い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。

里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。

なお、子どものアセスメントや里親と子どもの調整には、里親支援機関と連携することも有用である。

### ② 委託の打診と説明

里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の予定、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。

また、里親に対し、受託を断ることができることを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。

新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。

### ③ 子どもと里親の面会等

子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親の関係づくりを協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するために初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。

家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。

このように里親委託までには、面会や外出、外泊など行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する児童との適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。

里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるなど考慮することを踏まえ、里親と子どもの関係性を見極めた上で決定する。

なお、里親と児童相談所の子ども担当者、里親担当者、可能であれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。

また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。

## (2) 養育里親へ委託する場合

保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。

また、家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。

短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。

その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。

なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理することとする。

委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。

また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

## (3) 専門里親へ委託する場合

虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に言い、慎重に委託を検討する。

専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こすことがある場合があり、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、療育機関でのケアや治療を取り入れながら、委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要である。特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼する。

また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応については、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応する。

## (4) 養子縁組を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。

子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気は受け止めること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできることを説明する。

また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の状況が明らかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不相当である等特別の事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律第89号）第817条の6ただし書）。

#### (5) 親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。

- ① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。
- ② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。
- ③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。
- ④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。
- ⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。

#### (6) ファミリーホームへの委託

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どものいる環境の方がより適しやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。

#### (7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点

未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという

保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てるので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。

まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や病気は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。

実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることのできるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

#### (8) 措置延長についての留意点

里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども

などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。

#### (9) 里親と子どもが不調になった場合

里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が高くなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。

#### ① 情報の共有・協議・支援

不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方

が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託継続が図ることができるよう支援を行う。

## ② 委託解除

やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でないと判断される場合は、無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する。

委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等里親のケアが重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したけれど合わない場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に振りかえり、前向きに今後につなげていくことが重要である。

## 6. 里親の認定・登録について

里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。

### (1) 電話相談や問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。

また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。

### (2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の違いや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。

養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。

### (3) 要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

養育里親については、児童福祉法第34条の20第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。

#### ① 里親の年齢

養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高年齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。

なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

#### ② 里親を希望する者が単身である場合

知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。

## 7. 里親家庭への支援

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。

里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。

里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりをもち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾けることも必要である。

また、多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に相互の信頼関係を築いていくことが、里親委託の推進と里親支援の前提となる。

里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。

#### (1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

#### (2) 定期的な家庭訪問

委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々の状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的に訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、児童相談所や里親支援機関の担当者が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。

定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、施設の里親支援専門相談員が行うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。

里親委託等推進員や里親支援専門相談員が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとし、児童相談所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するとともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を共有した上で、訪問することが必要である。

里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供をするとともに、できる限り、子ど

もにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長の状況を把握する。

また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

#### (3) 里親の相互交流

児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。

#### (4) 里親の研修

養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養育縁組里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。

#### (5) 地域の子育て情報の提供

- ① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。
- ② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

#### (6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）

里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

- ① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。
- ② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。
- ③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。

## (7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。

里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。

複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。

## (8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、障害児通所支援を受けさせ、又は情緒障害児短期治療施設に通所させることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。

## (9) 養子縁組の支援

養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。

特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きが開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

## (10) ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

## 8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとって、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の

意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だけで対応が困難なとき、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。併せて、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。

また、子ども同士が交流する里子の会等を行うことは、子どもの声を聞く権利の擁護とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。

## 9. 里親制度の普及と理解の促進

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、里親について知ってもらう勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。

里親になろうとする動機は、子育てが好きとか、社会貢献をしたいとか、子どもがいないので子育てをしてみたいとか、自分の子育てに目途が立って余裕があるなど、様々であり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。

また、里親制度について広く理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進めるための理解を促進する。

## 10. 里親委託及び里親支援の体制整備

里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。

### (1) 担当職員の充実

#### ① 児童相談所の里親担当職員

里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県市（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員が置かれているが、できる限り専任であることが望ましい。

里親担当職員は、児童のケースを担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、里親委託等推進員や里親支援専門相談員とチームを組みながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。

#### ② 里親委託等推進員

里親委託等推進員は、里親支援機関事業により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。

里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

### ③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動することが望ましい。

里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。

## (2) 里親支援機関

里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割

分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

### ① 里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されており、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。

里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。

### ② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、里親支援機関として指定し意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。

### ③ 里親支援専門相談員を置く施設

里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域でその活動を行いやすくするために、都道府県市が里親支援機関に指定し、里親支援の業務を行わせるという役割を明示することが望ましい。

### ④ 公益法人、NPO等

里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可能である。

## (3) 役割分担と連携

児童相談所の里親担当職員と、里親委託等推進員、里親支援専門相談員との間での役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。

行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、

- ① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、
  - ② 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等）、
  - ③ 里親指導・連絡調整（養育上の指導、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等）、
  - ④ 里親委託の解除（委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応）
- などは、児童相談所が直接に行う必要がある。

一方、それ以外の業務、すなわち、

- ① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）
- ② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）
- ③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）
- ④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）
- ⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談
- ⑥ レスパイト・ケアの調整
- ⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）
- ⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- ⑨ アフターケアとしての相談

などは、児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）を活用して積極的に推進する。

その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。なお、里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。

#### （４）里親支援機関と守秘義務

都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。

また、同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされており、都道府県市の里親支援の業務を委託して行わせる里親支援機関は、この規定に該当するものである。さらに、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、この里親支援機関には、守秘義務が課されることになる。

なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要

であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。

#### （５）市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携

里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。

#### （６）里親委託等推進委員会

##### ① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

##### ② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す。

雇児発 1 1 3 0 第 3 号  
平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下「社会的養護専門委員会」という。）において、平成 2 3 年 7 月に「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、その中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとしている。

これに沿って、児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、平成 2 4 年 1 0 月に開催された社会的養護専門委員会において、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（以下「小規模化等の手引き」という。）が別添のとおりとりまとめられたので通知する。

貴職におかれては、御了知の上、下記に留意して取組を推進されたい。あわせて、管内の児童相談所等の関係機関、児童養護施設、乳児院等の関係施設等へ周知願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 「第Ⅰ部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進」及び「第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進」について
- 小規模化等の手引きは、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人

員配置、小規模化に対応した運営方法などについて取りまとめたものである。小規模化等の手引きでは、児童養護施設、乳児院のそれぞれの特性に応じた小規模化に当たっての課題や運営方法等を示しているので、特に以下のことに十分に留意して小規模化を進めることが重要であること。

（１）社会的養護の課題と将来像での位置づけについて

- 「社会的養護の課題と将来像」における児童養護施設及び乳児院の小規模化の位置づけについて、次のように示されていること。
- ① 児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくことであること。
- ② 乳児院における小規模化は、乳児院が言葉で意思表示できず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳児院の特性や役割に十分留意しながら進めていくこと。

（２）小規模化の意義

施設の小規模化は、施設運営方針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うものであり、「あたりまえの生活」を保障するものであること。

（３）小規模化に当たっての課題への対応

小規模化に当たっての課題に適切に対応するために、職員を孤立させない組織運営の方法などをとる必要があること。

そのため、小規模化を進めるための予算制度や小規模化したグループの人員配置と応援配置の例を示しているので、これらを参考に小規模化の可能性を検討すること。

2 「第Ⅲ部 計画的な推進等」について

「社会的養護の課題と将来像」では、「施設が 9 割、里親が 1 割」である現状に対し、今後 1 0 数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を 3 分の 1 ずつにしていく目標が掲げられている。これを踏まえ、平成 2 7 年度を始期として平成 4 1 年度までの 1 5 年間（以下「推進期間」という。）でこの目標を達成することを目指し、以下の

ように、都道府県は各施設に要請して「家庭的養護推進計画」を策定させるとともに、都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定し、これに沿って、地域の実情に即して、計画的に取組を推進すること。

なお、計画に規定すべき内容、策定手順、時期等については、別途具体的にお示しすることとしている。

#### (1) 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定について

都道府県は、各施設に「家庭的養護推進計画」を策定するよう要請すること。

各施設は、都道府県からの要請に基づき、都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。

同計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。

同計画の対象とする期間は、推進期間（15年間）のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

#### (2) 「都道府県推進計画」の策定について

「都道府県推進計画」では、平成27年度を始期とした「都道府県推進計画」を上記の調整を行った上で策定し、同計画においては推進期間（15年間）を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分した各期（5年）ごとの目標を設定した上で、推進期間（15年間）を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。

また、平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。

なお、指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

5号)の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の始期及び同計画が5年を1期とすることを踏まえて設定したものである。なお、同法の本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討され、その際、社会的養護の職員体制の強化についても検討される予定である。

#### (3) 子ども・子育て支援法の各計画との関係

「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされている。同計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」（同法第62条第2項第4号）として、社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることから、同計画と「都道府県推進計画」との整合性に留意すること。

(注) 上記計画の始期及び推進期間は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第6

# 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ  
平成24年10月

## はじめに

### 第Ⅰ部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たっての課題と対応
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法
9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

### 第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ
2. 小規模化の意義
3. 小規模化に当たっての課題
4. 小規模化の取組状況
5. 小規模化を推進するための予算制度
6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置
7. 小規模化施設の全体の構成
8. 小規模化に対応した運営方法
9. 小規模化の方法とステップ

### 第Ⅲ部 計画的な推進等

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定
2. 都道府県計画の策定
3. 施設整備費等の確保
4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて
5. 推進に当たっての留意点

## はじめに

- ・平成23年7月に、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会及び児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会で、「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられた。現在、これに沿って、施設の小規模化、地域分散化や里親委託の推進などの家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどへの専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、親子関係の再構築支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の引上げなど、社会的養護の充実を図る取組が進められている。
- ・平成24年3月には、社会的養護の施設種別ごとに施設運営指針が策定され、「家庭的養護と個別化」は、社会的養護の原理の第1番目に掲げられている。
- ・指針では、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきとし、社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭的な環境で養育する「家庭的養護」が必要であるとしている。
- ・児童養護施設、乳児院等の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、“施設が9割、里親が1割”の現状に対し、今後十数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていこう目標が掲げられた。児童養護施設については、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、本体施設は全施設を小規模グループケア化するとともに定員を45人以下とし、乳児院についても養育単位の小規模化を進めていくこととされた。また、同時に、本体施設は高機能化し、地域支援の拠点としていくこととされた。
- ・この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」は、社会的養護の課題と将来像に掲げた児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、施設の小規模化の意義や課題、措置費や整備費の活用方法、人員配置、小規模化に対応した運営方法、小規模化の計画の策定方法などについてとりまとめ、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供するものである。

## ワーキング構成（◎は座長）

◎宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院准教授

伊達直利 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長

武藤素明 全国児童養護施設協議会制度政策部長、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括施設長

沓野一誠 全国児童養護施設協議会調査研究部長、さくら園施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会協議員 東京恵明学園乳児部施設長

## 第Ⅰ部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進

### 1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にしている。
- ・児童養護施設の小規模化・地域分散化には、
  - ①本体施設の定員を小さくすること、
  - ②本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、
  - ③地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）を増やしていくことの3つの要素がある。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、今後10数年の間に、児童養護施設の本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）し、本体施設の定員を45人以下にしていくとともに、グループホームやファミリーホーム、里親支援を推進し、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにしていく、という目標を掲げている。
- ・上記の目標を達成し、施設機能の地域分散化や里親委託を推進するにあたっては、「社会的養護の課題と将来像」に掲げた施設の人員配置の改善や質の向上を図りながら、十分なケアを行える体制を整えていかなければならない。
- ・また、施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援していく。
- ・児童養護施設の小規模化・地域分散化は、施設経営が縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくものであり、将来像に向けての積極的な取組が期待されている。

（注）「本体施設」は「本園」とも表記するが、同じ意味である。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

### 2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

#### (1) 児童養護施設の課題と将来像

#### ②小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。
- ・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、
  - (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。

- (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。（45人以下は現在の小規模施設加算の基準）
- (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。

- ・将来の児童養護施設の姿は、一施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。
- ・施設の小規模化は、施設の改修や、人員配置の増、人材の育成とともに、地域の受け皿となるファミリーホームや里親の確保などと同時に行う必要があることから、できる施設から順次進め、着実に推進していく必要がある。
- ・また、今後の児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームや、ファミリーホームに転換することが求められる。また、本体施設は、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造として施設整備をする必要がある。
- ・また、施設整備に当たっては、建築費の4分の3を補助する制度が行われているが、グループホームやファミリーホームについては、設置主体が施設整備することもあるものの、町の中の住宅を賃借して行う場合も多い。施設機能の地域分散化の推進のためには、賃借の場合は、施設整備の補助に代わり、賃借料の補助の仕組みを検討する必要がある。
- ・このほか、大規模施設を分割して、その半分を施設の立地が無い地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。

#### ③養育の機能を確保するための職員配置の充実

- ・小規模グループケアを推進するためには、措置費の人員配置を高めて、運営しやすくすることが必要である。
- ・小学生以上児に6：1などの現行の人員配置では、小規模グループケアの加算1名や、各ユニットで調理をすることによる調理員のユニット担当への振り替えを加えても、1グループに3人程度の人員配置となり、これは、交代勤務のため、常時1人の人員配置に薄まる。また、宿直が1人週2回必要となるなど、勤務条件が厳しくなることから、意欲的な施設のみが取り組んでいる現状にある。
- ・このため、小規模ケアの普及のためには、6：1等の基本の人員配置基準の引上げや、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要である。
- ・また、小規模ケアやグループホームにおいては、一人一人の職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、スーパーバイザー（基幹的職員）やチーム責任者の設置など、施設全体の組織的な運営体制が重要である。
- ・なお、養育単位の小規模化をする場合、調理員等の人員を、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くなどの柔軟な運営方法をとることが有効である。

#### ④小規模ケア、グループホーム、ファミリーホームの組み合わせ活用

- ・小規模グループケアは、1グループの児童定員が6人～8人で、これを生活単位（ユニット）とするもので、1人部屋又は2人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置く。本体施設内にいくつかのグループホームが集まって設けられる形態であり、家庭的な環境を作ることができる一方、個々のホームが孤立化せず、施設全体での運営管理が行いやすいメリットがあるため、特別なケアが必要な子どもを入所させやすい。
- ・また、小規模グループケアは、職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、グループホームの形態で行うことも可能であり、さらに家庭的な形態である。

- ・地域小規模児童養護施設（グループホーム）は、1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れて、普通の民間住宅等を活用して運営するもので、同様に家庭的な形態である。なお、措置費の仕組みとして、小規模グループケアはグループホーム形態の場合でも本体施設と一体の保護単価となるのに対し、地域小規模児童養護施設では区分して設定される。
- ・ファミリーホームは、1ホームの児童定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームである。交代勤務である地域小規模児童養護施設と異なり、養育者が固定していることから、子どもにとって、さらに家庭的な環境である。
- ・家庭的な養育環境として、本体施設内の小規模ケアよりグループホームが、グループホームよりファミリーホームの形態の方が、より家庭的な環境であり、推進していく対象となる。

#### ⑤本体施設の高機能化

- ・児童養護施設は、入所児童の53%は虐待を受けた経験があり、23%は発達障害や知的障害等の障害を有している。このため、より専門性の高いケアが必要となり、施設運営の質の向上を図る必要があるとともに、心に傷をもった子どもたちに大人が寄り添う養育ができるよう、人員配置を増やす必要がある。
- ・また、今後、施設機能の地域分散化を進めるに伴い、本体施設では、心理的ケア等を要する子どもの割合がますます増えることから、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要が一層高まることとなる。
- ・また、本体施設は、地域支援の拠点となるセンター施設として、心理療担当職員、個別担当職員、ファミリーソーシャルワーカーに加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員も備え、親支援、里親支援やアフターケアなど地域支援を行う体制を充実する必要がある。
- ・児童養護施設の施設運営の質の向上のためには、人員配置の充実とともに、養育の技術や方法論の向上、施設のマネジメント力の向上に取り組む必要がある。一人一人の子どもの課題への対応や、親支援やペアレントトレーニングの技術の向上、将来の自立した生活の力を高める養育、施設退所後の継続的支援、子どもの意見をくみ上げ、子どもの権利を擁護する取り組み、開かれた風通しの良い組織づくりなど、施設運営の質を高める取り組みを推進していく必要がある。
- ・児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にする。

#### 5. 社会的養護の整備量の将来像

##### (4)施設機能の地域分散化の姿

- ・日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
  - (a)概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
  - (b)概ね3分の1が、グループホーム
  - (c)概ね3分の1が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)という姿に変えていく。
- ・現在、児童養護施設の在籍期間は10年以上が10.9%、5年以上が38.8%であるが、児童養護施設の本体施設での長期入所を無くす必要がある。児童養護施設に入所した子どもについて、本体施設からグループホームへ、そしてファミリーホームや里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、全ての施設を変革していく。

#### 2. 小規模化の意義

- ・施設の小規模化は、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「家庭的養護と個別化」を行うもので、「あたりまえの生活」を保障するものである。
- ・児童養護施設の本体施設における小規模グループケアや、グループホームには、次のような子どもにとってのメリットや意義がある。
  - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
  - 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
  - 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
  - 調理をすることにより、食を通じたかわりが豊かに持てる。
  - 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
  - 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
  - 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟に運営できる。
  - 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
  - 子どもたちが我が家という意識で生活でき、それが生活の主体性につながり、自立の力が日常生活を通じて身についていく。
  - 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
  - 自立を意識し、意図的に子どもにかかわれる。
  - 少人数のため行動しやすい。
  - 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。
  - 地域の子ども会、自治会、学校区の関係者との交流が深まる。

#### 3. 小規模化に当たっての課題と対応

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するため、8で掲げるような、小規模化・地域分散化に対応した運営方法をとる必要がある。
  - 職員1人での勤務が多く、また、職員が生活全般の支援、調理、対外関係、地域対応、親や家族との対応、心理的ケア、自立支援、事務金銭管理など多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。
  - 新人の育成が難しい。
  - ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。
  - 人間関係が濃密となり、子どもと深くかわれる分、やりがいもあるが、職員の間労も多い。

➤ 小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、落ち着くまでは、衝突も増える。

➤ 感情の起伏が激しく、暴力、自傷、非行があるなどといった深刻な課題を持つ子どもがいる場合は、少人数の職員では対応が難しく、また、少人数の子ども集団の中で、その集団の全体とその集団に属する他の子どもへの影響が大きい。

➤ 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力を求められる。

➤ 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

・ 小規模化・地域分散化を進めるに当たって、課題の大きい子どもについては、職員体制の厚い本園で支援するなど、本園と分園の特徴を活かしてそれぞれの児童にふさわしい支援を行う。

・ 児童養護施設の小規模化・地域分散化は、同時並行して本体施設に多様な支援機能を拡充・統合しながら、総合的に進めることが必要である。本体施設による総合的な支援体制づくりが、小規模化・地域分散化の前提となる。

#### 4. 小規模化の取組状況

##### ①小規模グループケア

・ 小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には児童養護施設では315施設で315グループが実施されていたが、平成24年度には、369施設で686グループの実施が見込まれており、5年間で倍増している。

・ 小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

##### ②地域小規模児童養護施設

・ 地域小規模児童養護施設は、平成12年度に予算上制度化され、平成19年度には146か所が実施されていたが、平成24年度には、185施設で244か所実施が見込まれ、5年間で約100か所増加した。

・ 地域小規模児童養護施設は、制度化当初は1施設1か所までであったが、平成20年度からは1施設が複数実施することが可能となっている。

#### 5. 小規模化を推進するための予算制度

##### ①小規模グループケア

・ 本体施設の敷地内で行うものと、敷地外でグループホームとして行うもの（分園型小規模グループケア）がある。

・ 定員は、6人以上8人以下となっている。

（注）平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則6名とする」とされていたが、

8名定員のものが実際に行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として6人以上8人以下とする」と改められた。

・ 措置費の人員配置は、5.5:1などの本来の基本的配置に、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が加算される。

・ 1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化及び地域分散化の計画を策定することとされている。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を45人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

##### ②地域小規模児童養護施設

・ 定員は6人となっている。

・ 措置費の人員配置は、児童指導員又は保育士3人（うち1人は非常勤とすることが可能であり、措置費上は1名は非常勤で積算されている。）、管理宿直専門員1人分（非常勤）及びこれらについての年休代替要員費等が積算されている。

・ 1施設で複数か所の設置が可能であり、本体施設1施設につき2か所を超える指定をするときは、家庭福祉課と協議することとされている。

（注）・分園型小規模グループケアも、地域小規模児童養護施設も、グループホームという点では、目的も形態も同じである。措置費上の仕組みが異なり、分園型小規模グループケアは、本体施設と合算して定員区分に応じて保護単価が設定され、小規模グループケア加算がされるのに対し、地域小規模児童養護施設は、措置費上、本体施設や他のグループホームと切り分けて1か所ごとに保護単価が設定される。

・ このため、施設で1、2か所目のグループホームを設置する場合は、地域小規模児童養護施設の方が設置しやすい。他方、本体施設の定員が小さく、グループホームを多数持つ施設の場合、施設長や家庭支援専門相談員などの施設共通の職員の費用がグループホームの保護単価にも分散して反映される分園型小規模グループケアの算定方式の方が、本園と分園の児童の保護単価の差を小さくできる。

・ このことから、制度上、両方の制度を設け、かつ地域小規模児童養護施設の1施設当たりの数を制限している。なお、小規模グループケアの数についても、施設全体の定員数を一定範囲以下とする観点から、6か所までとしている。

（注）・施設の認可定員は、本体施設（本園）の定員と地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアなどのグループホーム（分園）の定員を合算したものである。一方、地域小規模児童養護施設を除く分園及び本体施設の措置費の算定に当たって用いる定員は、地域小規模児童養護施設の定員を含まない定員となる。

##### ③賃借費加算

・ 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアについては、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。（自立援助ホームやファミリーホームも同様）

#### ④措置費関係その他

- ・平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
- ・定員41人以上の施設において栄養士の算定ができる現行制度について、施設の定員に地域小規模児童養護施設の定員を加えて算定できるよう、今後、算定方法の改善を検討することとしている。

#### ⑤施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・小規模グループケアを行う場合は、本園型、分園型ともに、施設整備費の子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・地域小規模児童養護施設についても、その定員に対して、児童養護施設本体と同じ子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加えることができる。
- ・本園には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
- ・本園には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

#### ⑥安心こども基金

- ・児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。

#### 6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

##### ①1グループの標準的な人員配置

- ・現行制度で可能な1グループの標準的な人員配置は、「3人配置による早番・遅番勤務(1人体制)＋非常勤の管理宿直等職員・家事支援員」の体制である。

この「3人配置による1人体制」とは、1日を早番と遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、 $365日 \times 2人 \div 255日 = 2.86人$  となり、3人が必要となることによる。

(注) 年間所定内勤務日数は、事業所により定めが異なるが、厚生労働省平成23年「就労条件総合調査」では、医療・福祉分野の平均年間休日総数が110日であることから、年間勤務日数を255日として計算した。休日のほかに、職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得をしやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・この3人の配置は、小規模グループケアでは、基本配置＋小規模グループケア加算1＋調理員等の一部を充てる。

(注) 児童定員6人のグループの場合、平均的な数の年少児があるとする、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の小学生以上5.5:1、年少児4:1の配置基準では、2.15人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である小学生以上4:1、年少児3:1の配置基準では、2.57人の職員配置となる。

このため、3人配置は、現行では0.85人、目標水準では0.43人の補充をすれば確保できる。児童養護施設の小規模グループケアでは、各グループで調理を行うため、施設全体を小規模グループケアとする場合は、施設の調理員等（1施設4人）をこれに充てることができる。

|      | 配置基準  |     | 6人グループで、小学生以上5.2人、年少児0.8人の場合の職員数    | 小規模ケア加算+1    | 3人配置のための調理員等からの補充 |
|------|-------|-----|-------------------------------------|--------------|-------------------|
|      | 小学生以上 | 年少児 |                                     |              |                   |
| 現行   | 5.5:1 | 4:1 | $5.2 \div 5.5 + 0.8 \div 4 = 1.15人$ | <u>2.15人</u> | 0.85人             |
| 目標水準 | 4:1   | 3:1 | $5.2 \div 4 + 0.8 \div 3 = 1.57人$   | <u>2.57人</u> | 0.43人             |

※年少児の数は、児童養護施設入所児童等調査 3～5歳児計4,351人／全体31,593=14% により、 $6人 \times 14\% = 0.8人$  で試算

- ・地域小規模児童養護施設では、3人の配置が措置費に積算されている。
- ・宿直は、1グループに1人分の管理宿直等職員の費用が計上されていることから、週の半分を管理宿直等職員で補う。また、管理宿直等職員の費用の一部は、夕方などの家事支援員の配置に充てることができる。
- ・管理宿直等職員を用いた宿直職員や家事支援員については、児童指導員や保育士の有資格者に限らなくても良い。児童福祉を志す学生や、施設の元職員、主婦、元教員、人生経験豊富な年配者など、支援に幅を持たせることができる。ただし、専門職員でない宿直職員のみとなる夜間については、施設全体では、本園やグループホ

##### (参考) 児童養護施設の人員配置基準の改善

###### <平成24年度の人員配置>

|                                                                                                                                                                                                                                                              |   |                                                                                                                                             |   |                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長1人</li> <li>・家庭支援専門相談員 1人</li> <li>・個別対応職員 1人</li> <li>・小規模施設加算 1人(定員45人以下)</li> <li>・栄養士 1人(定員41人以上)</li> <li>・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)</li> <li>・事務員 1人</li> <li>・管理宿直専門員(非常勤、1人)</li> <li>・嘱託医1人</li> </ul> | + | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員、保育士</li> <li>0・1歳児 1.6:1</li> <li>2歳児 2:1</li> <li>3歳以上幼児 4:1</li> <li>小学生以上 5.5:1</li> </ul> | + | <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援専門相談員加算 1人</li> <li>・心理療法担当職員加算 1人(心理療法を必要とする児童10人以上)</li> <li>・看護師加算 1人(対象児童15人以上)</li> <li>・定員35人以下指導員特別加算(非常勤 1人)</li> <li>・小規模グループケア加算<br/>グループ数×(常勤1人+管理宿直等職員(非常勤)1人)</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

###### <課題と将来像の人員配置>

|                                                                                                                                                                                                                                                              |   |                                                                                                                                           |   |                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長1人</li> <li>・家庭支援専門相談員 1人</li> <li>・個別対応職員 1人</li> <li>・小規模施設加算 1人(定員45人以下)</li> <li>・栄養士 1人(定員41人以上)</li> <li>・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)</li> <li>・事務員 1人</li> <li>・管理宿直専門員(非常勤、1人)</li> <li>・嘱託医1人</li> </ul> | + | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員、保育士</li> <li>0・1歳児 1.3:1</li> <li>2歳児 2:1</li> <li>3歳以上幼児 3:1</li> <li>小学生以上 4:1</li> </ul> | + | <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援専門相談員加算 1人</li> <li>・自立支援担当職員加算 1人</li> <li>・心理療法担当職員加算 1人(全施設配置)</li> <li>・看護師加算 1人(対象児童15人以上)</li> <li>・定員35人以下指導員特別加算(非常勤 1人)</li> <li>・小規模グループケア加算<br/>グループ数×(常勤1人+管理宿直等職員(非常勤)1人)</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ームの中のいずれかに専門職の常勤職員が宿直し、緊急時に応援を受けられる体制とする必要がある。

(注) 労働基準法では宿直は原則週1回であるが、1グループ3人の職員で交代勤務する場合、住み込みの場合を除き、宿直が週2回になってしまう。これに対応するため、地域小規模児童養護施設では管理宿直等職員が措置費に算定されており、小規模グループケアについても、平成24年度から1グループに1人の管理宿直等職員を算定した。

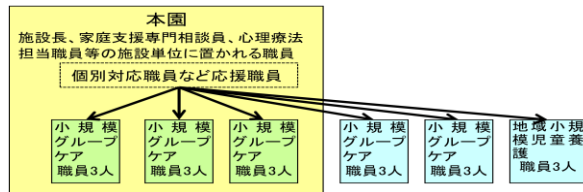
## ②多様な配置方法

- 標準的な①のほかに、多様な配置方法がある。
- 管理宿直等職員2グループ分の配置に替えて1名の常勤職員を置いて2グループを兼務とし、本園2グループに職員7名を配置する方法。この場合には、宿直者は2グループで1人として、職員7人が週1回ずつの宿直を行う。
- 住み込み職員とし、宿直によらない方法。
- 子どもが学校に行っている昼間の職員配置をしぼり、夕方を複数配置にする方法。

## ③応援職員の配置

- 各グループの職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- その配置は、個別対応職員1人、定員45人以下の小規模施設加算職員1人、定員35人以下の指導員特別加算1人(非常勤)、調理員等4名から、①の1グループ3人を確保するための不足分に充てた分を除いた人数のほか、被虐待児童受入加算費、本体施設の管理宿直専門員、年休代替職員費(年間20日分×職員数)による人数を加えた人数となる。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

(注) 非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費(職員1人当たり年額285,700円)もある。



## ⑤配置構成例

- 施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。
- また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。

- ・なお、現行の5:5:1の基本配置の下では、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、4:1の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

### 配置構成例 【基本配置5:5:1ベース】(6人グループ)

|                  |             |       |             |       |       |       |      |
|------------------|-------------|-------|-------------|-------|-------|-------|------|
| 個別対応職員など         | 応援職員 3人程度   |       |             |       |       |       |      |
| 管理宿直等職員          | 非常勤1        | 非常勤1  | 非常勤1        | 非常勤1  | 非常勤1  | 非常勤1  | 非常勤1 |
| 調理員等の一部          | 0.85人       | 0.85人 | 0.85人       | 0.85人 | 0.85人 | 0.85人 | 3人   |
| 基本配置<br>+小規模ケア加算 | 2.15人       | 2.15人 | 2.15人       | 2.15人 | 2.15人 | 2.15人 | 3人   |
|                  | 本園小規模グループケア |       | 分園小規模グループケア |       | 地域小規模 |       |      |

個別対応職員1、年休代替職員、被虐待児加算など2をあてる

3人配置の不足分 0.85人×6グループ=5.1人に、小規模施設加算及び調理員等4をあてる

### 配置構成例 【基本配置4:1ベース】(6人グループ)

|                  |             |       |             |       |       |       |      |
|------------------|-------------|-------|-------------|-------|-------|-------|------|
| 個別対応職員など         | 応援職員 5人程度   |       |             |       |       |       |      |
| 管理宿直等職員          | 非常勤1        | 非常勤1  | 非常勤1        | 非常勤1  | 非常勤1  | 非常勤1  | 非常勤1 |
|                  | 0.43人       | 0.43人 | 0.43人       | 0.43人 | 0.43人 | 0.43人 | 3人   |
| 基本配置<br>+小規模ケア加算 | 2.57人       | 2.57人 | 2.57人       | 2.57人 | 2.57人 | 2.57人 | 3人   |
|                  | 本園小規模グループケア |       | 分園小規模グループケア |       | 地域小規模 |       |      |

個別対応職員1、小規模施設加算1、調理員等の残1.42年休代替職員、被虐待児加算など2をあてる

3人配置の不足分 0.43人×6グループ=2.58人に、調理員等からあてる

## ⑥各グループの子どもの数の柔軟な変動

- ・オールユニット型の施設では、個々の子どもの状態や互いの関係性などを考慮して必要がある場合には、各グループの子どもの数を、柔軟に変動させて運用することができる。
- ・例えば、施設定員40名で本園・分園合わせて小規模グループケア6グループの場合、各グループの定員を6~8人と設定しておき、施設定員40人を超えない範囲で、変動して運用することができる。(この場合、各グループの面積は1人当たり4.95㎡以上にしておく必要がある。なお、地域小規模児童養護施設を除いた施設全体で定員の充足率を考慮する暫定定員の仕組みが適用されることから、個々の小規模グループケアの単位では、在籍児童5人以上の要件は問わないこととする。)

### 【各グループの子どもの数を、柔軟に変動できるようにした場合】

| <施設と各グループの定員設定> |     |     |     |     |     | <現員数は柔軟に変動> |     |     |     |     |     |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 施設定員40人         |     |     |     |     |     | 施設の現員36人    |     |     |     |     |     |
| 定員6             | 定員6 | 定員6 | 定員6 | 定員6 | 定員6 | 現員5         | 現員7 | 現員8 | 現員4 | 現員6 | 現員6 |
| 8               | 8   | 8   | 8   | 8   | 8   |             |     |     |     |     |     |
|                 |     |     |     |     |     | 施設の現員32人    |     |     |     |     |     |
|                 |     |     |     |     |     | 現員3         | 現員7 | 現員6 | 現員5 | 現員6 | 現員5 |
|                 |     |     |     |     |     | 施設の現員40人    |     |     |     |     |     |
|                 |     |     |     |     |     | 現員7         | 現員8 | 現員7 | 現員6 | 現員6 | 現員6 |

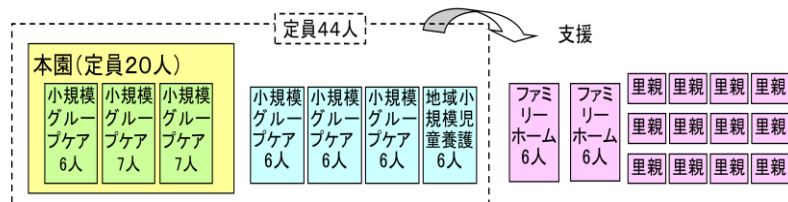
小規模グループケアを本園と分園で合計6グループの例

## 7. 小規模化施設の全体の構成

### ①施設の全体の構成の標準的な姿

- 施設の全体の構成の標準的な姿は、「本園3グループ+分園4グループホーム」とする。（本園小規模グループケア3+分園型小規模グループケア3+地域小規模1）
- このほかに、2か所程度、ファミリーホームを開設し、又は支援する。

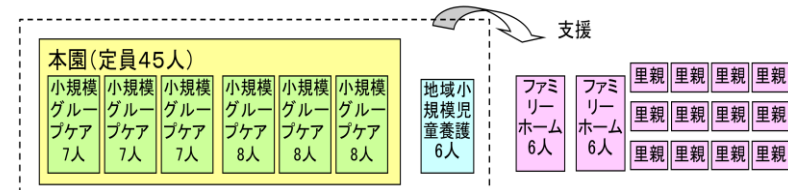
例1【標準的な姿】 本園3グループ、分園4グループホーム



### ②多様な姿

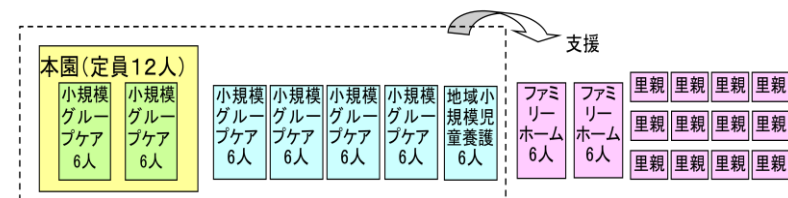
- 「社会的養護の課題と将来像」では、本園を定員45人以下にしていこうとしている。これを小規模グループケア6グループで実施すると、6グループ×7人又は8人=45人となる。

例2【本園の最大定員】 本園6グループ、分園1グループホーム



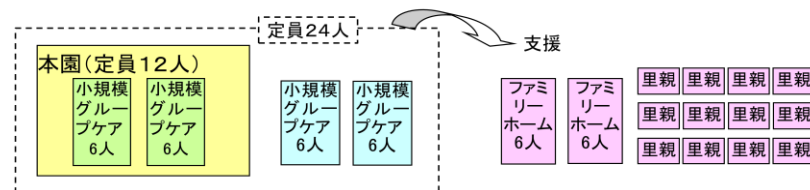
- 本園の最小定員についての定めは無いが、1グループのみの本園は想定されないため、2グループ×6人=12人が、最小定員となる。

例3【本園の最小定員】 本園2グループ、分園5グループホーム



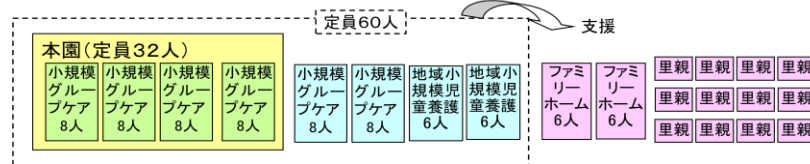
- 本園と分園を合わせた施設の最小定員は、本園2+分園2=4グループ24人が考えられる。

例4【施設の最小定員】 24人=小規模グループケア(6人×4)



- 本園+分園の最大定員についても定めは無いが、管理の限界が自ずとあるのではないかと考えられ、将来像としては、小規模グループケア6×8人+地域小規模2×6人=60人程度までと考えられる。

例5【施設の最大定員】 60人=小規模グループケア(8人×6)+地域小規模(6人×2)



(参考)「社会的養護の課題と将来像」の整備量のイメージに基づく1施設当たりの規模

- A 本園：児童養護の本体施設で1万1千人 → 1施設平均20人（3グループ）  
11,000人×1.11=定員12,210人、12,210人÷600施設=20.35人
- B 分園：分園型小規模グループケアで9000人 → 1施設平均17人（3ホーム）  
9,000人×1.11=定員9,990人、9,990人÷600施設=16.65人
- C 分園：地域小規模児童養護施設で3200人 → 1施設平均6人（1ホーム）  
3,200人×1.11=定員3,550人、3,550人÷600施設=6人
- D 施設全体： A+B+C=43人程度

### ③本園の施設整備

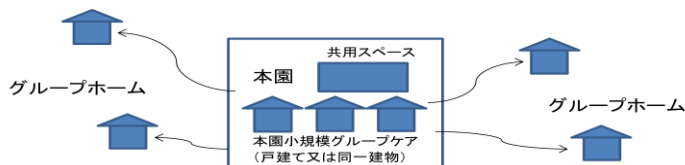
- 本園についても、できる限り「あたりまえの生活」を保障できる構造とする必要がある。
- 新築又は改築で整備する場合は、同一敷地内での戸建て住宅型が望ましい。敷地の条件等を考慮して、同一建物での合築型とする場合でも、ホームごとに独立した玄関を設けるなど、各ホームの生活に独立性を持たせることが必要である。
- 既存の大半制の建物を改修する場合に、構造上、各ホームへの玄関の設置が難しい

場合は、施設の共用の玄関を使用した上で、各ホームを内廊下でつなぐこともやむを得ない。

- ・本園の全てを小規模グループケアとし、各ホームに、居間、キッチン进行ける。
- ・トイレは男女別としなが、各ホームに複数あることが望ましい。
- ・各ホームに通常の家庭仕様の浴室を进行ける。
- ・建物は、施設の的な建物よりも、できる限り、一般住宅の仕様、デザインとすることが望ましい。
- ・本園には、事務室、相談室・心理相談室、集会室・地域交流スペースを进行けることが必要。ショートステイ室も进行けることが望ましい。
- ・子どもが不安定になったときに、クールダウンに用いることができる部屋も必要である。

#### ④分園の施設整備

- ・分園（グループホーム）は、できる限り一般家庭に近い生活ができる場とする。
- ・既存住宅の賃借のほか、建主にグループホーム向けの間取りの建物の新築を依頼して賃借する。措置費で賃借料が算定できるため、初期投資の負担が軽い。
- ・自己所有で新築する場合には、施設整備費の対象となる。新たに建物を整備する場合は、施設の的な建物とせず、できる限り一般住宅と同様の仕様とする。



#### ⑤ファミリーホームの開設や支援

- ・「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設の将来像として、「施設によるファミリーホームの開設や支援」を推進するとし、「1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つ」としている。
- ・ここでいう「ファミリーホームを持つ」とは、「開設や支援」の意味であり、施設を設置する法人がファミリーホームを法人設置により開設する場合に限らず、施設の元職員が独立してファミリーホームを開設することを支援することや、地域の里親が開設するファミリーホームを支援することを含む。
- ・小規模グループケアを6か所までを行う際の計画の要件に、「ファミリーホームを2か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。」ことを計画に含むこととされているが、これも同様に、自ら開設する場合に限らず、支援を含むものであり、また、その計画は、社会的養護の課題と将来像が目指している十数年の期間内における実現を図

る趣旨である。

- ・ファミリーホームは、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親が大きくなったものであって、施設が小さくなったものではない。施設が開設や支援を行う場合には、施設を小さくしたものにならないよう注意が必要である。
- ・ファミリーホームには、施設のグループホームと異なり、養育者家族の十分な居住スペースが必須である。
- ・施設職員のライフプランとして、施設職員として培った専門性と経験を生かして、里親になったり、独立してファミリーホームを開設することは、有意義なことであり、施設として支援することが望ましい。
- ・ファミリーホームの支援は、里親支援専門相談員を配置し、里親支援と同様の支援を行うほか、事務面の支援など、ファミリーホームの特質を踏まえた支援に努める。

### 8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法

#### ①職員を孤立させない組織運営

- ・職員が課題を一人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- ・小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- ・施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- ・緊急時に相談したり、応援に来てもらえる体制をつくる。
- ・職員のサロン（井戸端会議）的な集まりを行う。
- ・ケース会議を行い、課題を組織全体で考える取組を行う。
- ・パソコンでの情報共有を行う。
- ・スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- ・施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を进行ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- ・分園を含めて参加できる行事を行う。
- ・非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。

- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

## ②自主性を尊重したホーム運営

- ・個々のホームごとに、運営方針を明確化し、職員が共有する。
- ・子ども達の意見や、ホーム等の担当職員の意見も取り込んで、子ども達が主役となる方針を作る。
- ・子どもとともに生活をつくる。子どもたちとホームの担当職員が参加したホーム会議を行う。また、ホーム通信を発行するなどにより、帰属意識や一体感を醸成する。

## ③調理と家事

- ・調理と家事は、家庭的な養育環境とするため、各ホームで職員が行うことを基本としつつ、家事支援員の活用や、栄養士の配置がある施設では栄養士による支援を行う。

## ④対外的なこと

- ・学校関係、児童相談所関係、近隣との関係、家族との関係など、対外的な対応については、一人で抱えることなく関係する職員の間で共有し、組織の一員として行う。
- ・ホームの出来事を施設で共有できるよう発信する。
- ・円滑に学校（幼稚園）生活を送ることができるようにする。学級担任との話し合いの機会をつくったり、電話連絡をこまめに行う。
- ・親との連絡や面会は、児童相談所の担当児童福祉司と相談をしながら進める。家庭支援専門相談員や心理療法担当職員との連携も大切。

## ⑤地域との関係づくり

- ・ボランティアの受け入れなど地域の力を活用するとともに、地域との交流や地域理解を深め、日頃から地域との関係性を積極的につくっていく努力を行うことで、地域からの反発や不理解を防ぐ。

## ⑥本体施設とグループホームの役割等

- ・本体施設では、小規模グループケアを担当する職員に加え、施設長、心理療法担当職員、個別対応職員その他の応援職員が支援しやすいことから、課題を持つ子どもにも対応しやすい。
- ・グループホームは、地域の中でできるだけ家庭的な生活を実現させやすい反面、職員数が限られていることから、脆弱性も有している。入所間もない児童や、何らかの理由で不安定な状態の子どもは本体施設で生活させ、安定してからグループホームでの生活とするなどの運用が考えられる。
- ・各グループにおいて、職員と児童のマッチング、児童間のマッチングに配慮する。

## ⑦組織づくり、人材育成

- ・小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
- ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。

- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。

- ・本体施設から離れたグループホームの孤立化防止の方策を講じる。

- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。

- ・職員の人材育成を図る。また、人材確保のため、養成機関の学生に、実習生、アルバイト、ボランティア等により小規模化した施設を体験してもらうことも重要。

## （参考）小規模グループでの一日

### ①朝

- ・職員起床。カーテンを開ける、朝食作り、弁当づくり。外の見回り。
- ・児童起床。朝食。
- ・一日の始まりはとても大切。前日の準備とともに、スムーズに登校、登園できるように準備する。早め早めの準備は、気持ちに余裕を持たせる。
- ・洗面、歯磨き、身だしなみを整える。子どもの個性を尊重することは大切だが、生活力、衛生面、マナーなど、しっかりと身支度をさせることを子ども達に話して、身につけさせることが大切。
- ・児童登校。登園。

### ②日中

- ・子ども達が出かけた後は、掃除、洗濯等の家事業務。有意義に時間を使う。
- ・グループホームでは、家の周りの掃除は、近隣の方と話をするきっかけにもなる。
- ・子どもの部屋の掃除を子どもの了解をとりながら行う。きれいな生活空間を教えることは重要。
- ・学校の休みの日の対応

### ③夕方と夜

- ・学校、幼稚園から帰ってくる子どもの姿から、学校、幼稚園での様子を感じ取るとともに、学校、幼稚園のできごとについて子どもから聞く。
- ・学力をつけるように、ホーム内でのルールを子どもとともに決め、守れるようにする。
- ・夕食をともにしながら、一日の話を、食卓を囲み一人一人から話を聞く。食卓を囲む中でホーム全体の協調性や方向性ができる。
- ・寝る前に一人一人と個別の時間を持てる工夫をする。一日の振り返りと明日への準備を行う。

## 9. 小規模化・地域分散化の方法とステップ

### ①地域小規模児童養護施設をまず1か所設置

- ・地域小規模児童養護施設を行っている施設は、平成24年度で185施設であり、585施設の3分の1程度となっている。今後、全ての施設がグループホームを持つよう、まず1か所の地域小規模児童養護施設の設置を推進する。
- ・まず1か所設置することにより、小規模化に対応した施設運営方法や養育方法のノウハウの取得に努める。
- ・なお、施設の定員に余裕がある地域においても、本体施設の定員を引き下げてグループホームを設置することが可能であり、これを推進する。

### ②地域小規模児童養護施設の2か所目や分園型小規模グループケアを設置

- ・本体施設の定員を引き下げながら、グループホームを推進する。

### ③大規模修繕による本体施設の小規模化ケア化（ユニット化）

- ・児童の居住空間の拡大のためには、大規模修繕による本体施設の小規模ケア化を推進する。

### ④建て替えによる本体施設の小規模ケア化

- ・当面8人グループで整備しておいて、後に6人グループに移行したり、当面多めの数のグループを整備しておいて、後にグループ数を減らしてショートステイや家族宿泊室などに転用するなど可能である。

### ⑤本園の定員の引き下げ

- ・施設整備費補助を受けて整備をした施設において定員削減を行った場合であっても、これを行いながら子どものためのスペースを広げて養育環境の向上を図るときは、定員削減により補助金の返還が必要となるものではない。

### ⑥ファミリーホームの推進

- ・ファミリーホームの開設又は支援は、将来計画でも可。グループホームから将来ファミリーホームに転換することも考えられる。

### ⑦施設の分割

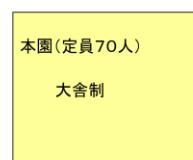
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、「大規模施設を分割して、その半分を施設の立地がない地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。」としており、地域の施設ニーズに応じ、そのような方策も考えられる。ただし、大規模な児童養護施設を、単に同一敷地内で2か所の児童養護施設に分割することは、小規模化の趣旨に沿うものとは言えない。

### ⑧グループホームの適切な配置

- ・町はずれや山間部にある施設は、街中や駅近くにグループホームをつくり、児童の通学の確保や地域との関係づけが容易にできる環境を保障する。
- ・一つのグループホームでは本園から距離があると孤立しがちとなることから、複数のホームを近隣につくることなども考えられる。

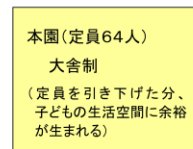
## 例1:【まずグループホームを整備し、その後、順次、本園の大規模修繕をして小規模ケア化】

### ①現状(定員70人大舎制の例)

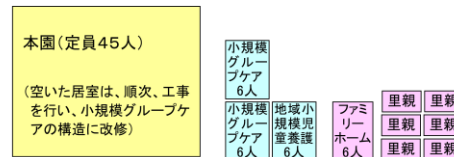


### ②まず1か所グループホームを作る

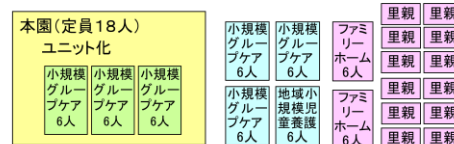
- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



### ③大規模修繕するとともに、グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本園の定員を更に引下げ

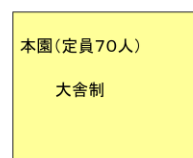


### ④本園を全ユニット化する



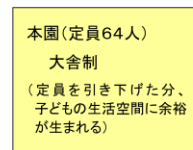
## 例2:【まずグループホームを整備し、その後、本園を改築して小規模ケア化】

### ①現状(定員70人大舎制の例)

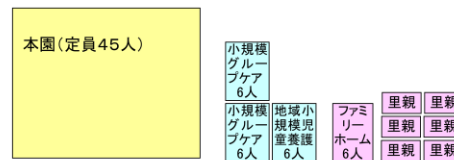


### ②まず1か所グループホームを作る

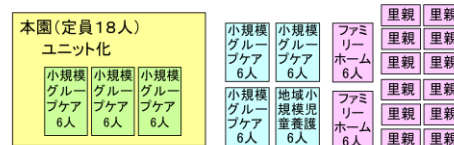
- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



### ③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本園の定員を更に引下げ

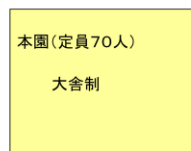


### ④本園を改築して、全ユニット化する

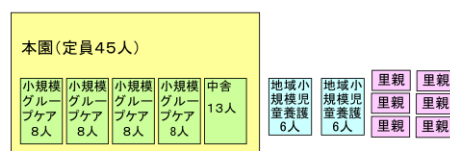


例3:【まず本園を大きめに改築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の小規模化】

①現状(定員70人大舎制の例)

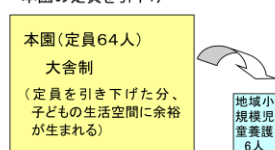


③本園をやや大きめに改築

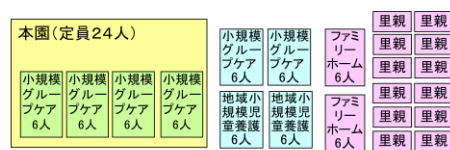


②まず1か所グループホームを作る

⇒小規模養育のノウハウを習得  
・本園の定員を引下げ



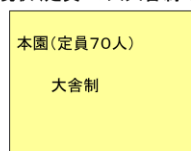
④グループホームやファミリーホームを整備しながら、  
本園の定員を縮小



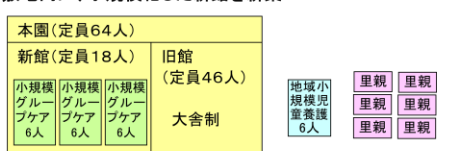
例 ▶ まず、8人ユニットで整備しておいて、将来6人ユニットにして定員を縮小する(2人部屋を個室で利用するなど)  
▶ まず、本園を多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する  
▶ まず、本園を中舎又は小舎で建て替え整備する場合でも、小規模化した際のトイレ・キッチン・バスの水回りを考慮した配置としておき、将来、中舎・小舎を分割して、小規模ケア化できるようにしておく。

例4:【まず本園の敷地内に、小規模化した新館を新築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の旧館を取り壊し】

①現状(定員70人大舎制の例)

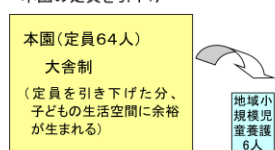


③敷地内に、小規模化した新館を新築

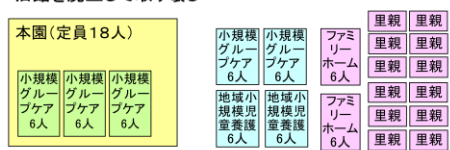


②まず1か所グループホームを作る

⇒小規模養育のノウハウを習得  
・本園の定員を引下げ



④グループホームやファミリーホームの整備を進めた上で、  
旧館を廃止して取り壊し



## 第Ⅱ部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進

### 1. 社会的養護の課題と将来像での位置づけ

- ・乳児院における小規模化・家庭的養護について理解するためには、乳児院の特性、役割を正しく理解する必要がある。
- ・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。
- ・乳児院では、病児や障害のある乳幼児の入所が増えており、また、乳児院は一時保護機能を持ち、アセスメントが十分なされていない段階での緊急対応を行う役割を持つ
- ・さらに、入所児の4分の1は在所期間が1ヶ月未満であり、短期の子育て支援のための預かりや、家庭養護が必要な子どもを里親委託へつなげていく役割を持つ。
- ・また、24時間365日体制で命を守る施設であり、感染症の蔓延防止や夜間の安全管理も重要である。
- ・細心の注意を要する出生0か月の新生児や低体重児の入所もあり、かつ、月齢・年齢の人数構成は絶えず変動する。行動的で多動な幼児もあり、事故防止の注意が欠かせない。
- ・「社会的養護の課題と将来像」では、そのような乳児院の特性と役割を踏まえつつ、乳児院の養育単位の小規模化を重要な課題としている。

「社会的養護の課題と将来像」より抜粋

### 2. 各施設等種別ごとの課題と将来像

#### (2) 乳児院の課題と将来像

##### ①乳児院の役割

- ・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
- ・乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。
- ・児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。
- ・また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

### ③養育単位の小規模化

- ・乳児院は、定員20人以下が39%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・また、乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気安定した生活リズムといふことにより、養育担当者との個別で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

- ・「課題と将来像」では、乳児院については、施設定員を何人以下にしていこうという具体的な目標を明記していないが、大規模施設の解消は重要な課題である。  
また、「課題と将来像」では、乳児院については、全ての施設をオールユニットとしていこうという目標も明記していないが、養育単位の小規模化の推進は重要な課題である。
- ・乳児院の小規模化に当たっては、上記の乳児院の特性や在り方に十分留意しながら、小規模化を進めていくことが重要である。

### 2. 小規模化の意義

- ・乳児院の小規模化は、養育単位の小規模化を図り、施設運営指針で社会的養護の原理として掲げた「家庭の養護と個別化」を行うもので、乳幼児期における発達の保障を図ろうとするものであり、次のようなメリットがある。
  - 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
  - 落ち着いた雰囲気安定した生活リズムといふことを持ちやすい。
  - 安全な環境で暮らしているという安心感を持たせやすい。
  - 養育担当者との個別的な愛着関係を築きやすい。
  - 分離体験をもつ子どもたちの心を安定させやすい。
  - 子どものニーズに沿ったかわりをしやすい。
  - 少数の乳幼児と職員との間で穏やかで応答性のある生活をしやすい。
- ・また、乳児院は、約4割は定員20人以下の小規模なものであるが、定員の大きい大規模施設もある。施設養護でなければ果たせない役割のために必要な定員数は確保しつつ、家庭養護を推進して、施設養護の期間をできる限り短期間にしていこうが必要があり、乳児院の大規模施設の解消に取り組む意義は大きい。

### 3. 小規模化に当たっての課題

- ・小規模化に当たってよく挙げられる課題としては、次のようなものがある。これらの課題に適切に対応するとともに、8で掲げるような、小規模化に対応した運営方法をとる必要がある。
  - 1グループの配置職員数が少ないため、グループの職員のみでは、緊急の対応などが難しいことから、施設全体で、緊急の対応をとれる体制が必要。

- 1グループに1人の夜勤の確保は難しいことから、小規模化する場合でも、夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループと一緒に就寝させるなどの運営を可能とすることが必要。
- 夜勤者の担当グループが明確になり、夜勤者同士の協働が少なくなるため、連携をとるための配慮が必要。
- 小規模グループケアで、担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とするためには、グループ編成を工夫する必要がある。
- 新生児は感染症の防止、健康管理や安全管理の上で、十分な配慮が必要。

### 4. 小規模化の取組状況

- ・小規模グループケアは、平成16年度に予算上制度化され、平成19年度には乳児院では33施設において33グループが実施されていたが、平成24年度には、58施設において90グループの実施が見込まれており、5年間で3倍増している。
- ・小規模グループケア加算は、制度化当初は1施設1グループまでであったが、平成20年度には1施設2グループまで、平成22年度には3グループまで、さらに平成23年度からは6グループまで加算が可能となっている。

### 5. 小規模化を推進するための予算制度

#### ①小規模グループケア

- ・乳児院の小規模グループケアの定員は、4人以上6人以下となっている。  
(注)平成22年度までの実施要綱では、「ケア単位は、原則4名とする」とされていたが、5名定員のものが実際に行われており、運営の弾力化の観点から、平成23年度の実施要綱改正で、「定員は、原則として4人以上6人以下とする」と改められた。
- ・本来の基本的配置に加え、児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員1人分（非常勤）、これらの年代代替要員費等が加算がされる
- ・1本体施設につき6か所まで指定できる。3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化の計画を策定し、推進すること。小規模化の計画は、今後、本体施設をすべて小規模グループケアにする、本体施設の定員を35人以下にする、ファミリーホーム2か所以上の開設又は支援をしていく、という内容を含む計画とする。なお、計画は、地域の社会的養護の需要を勘案しながら「社会的養護の課題と将来像」の期間の10数年の範囲内で実現するものである。

#### ②賃借費加算

- ・分園型小規模グループケアについて、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

#### ③施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加えることができる。

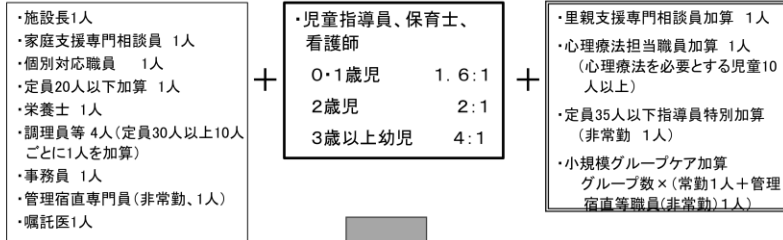
- ・本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。

#### ④安心こども基金

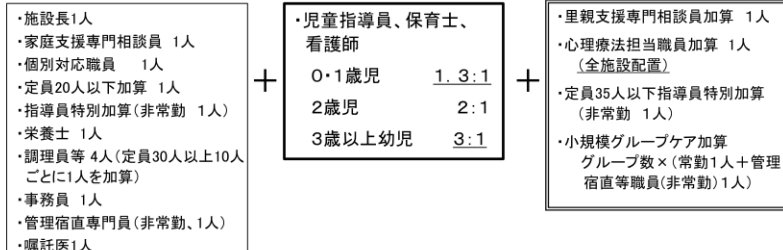
- ・児童養護施設等環境改善事業補助を活用できる。

#### （参考）乳児院の人員配置基準の改善

##### ＜平成24年度の人員配置＞



##### ＜課題と将来像の人員配置＞

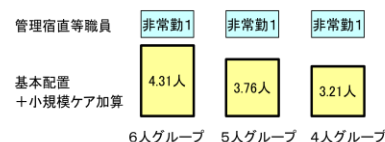


#### 6. 小規模化したグループの人員配置と応援職員の配置

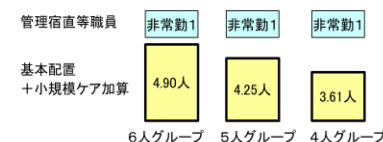
##### （1）施設の一部で小規模グループケアを行う場合

- ・乳児院では、夜間も小規模グループで就寝する独立型もあるが、少ない職員配置での安全面に配慮して、昼間は小規模グループで生活し、夜間の就寝は施設全体で合同とする運営方法を行うことができる。
- ・例えば、「4人配置＋非常勤職員1人の計5人」により、昼間2人の体制とし、夜間は施設全体で合同とする場合がある。この場合は、基本配置と小規模グループケア加算（常勤1名及び管理宿直等職員による非常勤1名分）の一部を充てる。
- ・小規模グループケアへの職員の配置数には、多様な運営方法がある。

##### 配置構成例【基本配置1.6:1ベース】



##### 配置構成例【基本配置1.3:1ベース】



#### （2）施設全体を小規模グループケアにする場合

##### ①1グループの標準的な人員配置

- ・1グループの標準的な人員配置は、「5人配置により、昼間2人、夜勤は2グループで1人」の体制
- ・例えば、昼間13時間を2人体制（休憩時間は交代で休憩）とし、夜間11時間を0.5人（4グループの施設で2人夜勤体制）で計算し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、(13時間×2人+11時間×0.5人)÷(8時間+1時間)×365日÷255日=5.0人が必要

（注）上記例の昼間13時間は概ね7時から20時まで。休憩1時間は2人のうち1人が交代で休憩。休憩中は1人体制。255日は、厚生労働省の平成23年就労条件総合調査の医療・福祉分野の平均年間休日総数が110.3日であることから、年間365日から110.3日を差し引いた日数。なお、休日のほかに職員の申請で休む休暇があり、休暇を取得しやすくする勤務環境の改善が重要であり、そのためには応援職員の充実が必要。

- ・この1グループに5人の配置は、基本配置と小規模グループケア加算1のほか、不足分については、小規模施設加算等や、小規模グループケアの管理宿直等職員2グループ分で常勤1人を置く職員を充てる。

（注）児童定員5人のグループの場合、平均的な数の2歳児・3歳以上児があるとなると、基本配置に小規模グループケア加算を加えて、現行の0.1歳児1.6:1、3歳以上児4:1の配置基準では、3.76人の職員配置となる。また、課題と将来像の目標水準である0.1歳児1.3:1、3歳以上児3:1の配置基準では、4.25人の職員配置となる。

このため、5人配置は、現行では1.24人、目標水準では0.75人の補充をすれば確保できる。

|      | 配置基準  |     |      | 5人グループで、0・1歳3.1人、2歳1.4人、3歳0.5人の場合の職員数             | 小規模ケア加算+1    | 5人配置のための補充 |
|------|-------|-----|------|---------------------------------------------------|--------------|------------|
|      | 0・1歳児 | 2歳児 | 3歳以上 |                                                   |              |            |
| 現行   | 1.6:1 | 2:1 | 4:1  | $3.1 \div 1.6 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 4 = 2.76$ 人 | <b>3.76人</b> | 1.24人      |
| 目標水準 | 1.3:1 | 2:1 | 3:1  | $3.1 \div 1.3 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 3 = 3.25$ 人 | <b>4.25人</b> | 0.75人      |

※3歳以上児の数：児童養護施設入所児童等調査 3歳以上児 355人／全体3,299=10.8% 5人×10.8%=0.5人  
2歳児の数：児童養護施設入所児童等調査 2歳児 931人／全体3,299=28.2% 5人×28.2%=1.4人

### ② 応援職員の配置等

・各グループの職員の病気、休暇、研修等や緊急時の対応、新人のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。

・その配置は、個別対応職員 1、定員 20 人以下の小規模施設の加算 1、定員 35 人以下の施設の指導員特別加算（非常勤 1）のうち、①の 1 グループ 5 人を確保するための不足分に充てた残りのほか、本体施設の管理宿直専門員（非常勤 1）、被虐待児受入加算、年休代替費（職員 1 人につき 20 日分）による人数を加えた人数による。施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

（注）非常勤の人件費は措置費の支弁額が多くないことに留意が必要。なお、業務省力化等勤務条件改善費（職員 1 人当たり年額 285,700 円）もある。

・小規模グループケアの実施の有無にかかわらず、乳児院の夜勤の体制が薄いことから、遅い時間での緊急入所があった場合や、子どもの急な病気への対応が必要となった場合などには、応援職員の夜間勤務や、職員の夜間緊急参集体制をとるなど、リスク管理の体制整備が必要である。

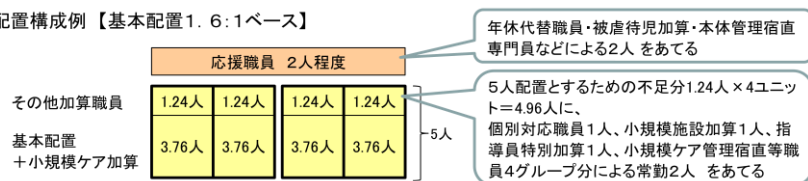
### ③ 配置構成例

・施設長などのマネジメントを担う人材や、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員などの支援を担う人材、事務を担う人材などの役割も重要。

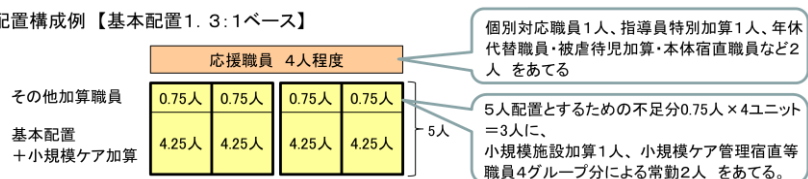
・また、職員の配置と勤務形態は、小規模化と家庭的養護を進めていく上での重要な課題であり、創意と工夫による柔軟な対応が必要となる。

・なお、現行の 1.6:1 の基本配置の下では、1 ユニットに職員 5 人を配置するには、応援職員の確保が十分でなく、施設による工夫を前提とせざるを得ないが、1.3:1 の基本配置の実現により、取り組みやすくなる。

#### 配置構成例【基本配置 1.6:1 ベース】



#### 配置構成例【基本配置 1.3:1 ベース】



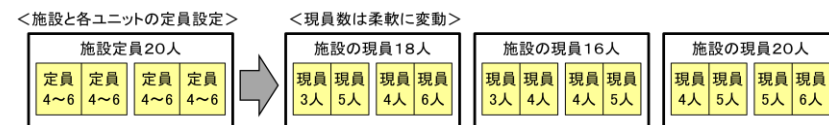
（注）グループ数やグループの児童数が変わると上記の数は変動する。

### ④ 各グループの子どもの数の柔軟な変動

・オールユニット型の施設の運用は、各グループの子どもの数を、子どもの月齢・年齢などにより、柔軟に変動できる。

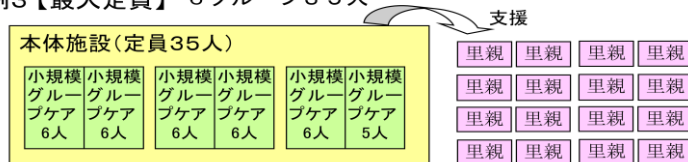
・例えば、施設定員 20 名で 4 グループの場合、各グループの定員を 4~6 人と設定しておき、施設の定員 20 人を超えない範囲で、変動して運用することできる。（この場合、各グループの面積は 6 人 × 2.47 m<sup>2</sup> 以上しておく必要がある。）

【各グループの子どもの数を、月齢・年齢などにより、柔軟に変動できるようにした場合】



- ・本園の最大定員は35人程度（35人は小規模グループケアを6か所まで行う場合の要件）（6人・5人×6グループ＝35人）

#### 例3【最大定員】 6グループ35人



(参考) 課題と将来像の整備量のイメージに基づく1施設当たりの規模

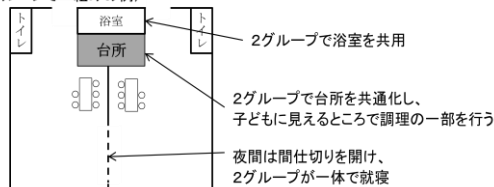
乳児院本園で3000人程度 → 1施設平均定員25人（5グループ）

$3000人 \times 1.11 = \text{定員 } 3330人$ 、 $3330人 \div 130 \text{施設} = 25.6人$

#### ③施設の整備

- ・寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備を設ける。
- ・寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。
- ・2つのグループの間の間仕切りを開けられる構造とし、夜間は2グループを一体とすることもできる。
- ・台所と浴室はグループごとに個別とすることが望ましいが、乳児院では、隣り合った2グループで台所と浴室を共通とすることができる。便所は各グループごととする。玄関は施設全体で共用とすることができる。
- ・施設の調理室で調理を行いつつ、家庭的な養育の観点から、調理員や職員が小規模グループケアに接した子どもに見える台所で、食事の配膳や片付け、温めやおやつ作り、あるいは調理の一部をすることが望ましい。

(2グループで一組みの例)



- ・浴室又は便所は、その設備が必要でない子どものみを対象とするグループについては、設けないことができる。(例えば、乳児のみを対象とする場合は沐浴設備で足りる。また、おむつやおまるの年齢の乳幼児のみを対象とする場合はそれで足りる。)

- ・乳児院の小規模グループケアは、基本的に本園内で行うものを想定するが、同一敷地内又は隣接敷地内の別棟での実施も可能。

#### 8. 小規模化に対応した運営方法

##### ①養育担当制とグループ構成

- ・乳児院の小規模グループケアは、乳幼児4～6人のグループであり、職員5人程度で夜勤を含めて交代勤務をする。
- ・施設全体を小規模グループケアとした場合に、乳児院運営指針でも掲げられている担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとるためには、子どもの成長によってグループを移る必要が生じないよう、年齢別のグループ構成ではなく、異年齢のグループ構成をとることが必要となるが、新生児、病児、障害児などへの対応も考慮し、グループ構成を検討する。

##### ②授乳と食事

- ・授乳と食事は、各ホームで個別に行う。
- ・養育者もできるかぎり幼児とともに食事をして、家庭的な雰囲気をつくる。
- ・食事の調理は、通常、施設の調理室で行うが、各ホームに運んで盛り付け等をする。

##### ③遊び

- ・日中の暮らしは、室内遊び、散歩など、各ホーム単位で行う。
- ・また、年齢の大きい幼児を施設全体で集め、遊びや散歩をすることもある。

##### ④排泄、入浴

- ・おむつ交換、おまるのほか、通常家庭にある大きさのトイレを使用する。
- ・入浴は、通常家庭にある大きさの浴室で、養育者とともに行う。

##### ⑤睡眠

- ・異年齢のグループの中で、個々の乳幼児の年齢に応じながら、十分な睡眠をとれるよう工夫する。

##### ⑥施設内の応援体制

- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等に対応できる体制を整備する。

##### ⑦1グループのみを行う場合の活用方法

- ・1グループのみの小規模グループケアを実施する場合には、どのような子どもを対象とするか、施設の運営方針を定める。

##### ⑧組織づくり、人材育成

- ・小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備する。
- ・定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンの充実を図る。

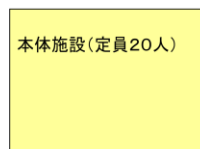
- ・言葉で表現が難しい乳幼児を対象とするだけに、十分な人材育成を図る。
- ・子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを整備する。
- ・責任を明確にした安全確保のための体制、緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応などにおける子どもと職員の安全確保のための体制を整備する。
- ・職員と児童のマッチングへの配慮を行う。
- ・職員間で情報を共有するための方策を講じる。施設全体での共通認識を図る。
- ・職員の人材育成を図る。

## 9. 小規模化の方法とステップ

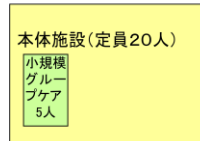
- ・まず1～2ユニットの小規模グループケアを実施する。
- ・乳児院では、多くの施設が既に定員20人以下の小規模であり、その場合は、その定員規模を維持しながら、改築時や大規模修繕により、小規模グループケアの整備を行う。
- ・定員規模が大きい乳児院の場合は、里親推進をしながら、本体施設の定員を引き下げ、改築時に小規模グループケア化する。
- ・定員規模の大きい施設では、改築時に大きめに整備しておき、その後、里親委託推進の進捗に応じ、定員を引き下げて、子どもの居住空間を広げ、小規模グループケア化することも考えられる。

### 例1:【すでに小規模な施設を、改築時に小規模グループケアに整備】

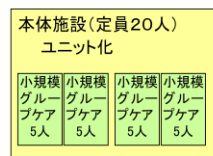
#### ①現状(定員20人の例)



#### ②小規模グループケアを1グループ実施



#### ③本体施設を建て替えし、全ユニット化する

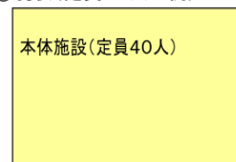


- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

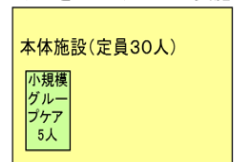


### 例2:【規模の大きい施設を、里親推進で小規模化を進め、改築時に小規模グループケア化】

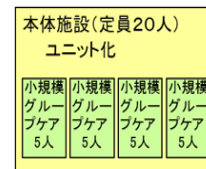
#### ①現状(定員40人の例)



#### ②里親委託を推進しながら定員を縮小し、併せて、改修により、小規模グループケアを1～2グループ実施



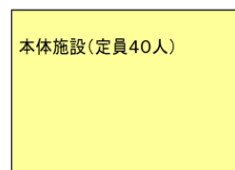
#### ③本体施設を建て替えし、全ユニット化する



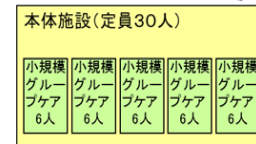
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

### 例3:【規模の大きい施設を、大きめに改築し、その後に里親推進で小規模化を進める】

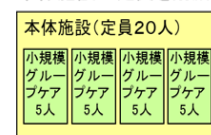
#### ①現状(定員40人の例)



#### ③本体施設を大きめに改築(全ユニット化)



#### ④里親推進を進め、本体施設の定員を削減



- 6人ユニットで整備しておいて、将来5人ユニットにして定員を縮小する
- 多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する

## 第Ⅲ部 計画的な推進等

### 1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定

- ・今後１０数年で、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる施設の小規模化と家庭的養護の推進を実現するためには、計画的な取組が必要である。
- ・このため、今後、この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を参考に、各施設において、「家庭的養護推進計画」を策定する。
- ・この計画は、大規模施設を解消し、施設の定員を小さくすること、本体施設の養育単位を小さくし、小規模グループケアとしていくこと、地域のグループホームを増やしていくこと、里親やファミリーホームへの支援を推進すること、などの内容を含む。
- ・この計画は、各施設がそれぞれの事情に応じて策定するもので、外形的な小規模化の計画にとどまらず、質的な変革を伴うものとする。

### 2. 都道府県計画の策定

- ・各施設において施設の小規模化を進めるに当たっては、都道府県単位での社会的養護の需給バランスとの調和が必要である。社会的養護を必要とする児童数の見込みや、里親等委託率の引き上げのペースと調和させながら、施設の小規模化を進めていく必要がある。
- ・このため、各都道府県等において、各施設での小規模化・地域分散化の計画の検討を調整しつつ、今後１０年間の児童養護施設等の小規模化・地域分散化の整備計画を策定していく必要がある。
- ・これまで、個々の施設で施設の小規模化を行いたいと考えても、地域によっては、現時点では施設養護のニーズが高く、施設だけでは小規模化を決めにくいという状況もあった。社会的養護は、行政による措置により児童の保護を行う制度であることから、自治体が施設養護と家庭養護の必要量の見通しを立てることが取組推進の基本となる。
- ・社会的養護の課題と将来像では、今後１０数年以内に、本体施設、グループホーム、里親等を３分の１ずつにしていく目標を掲げている。家庭養護、家庭的養護への転換を強力に進めていくため、計画的な取組が必要である。
- ・なお、政令指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設への措置が行われることから、道府県と市が連携調整して計画を策定していく必要があることに留意が必要である。

### 3. 施設整備費等の確保

- ・施設の小規模化・地域分散化を進めるためには、施設の改築及び大規模修繕、グループホームの新設を行うための施設整備費補助金の増額確保が必要である。
- ・また、平成２４年度から建物を賃借してグループホームやファミリーホームを行う場合に月額１０万円まで措置費に算定できる仕組みが設けられたことから、その活用も推進する。

### 4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて

- ・平成２４年８月に成立した「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を策定し、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。
- ・都道府県計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」として社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。また、市町村計画には、都道府県の施策との連携に関する事項を定めることとされている。
- ・今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることとなっており、社会的養護の課題と将来像の取組を反映していくことが検討される。

### 5. 推進に向けての留意点

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進については、小規模化等に対応した人材の育成が必要であり、特に社会的養護関係施設に従事する保育士の専門性の確保に努めるべきである。

# ＜少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして(平成27年3月20日)～(抜粋)＞

(別添1)

## ＜児童虐待の防止、社会的養護の充実＞

### ○児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

- ・児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう児童相談所全国共通ダイヤル等を広く国民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高める。

### ○児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

- ・市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るとともに、児童相談所・市町村において相談、支援を行う児童福祉司等の確保や専門性の向上、警察等の関係機関との連携などにより虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制の強化を図る。また、保育所や幼稚園、小・中学校等の関係機関における職員の対応スキルの向上等により、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応体制の充実を図る。

### ○家庭的養護の推進

- ・里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充、児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化の推進など家庭的養護を推進する。

### ○施設退所児童等の自立支援策の推進

- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の設置の促進や施設を退所した児童等に対する支援などの推進を図る。

### ○被措置児童等虐待の防止

- ・児童養護施設等に入所する児童の権利擁護の強化や、基幹的職員（スーパーバイザー）の養成研修などケアの質の確保のための取組の推進などにより、被措置児童等虐待の防止の徹底を図る。

### ○社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

- ・児童養護施設、乳児院及び児童家庭支援センターなど社会的養護関係施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめとする地域の関係者が相互に連携を図ることにより、社会的養護を必要とする子供たちを支援する。

(別添2)

## 施策に関する数値目標

| 項 目                       | 目 標<br>(2019年度末/2020年) | 現 状<br>(大綱策定時の直近値)   | 備考 |
|---------------------------|------------------------|----------------------|----|
| 社会的養護の充実                  |                        |                      |    |
| 里親の拡充                     |                        |                      |    |
| 里親等委託率                    | 22%<br>(2019年度末)       | 15.6%<br>(2013年度末)   |    |
| 専門里親登録者数                  | 850世帯<br>(2019年度末)     | 652世帯<br>(2013年度末)   |    |
| 養育里親登録者数<br>(専門里親登録者数を除く) | 9,800世帯<br>(2019年度末)   | 7,489世帯<br>(2013年度末) |    |
| 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）    | 520か所<br>(2019年度末)     | 223か所<br>(2013年度末)   |    |
| 小規模グループケア                 | 1,870か所<br>(2019年度末)   | 943か所<br>(2013年10月)  |    |
| 地域小規模児童養護施設               | 390か所<br>(2019年度末)     | 269か所<br>(2013年10月)  |    |
| 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）       | 190か所<br>(2019年度末)     | 113か所<br>(2013年10月)  |    |
| 児童家庭支援センター                | 340か所<br>(2019年度末)     | 98か所<br>(2013年10月)   |    |
| 情緒障害児短期治療施設               | 47か所<br>(2019年度末)      | 38か所<br>(2012年度末)    |    |
| 里親支援専門相談員                 | 420か所<br>(2019年度末)     | 226か所<br>(2013年10月)  |    |

## 藤林構成員提出資料

10月7日「第3回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」提出資料

# 1 「家庭における養育環境と同様の養育環境」と「できる限り良好な家庭的環境」に関する定義とそのあり方

## (1) 国連・児童の代替的養護に関する指針 (29)

(i)親族による養護 Kinship care

(ii)里親による養護 Foster care

(iii)家庭を基本とした、又は家庭に類似したその他の形式の養護の実施

Other forms of family-based or family-like care placements

(iv)施設養護:緊急時養護を提供する児童保護施設、緊急事態における一時保護所、その他全ての短期・長期の施設養護による施設(グループホームを含む)など、家庭を基本としない集団環境で提供される養護

Residential care: care provided in any non-family-based group setting, such as places of safety for emergency care, transit centres in emergency situations, and all other short- and long-term residential care facilities, including group homes

(v)児童のための監督付きの独立居住体制 Supervised independent living

## (2) 国連・児童の代替的養護に関する指針 (23)

施設養護 residential care facilities と家庭を基本とする養護 family-based care とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護 large residential care facilities (institutions) が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針 an overall deinstitutionalization strategy に照らした上で、代替策は発展すべきである。かかる目的のため各国は、個別的な少人数での養護 individualized and small-group care など、児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべきであり、かかる基準に照らして既存の施設を評価すべきである。公共施設であるか民間施設であるかを問わず、施設養護の施設 residential care facilities の新設又は新設の許可に関する決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべきである。

(参考) Moving Forward: Implementing the ‘Guidelines for the Alternative Care of Children’

i. Alternative care in an existing family

The Guidelines pinpoint three types of care under this heading

・ Other family-based care (§ 29.c.iii)

同居する家族が里親に似た正式な養育の役割を果たすが、里親制度の枠組みでそれを行なわない。たとえば、その家族は代替的養育の子どもが施設から出るときに世話をしたり、長期的に代替的養育が必要な子どもの後見人の役割を果たしたりする。

Other family-based care (§ 29.c.iii) covers care settings where an existing family plays a formal care role similar to that of a foster carer – but does not operate within the foster care service. For example, families may be designated to look after children transitioning out of residential care, or to act as ‘guardians’ for children with long-term alternative care needs.

ii. Other care settings

・ ‘Family-like’ care (§29.c.iii)

これもレジデンシャルケアに含まれるが、それは家庭に根ざした養育と比較すると、既存の家庭養育よりも、組織された（organized）養育手段を意味するためである。家庭のような養育は、可能な限り家庭に似た、主に自主的な小規模グループの中で提供される。一人か複数の親代わりの大人が養育者となるが、その養育者自身の住む家で養育されるわけではない。

‘Family-like’ care is included under residential care because, in contrast to ‘family-based’ care, it refers to the way that care is organized rather than to any pre-existing ‘family’ status of the care setting. Family-like care is provided in largely autonomous small-groups under conditions that resemble a family environment as much as possible. One or more surrogate parents serve as caregivers, although not in those persons’ normal home environment.

© Centre for Excellence for Looked After Children in Scotland (CELCIS) at the University of Strathclyde; International Social Service (ISS); Oak Foundation; SOS Children’s Villages International; and United Nations Children’s Fund (UNICEF) 2012

(3) 里親・ファミリーホーム・施設類型

- a 養育里親
- b ファミリーホーム（里親の生活基盤がホーム内にある場合）
- c ファミリーホーム（職員の生活基盤が外にあり通って来る場合）
- d 地域小規模児童養護施設
- e 自立援助ホーム
- f 分園型（分散型）小規模グループケア
- g 本園型小規模グループケア
- h 本園のユニットケア（グループケア加算対象外）
- i 本体施設

(4) 国連指針と改正児童福祉法を、現状の施設類型に当てはめた場合の定義上の論点

①ファミリーホーム（里親の生活基盤がホーム内にある場合）の位置付け

国内的には「家庭における養育環境と同様の養育環境」に当てはまるが、国連指針でも、Foster care にあてはまる。

②ファミリーホーム（職員の生活基盤が外にあり通って来る場合）の位置付け

国内的には「家庭における養育環境と同様の養育環境」に当てはまるとしているが、国連指針では、family-like care placements であり、施設ケアの一類型であり、里親委託率には含まれないのではないのか？

③上記表の d～i は、指針 29 においては residential care に当てはまるが、指針 23 における large residential care facilities (institutions) としては、d～i のどのタイプが当てはまるのか？

④また、指針 29 における individualized and small-group care は児童福祉法 3 条の 2 と同義か？指針 29 における individualized and small-group care と児童福祉法 3 条 2 「できる限り良好な家庭的環境」が同義だとしたら、d～i のどのタイプが当てはまるのか？

(参考) Moving Forward: Implementing the ‘Guidelines for the Alternative Care of Children’

レジデンシャルファシリティとインスティテューションを区別することは極めて重要である。後者は、大規模施設を表現するときにガイドラインで一度だけ使われている。(23)「脱施設化戦略」でターゲットとするのは、もちろん大規模施設であり、施設全体ではない。It is vital to distinguish between ‘residential facilities’ and ‘institutions’. The latter term is used only once in the Guidelines – to describe ‘large residential facilities’ (§ 23). It is of course ‘institutions’, and not residential facilities as a whole, that are to be targeted through a ‘de-institutionalisation strategy’ [see Focus 3].

(5) 課題と将来像の目標設定について

国連指針では、大規模な施設養護 large residential care facilities (institutions) の進歩的な廃止と、個別的な少人数での養護 individualized and small-group care など児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべき、となっている。この指針の考え方と、平成 24 年「社会的養護の課題と将来像」における、本体施設（すべて小規模グループケア化した本体施設）3 分の 1 の計画は矛盾しないか。

また、改正児童福祉法においても「できる限り良好な家庭的環境」と明記されており、この理念と本体施設（すべて小規模グループケア化した本体施設）3 分の 1 の計画は矛盾しないか。

## 2 里親支援事業体制の在り方

### (1) 里親支援事業体制のあり方

多くの子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」、つまり里親家庭やファミリーホームが暮らすことができ、あるいは、養子縁組に移行できるためには、「支援」だけではなく、質の高い里親養育事業（フォスターケア）が各自治体で展開される必要がある。その体制のあり方として、下記の3通りが考えられる。

- A) 児童相談所内に複数の職員で構成される里親専従チーム（大阪市、福岡市など）
- B) 児童相談所外の民間機関（施設・NPO）に里親養育事業を包括的に委託（静岡市、乳児院による養育里親事業）
- C) 児童相談所職員と施設職員（里親支援専門相談員を含む）の役割分担した事業展開

B タイプの事業（リクルート、研修、評価、委託前交流、委託後支援、子どものケア、実親交流等の包括的な事業）が継続性を持って安定して事業者が行うためには、十分な制度的財政的裏付けが必要である。そうでなければ全国に広がらない。

また、C の体制を残し、かつ、発展させるとするのであれば、里親支援専門相談員のあり方も含めた制度設計を一から検討すべきである。手始めに、現在の里親支援専門相談員の成果を検証してもいいのではないか。

### (2) 里親支援専門相談員の成果の検証

役割として、1 所属施設の児童の里親委託の推進、2 退所児童のアフターケアとしての里親支援、3 地域支援としての里親支援が挙げられている。

2と3については、定量的に効果があったかどうか測定困難であるが、1については実際に成果があがったかどうか測定できる。成果指標としては、施設職員によって新たに開拓された登録里親人数、施設から里親委託に措置変更された児童数、この2つの人数が配置前3年間で配置後3年間で差が出たかどうかを示していただきたい。そして、成果が出た施設と出ていない施設があるのであれば、その差は何に起因するのかについて検討いただきたい。

なお、家庭支援専門相談員の役割で一番にあがっているのは、「対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務」である。今年度より複数配置されているが、配置されたことでいっそうの早期家庭復帰の成果が期待できる。配置前後3年間での実績をぜひ調べるべきである。

## (参考資料)

改正後全文

雇児発 0405 第 11 号

平成 24 年 4 月 5 日

[一部改正]平成 27 年 12 月 11 日 雇児発 1211 第 4 号

平成 28 年 6 月 20 日 雇児発 0620 第 16 号

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
中 核 市 市 長  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別  
対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について

<抜粋>

児童養護施設等の入所児童については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児童等に対する適切な援助体制を確保するため、平成 11 年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置を行い、平成 13 年度より個別対応職員の配置を行い、順次対象施設を拡大するなど、その推進を図ってきたところである。

今般、新たに児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）を配置し、里親支援の充実を図ることとし、次に定めるところにより平成 24 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。

なお、この通知の施行に伴い、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員についての既存通知を整理し、平成 16 年 4 月 28 日雇児発第 0428005 号当職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」、平成 18 年 6 月 27 日雇児発第 0627002 号当職通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、平成 13 年 8 月 2 日雇児発第 508 号当職通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」、平成 17 年 4 月 20 日雇児福発第 0420003 号当局家庭福祉課長通知「児童養護施設等の職業指導員加算分保護単価の採択方針について」及び平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612014 号の 4 当職通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」は、廃止する。

おって、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の

規定に基づく技術的な助言である。

## 第1 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

### 1 趣旨

虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的とする。

### 2 配置施設

家庭支援専門相談員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設とする。また、定員30人以上の上記施設にあっては、家庭支援専門相談員を2人配置する施設。

### 3 資格要件

家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

### 4 家庭支援専門相談員の業務内容

#### （1）対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務

- ① 保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助
- ② 保護者等への家庭復帰後における相談援助

#### （2）退所後の児童に対する継続的な相談援助

#### （3）里親委託の推進のための業務

- ① 里親希望家庭への相談援助
- ② 里親への委託後における相談援助
- ③ 里親の新規開拓

#### （4）養子縁組の推進のための業務

- ① 養子縁組を希望する家庭への相談援助等
- ② 養子縁組の成立後における相談援助等

#### （5）地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助

#### （6）要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画

#### （7）施設職員への指導・助言及びケース会議への出席

#### （8）児童相談所等関係機関との連絡・調整

#### （9）その他業務の遂行に必要な業務

### 5 留意事項

- （1）施設長は、対象児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図りその指導・助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築

等の支援を行わせるよう努めること。

(2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる対象児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。

(3) 家庭支援専門相談員は、支援を行った内容について記録を備えるとともに、施設長はその評価を行うこと。

## 第2 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

### 1 趣旨

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。

### 2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。

### 3 資格要件

里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。

### 4 里親支援専門相談員の業務内容

- (1) 里親の新規開拓
- (2) 里親候補者の週末里親等の調整
- (3) 里親への研修
- (4) 里親委託の推進
- (5) 里親家庭への訪問及び電話相談
- (6) レスパイト・ケアの調整
- (7) 里親サロンの運営
- (8) 里親会の活動への参加勧奨及び活動支援
- (9) アフターケアとしての相談

### 5 施設の指定等

里親支援専門相談員を配置して里親支援を行おうとする施設は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）

の民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別紙様式１により、この指定の結果を、また、実施状況については、翌年度４月末日までに別紙様式２により、当局家庭福祉課長まで報告すること。

- （１）児童福祉法第４５条第１項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- （２）１か所の施設について里親支援専門相談員の加算は１人分とすること。
- （３）指定する施設については、平成２０年４月１日雇児発０４０１０１１号当職通知「里親支援機関事業の実施について」に基づき、あわせて里親支援機関に指定することが望ましい。

## ６ 留意事項

- （１）里親支援専門相談員は、児童と里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。
- （２）里親支援専門相談員は、必要に応じて、施設の所在する都道府県等の所管区域を越えて里親支援を行うことができる。

## 第３ 心理療法担当職員

### １ 趣旨

虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする。

### ２ 配置施設

心理療法担当職員を配置する施設は、次の施設とする。

- （１）児童養護施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童１０人以上に心理療法を行う施設
- （２）児童自立支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる児童１０人以上に心理療法を行う施設及び定員１０人以上につき１人心理療法担当職員を配置する施設
- （３）乳児院にあっては、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者１０人以上に心理療法を行う施設
- （４）情緒障害児短期治療施設にあっては、定員９人につき１人、定員８人につき１人又は定員７人につき１人、心理療法担当職員を配置する施設
- （５）母子生活支援施設にあっては、心理療法を行う必要があると認められる母又は子１０人以上に心理療法を行う施設

### ３ 資格要件

心理療法担当職員は、次の資格要件を満たす者でなければならない。

- （１）乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設に配置する場合  
学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学の学部で、心理学を

## 施設入退所調査と英国研修に基づく「家庭移行支援」の試み —在宅支援と社会的養育の現代化を目指して—

こども支援課 家庭移行支援係

### はじめに

福岡市こども総合相談センター(以下、当所)では、乳児院及び児童養護施設(以下、施設)入所児童の家庭復帰や里親等委託、必要なら特別養子縁組といった家庭移行支援を充実させるため、2016年4月、「家庭移行支援係」が新設されました。当所はこれまで、国が示した親子関係再構築や里親委託優先の原則の実現に取り組んできてきましたが、今年度取り入れられた「家庭移行支援」は、実家庭や特別養子縁組・里親等の家庭への移行に加えて、実家庭養育の維持(以下、家庭維持)や家庭復帰に必要な在宅支援と地域サービスへの資源の移行を包む概念です。これは、英国の実践をもとに欧州で推進されている児童・障がい者・高齢者等の「施設ケアから家庭と地域を基盤としたケアへの移行<sup>i</sup>」(Transition from institutional to family-based and community-based care)に着想を得た試みです。

家庭移行支援係が設置された背景には、当所において2015年11月～2016年1月に実施した施設入退所調査で明らかとなった児童養護施設入所の長期化や家族交流状況等の実態、及び2016年2月に所長はじめ3名が参加した英国での家庭養護推進視察研修(LUMOS<sup>ii</sup>・日本財団共催)等で得られた知見があります。

本稿では、第1章で、施設入退所調査の結果と考察を述べて本市の社会的養育の現状を確認することで家庭維持や永続的家庭保障の観点から課題を提示し、第2章で、英国研修や文献等から学んだ具体的な英国の家庭移行支援及び施策に触れ、第3章で、施設入退所調査結果(第1章)と英国の知見(第2章)を踏まえて当所が取り組み始めている家庭移行支援の試みと必要施策について報告します。

## 第1章 施設入退所調査の結果と考察(現状と課題提示)

### 調査実施の端緒、目的、方法

福岡市は2005年からNPOと共働で里親普及に取り組み、2004年度から2013年度までの里親委託率の伸び率が全国1位となり、2014年度末時点の里親委託率は32.4%でした(国の同年度末目標値は16%)。しかしながら、社会的養育の大部分を現在も施設が担っており、措置権者である児童相談所として、施設入所児童に対し、家庭環境で育つ権利を保障(実家庭への復帰、特別養子縁組への移行、里親等への措置変更)するための支援や施策を十分に届けられているか、必要以上に施設入所が長期化していないかなどを検証する必要性がありました。そこで、当所が措置している施設入所児童について、入退所状況や家庭状況、家族との交流状況等の調査を実施し、続く英国研修での学びとあわせて、次年度以降の当所や本市の取り組みに活かすことを目指しました。

具体的な調査目的は、施設入退所の全体像を把握し、家庭維持、家庭復帰、親族・里親等養育、養子縁組の推進に必要な支援の対象・方法・体制及び地域資源を特定することでした。

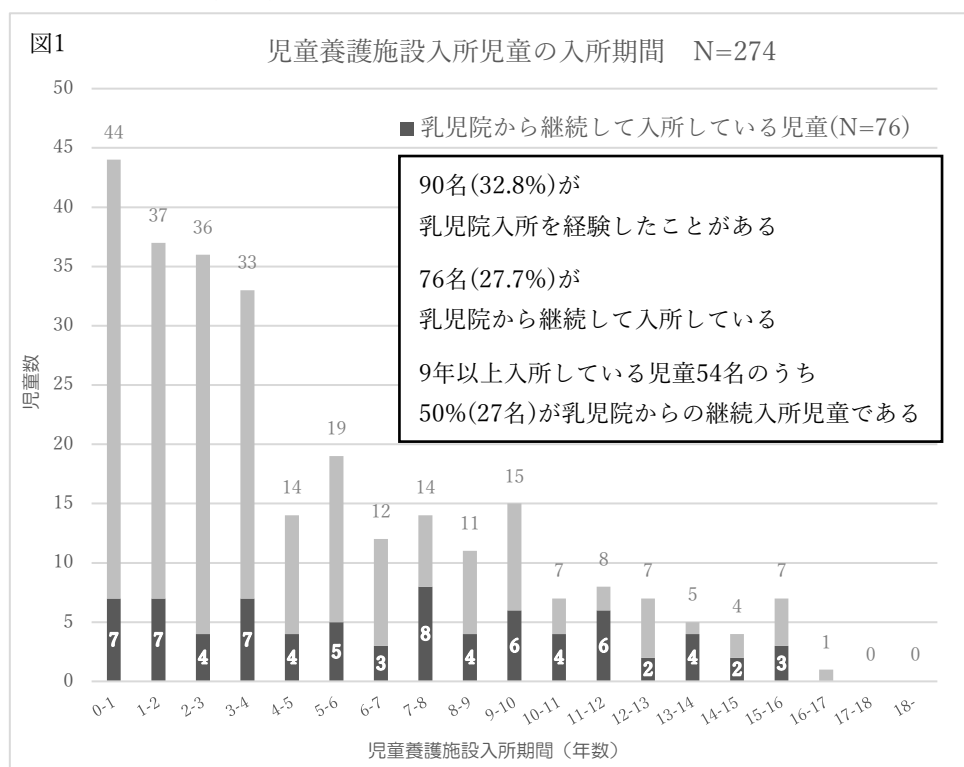
調査の方法は、3年間(2012.11.1～2015.10.31)に施設入退所した全児童の入所期間・退所理由・年齢等の集計、2015.11.1時点の施設入所児童(乳児院 33 名・児童養護施設 274 名)の入所理由・家庭状況等に関する児童福祉司への質問紙調査、及び3年以上児童養護施設に入所している全児童と親族の1年間(2014.11.1～2015.10.31)の交流頻度等に関する施設への質問紙調査を用いました。結果の公表にあたり、個人が特定される情報は含んでいません。

以下、調査の結果と考察を記します。

### (1) 児童養護施設入所の長期化と乳児院からの継続入所児童

児童養護施設に入所している274名の入所期間(児童養護施設入所日起算)は、平均5.0年、3年以上6年未満66名(24.1%)、6年以上9年未満37名(13.5%)、9年以上54名(19.7%)でした。3年以上入所児童割合57.3%(157名)は厚労省全国調査(H27.3.1)の60.3%に近く、本市も全国的な児童養護施設入所の長期化傾向の例外ではないことがわかりました。

274名のうち乳児院から継続して入所している児童は76名(27.7%)に上り、乳児院から児童養護施設への措置変更児童は年平均6名(2012.4.1～2015.3.31)でした。3年以上の入所児童のうち乳児院からの継続入所児童が占める割合は36.9%(58名)、9年以上では50.0%(27名)でした。(図1)

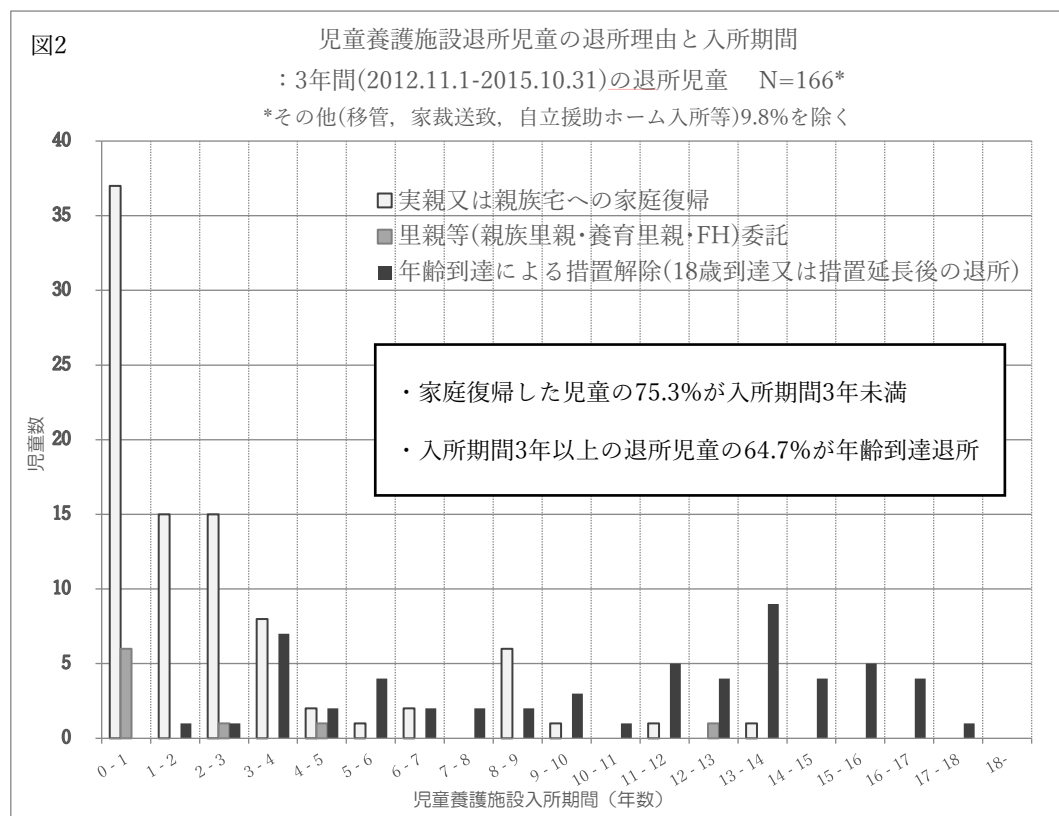


**考察:** 乳児院入所児童に対する家庭復帰又は特別養子縁組による永続的家庭保障、あるいは里親等委託による家庭養育への移行に重点を置き、乳幼児の児童養護施設への措置変更を不必要に実施しないことが、全体として施設入所長期化の予防につながると考えられます。

## (2) 退所理由と入所期間からみえた「3年の壁」

過去3年間(2012.11.1～2015.10.31)に児童養護施設を退所した児童184名のうち、家庭復帰は89名(48.4%)、18歳又は措置延長期限の年齢到達による退所57名(31.0%)、他の児童養護施設への措置変更11名(6.0%)、里親等委託9名(4.9%)、その他18名(9.8%)でした。

家庭復帰した児童の75.3%(67名)が入所期間3年未満であった一方、入所期間3年以上であった退所児童の64.7%(55名)が年齢到達による退所でした。(図2)



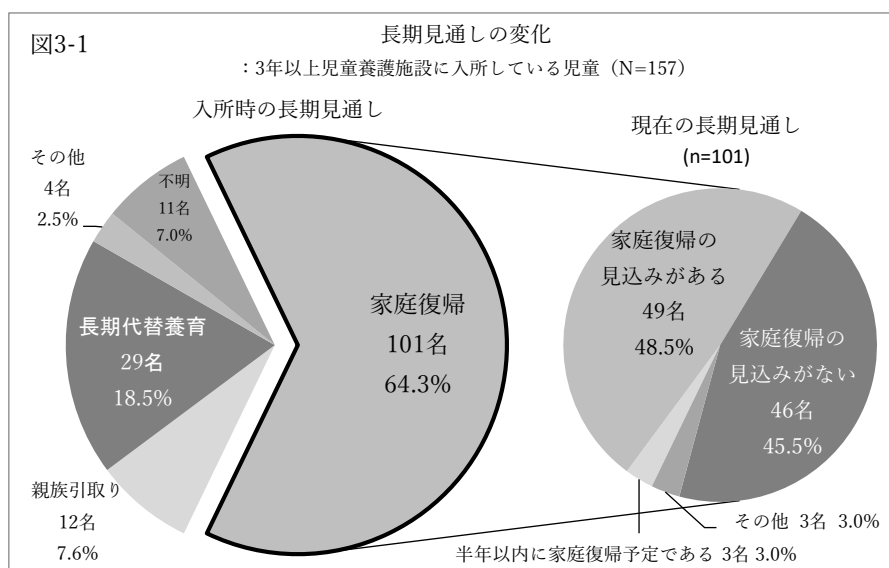
**考察：**児童養護施設入所後3年を超えると家庭復帰となる児童は減り、多くの場合、高校卒業の年齢まで長期入所となる傾向がうかがえます。これは、入所後3年間の家庭支援や親子関係再構築支援の重要性を示唆すると同時に、入所後3年を超えて長期入所の可能性が高まった児童に対し、永続的な家庭(特別養子縁組等)又は里親等の家庭養育をどのように保障していくかという課題を我々に突き付けています。

## (3) 3年以上入所している児童の長期見通し変化と家族交流頻度

そこで、3年以上児童養護施設に入所している児童157名の現状を把握するため、入所時と現在の長期見通しの変化、及び実親等の家族との交流頻度を調査しました。

### 長期見通しの変化

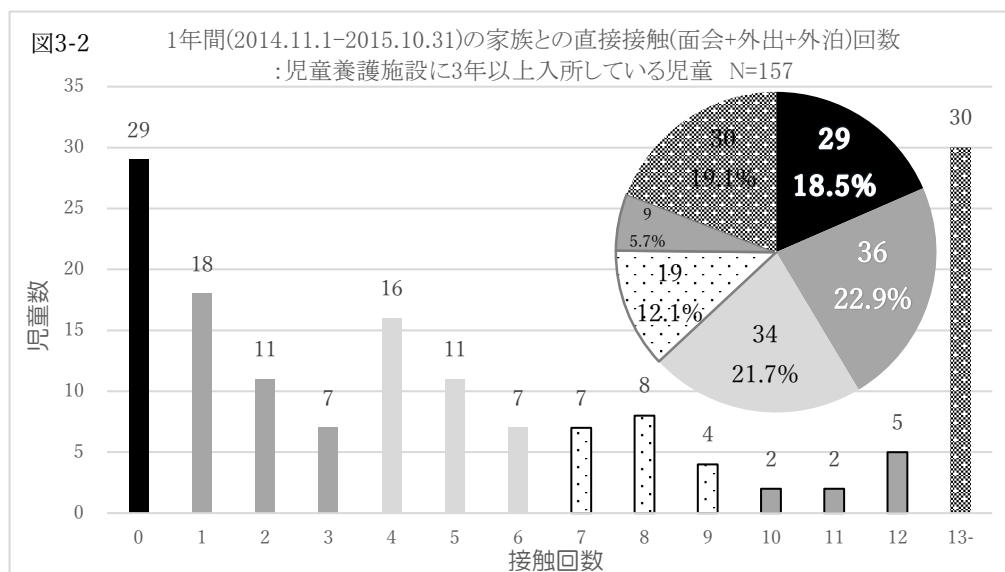
まず、157名のうち57.3%(90名)に現在家庭復帰見込みがないことがわかりました。また入所時の長期見通しが家庭復帰であった101名のうち45.5%(46名)に現在家庭復帰見込みがないことがわかりました(図3-1)。



### 家族交流頻度

3年以上児童養護施設に入所している児童157名と家族の直接接​​触(面会・外出・外泊の合計)回数は、年0回29名(18.5%)、年1〜3回36名(22.9%)であり、3年以上入所児童の41.4%が年3回以下しか交流がありませんでした。年12回以上は35名(22.3%)でした。(図3-2)

接​​触0回であった29名の入所理由(第一主訴)は、ネグレクト6名、養育者の精神疾患・障害4名、経済困窮4名、棄児3名、就労3名、身体的虐待2名、養育者の知的障害2名であり、当所が親に施設名を知らせていない又は面会制限をしている児童は0名でした。



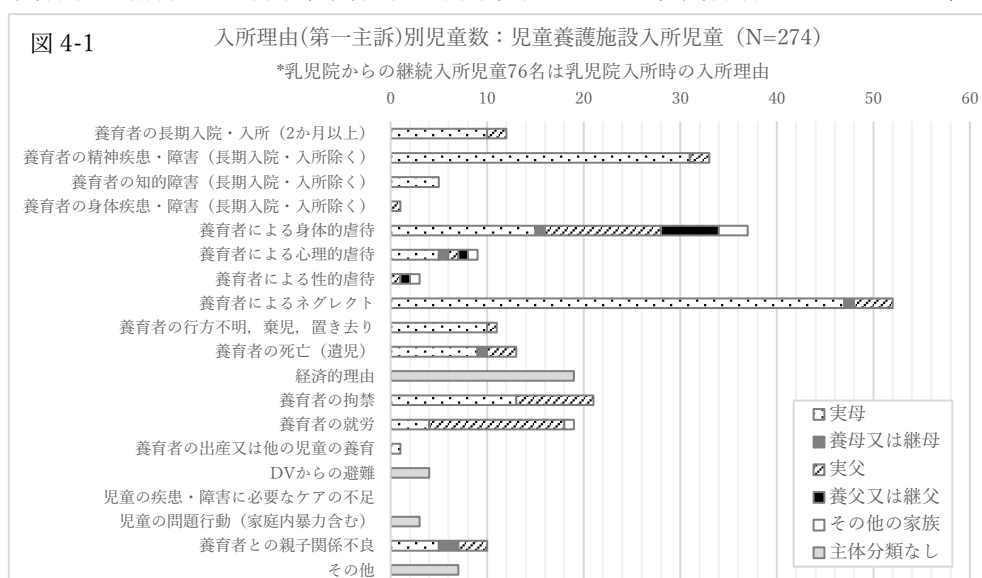
**考察：**入所後3年を超えた児童の多くが高卒年齢で退所となることから、年間交流回数0回の29名(18.5%)をはじめ家族交流が希薄な児童は、所属家庭のないまま自立を強いられる可能性が高いといえます。この事態を防ぐには、交流を妨げる家庭事情や意欲低下への働きかけなど入所後の持続的な交流支援が求められる一方、交流支援の結果として交流増加等が見込めない場合は、3年を待たず早期に見極め、永続的家庭を保証する特別養子縁組あるいは里親等への移行支援が必要であると考えられます。反面、家族交流の多い児童は継続交流できる家庭状況にあると考えられ、家庭復帰支援の検討対象となりえます。

#### (4) 施設入所理由と家庭維持

家庭復帰支援や入所に至る前の家庭維持に必要な地域サービスを考える重要指標となるのが入所理由です。なぜ施設入所に至ったのかを考察することは、どうすれば家庭維持や家庭復帰できるのかに直結するからです。入所理由間の児童数の多寡を分析することは、拡充が求められる地域サービスの種類や優先順位、必要量を特定する根拠となりえます。

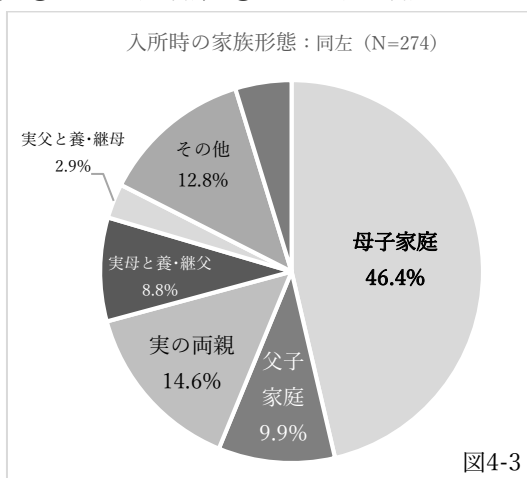
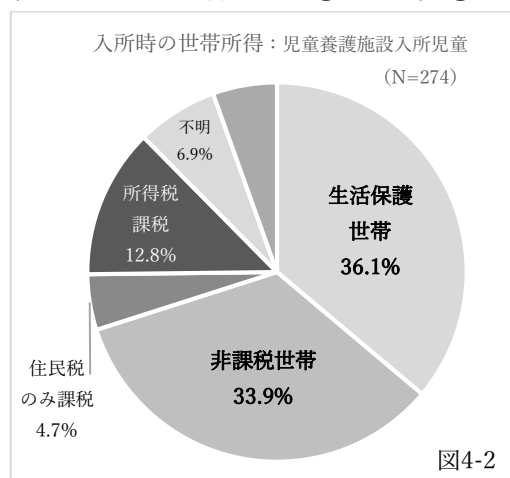
3年間(2012.11.1～2015.10.31)に施設入所した児童 270 名の入所年齢をみると、0-3 歳と 13-14 歳にピークがみられ、3 歳未満が 105 名(38.9%)、6 歳未満が 141 名(52.2%)でした。

児童養護施設入所中の児童 274 名の入所理由は、ネグレクトが最も多く、続いて身体的虐待、養育者の精神疾患・障害、養育者の拘禁、経済的理由、養育者の就労でした(図 4-1)。



同 274 名のうち、入所時に、①生活保護又は非課税世帯であった児童は 70.0% (図 4-2)、②母子家庭であった児童は 46.4% (図 4-3)、③精神疾患診断のある親をもっていた児童は 25.2%(69 名)、④6 歳未満であった児童は 51.1%(140 名)でした。

同 274 名のうち入所理由がネグレクトであった児童 52 名について同じ構成割合をみると、それぞれ 52 名のうち①77.1%、②53.1%、③17.3%(9 名)、④67.3%(35 名)でした。



**考察：**施設入所理由のマジョリティは、低所得・母子家庭が重複したネグレクトであり、特に乳幼児期のネグレクトが多いこと、次いで父母からの身体的虐待、実母の精神疾患、実父

母の拘禁、実父の就労が理由となっていることがわかりました。よって、施設入所となる児童の中には、経済的補助、子育てを補完するホームヘルプサービス、親の治療支援、保育等の地域サービス拡充によって家庭維持や家庭復帰が可能となる児童が一定数含まれていると考えられます。これらの拡充はニーズの早期把握や児童の安全確保にも寄与します。

#### **(5) 特別養子縁組が適当と判断される児童数と阻害要因**

しかしながら、支援の結果、家庭維持や家庭復帰（実家族による永続性保障）が見込めない児童に対しては代替りの永続的家庭となる特別養子縁組が重要な選択肢となります。

調査日(2015.11.1)現在、市内乳児院入所中の児童 33 名のうち将来的にも家庭復帰が見込めないと担当児童福祉司が判断した児童は 12 名であり、うち 2 名は養子縁組里親委託が決定していました。残り 10 名は、父又は母へ特別養子縁組未提案 3 名、父又は母へ特別養子縁組を提案したが不同意 5 名、児童の障害による養親候補不在 1 名、父母同意以外の手続上の課題 1 名でした。不同意 5 名のうち 2 名は養育里親委託が決定していました。

同じく児童養護施設入所中の児童 274 名のうち将来的にも家庭復帰が見込めないと担当福祉司が判断した児童は 136 名(入所期間 3 年以上では 90 名)であり、うち 46 名にとって特別養子縁組が適当であるとの福祉司回答でしたが養子縁組里親委託予定は 0 名でした。46 名のうち 36 名が児童の高年齢による養親候補不在又は 6 歳以上のため特別養子縁組未提案であり、5 名が父又は母へ特別養子縁組提案したが不同意、その他 5 名でした。

**考察：**調査日時点で少なくとも施設入所中の 10 名が、将来的に家庭復帰が見込めないにもかかわらず父母の不同意により特別養子縁組による永続性保障を実施できなかったことがわかりました。また、年齢の高い児童 36 名については、家庭復帰見込みがないにもかかわらず養親候補不在や 6 歳未満要件により特別養子縁組提案にすら至らず、永続的家庭の保障が断念されている実態が明らかとなりました。これら 46 名の児童は、所属する家庭や頼れる家族のないまま高卒年齢での措置解除を迎える可能性が高いと考えられます。今回は未調査ですが、所属する家庭がないまま措置解除となった人たちのその後の家族との関係や社会適応状況は大きな課題であると思われます。

#### **(6) まとめ**

児童養護施設入所児童の 57%(157 名)が入所後 3 年を超えており、うち 36.9%(58 名)が乳児院入所後一度も家庭を経験していません。入所期間 3 年を超えると高卒年齢まで長期入所となる傾向がみられ、3 年以上入所児童の 41.4%が年 3 回以下しか家族交流がない状況です。入所の多数派は低所得やひとり親を伴う乳幼児期のネグレクトであり、経済的補助、ホームヘルプサービス、保育等により安全に家庭維持や家庭復帰できる可能性があります。

このことは、在宅支援と地域サービスの拡充による入所前の家庭維持と入所後 3 年以内の交流促進や家庭復帰支援が重要であることを示しています。一方、入所後 3 年を超えて家族交流がない児童 29 名(18.5%)をはじめ、所属する家庭や頼れる家族のないまま自立を強いられる児童も多いため、家庭復帰見通しを早期に評価して代替りとなる永続的家庭を確実に保障する仕組み（父母が不同意のときの手続や 6 歳要件の緩和等）の確立、あるいは養育里親の開拓と委託後の十分な支援が急がれます。

# 関係団体等提出資料

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 全国保育協議会                              | 1  |
| 大阪市                                  | 7  |
| 公益社団法人家庭養護促進協会                       | 11 |
| 全国自立援助ホーム協議会                         | 23 |
| C V V (Children's Views and Voices)  | 29 |
| 特定非営利活動法人 I F C A                    | 39 |
| (International Foster Care Alliance) |    |



# 全国保育協議会提出資料



平成28年10月7日

新たな社会的養育の在り方に関する意見等について

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 万田 康

1. 今般の児童福祉法改正をふまえ、社会的養育について、実践の場においてどのような課題があると認識しているか。

- 改正児童福祉法で、子どもの育ちにおける権利の保障が謳われたことへ、すべての児童福祉関係者が認識を深めることが重要と考えます。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないように、また、虐待等によって、子どもの育ちが阻害されることがないように、各種支援策が充実され、児童福祉関係者が主体となって取り組みを広める必要があるとも考えます。
- 児童福祉法はもちろん、いわゆる子ども・子育て三法でも、社会全体で子育てを支えることの重要性が強調されています。  
加えて、改正児童福祉法第三条の二において、「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」とあることは、今後いっそう保護者への子育て支援の推進が、保育の実践においても重要性を持つことと受け止めています。
- 保育所・認定こども園等の利用児童数は、1、2 歳児を中心として大きく増加しています。  
一方、家族や地域環境の変化によって、子育てに対する助言・支援や協力を得ることが困難な度合いは増し続けています。  
保育所・認定こども園等を利用する児童だけでなく、その保護者、さらには、園を利用していない地域の子育て家庭への支援を複層的に確保することが課題と考えます。  
※ 『社会的養育』の定義について、これまで用いられてきた『社会的養護』等の違いも含め、早期に整理されることを望みます。

2. 今後、どのような取組が必要と考えるか。また、制度等の環境整備について何が必要か。

- 子どもへの『かかわり』の充実が、その子の一生を決める一つの要素であるように、保護者とかかわり、受け止めることのできる相談体制の充実が必要です。具体的には、育児について気軽に相談できる場所や、子育て家庭同士

の交流の場所等として、保育所・認定こども園等が適切に機能していく必要があります。

- 子どもが多様であるように、保護者の悩みや課題も多様であり、保育所・認定こども園等が行う家庭支援は、大変に幅の広いものです。

また、ひとり親家庭や精神的な課題を持つ保護者等、リスクが高いと考えうるケースに対しては、保護者を批判せず、保護者の置かれている状況に共感しながら、保護者の強みを伸ばし、頑張っていることを認めるところからかかわりや支援をスタートする視点を保育士・保育教諭が共有することが必須です。これにより、子どもとかかわる保護者の力が向上することも期待されます。

- その際、保護者の状況・悩み・課題などを総合的に捉えて支援をすすめる、『保育ソーシャルワーク(\*)』ともいうべき専門的支援の能力を備える必要性が高まっています。

(\*)子どもや子育てを取り巻く環境が変化する中で、さまざまな困難を抱えた家庭・子どもへの対応にあたり、それぞれの背景のアセスメント、関係職種や機関との連携を行うなど、保育所・認定こども園等に求められる支援機能は多様化・複雑化している。これに伴い、保育士・保育教諭には、より高度の専門性が求められるようになっていく。

- 上記の専門性を備えるため、関連の研修プログラム確立と研修機会の担保が必要です。

このことは、養育の質を担保することにもつながります。

なお、必要な研修修了等の要件を具備し、実務にあたる際には、加算等の給付措置も必要です。

- 3. 児童虐待発生予防のための対応として在宅支援が重要であり、今後、保育所が市町村における在宅支援において、重要な役割を担うことが期待されることについてどのように考えているか。(保育所が在宅支援を担う上での現状と課題。実際の在宅支援業務において、市町村に配慮してほしいこと。)
  - 4. 在宅支援を担う場合、保育所としてどのような支援が可能か。(すでに行っている取組。今後行う上で、どのような配慮が必要か。)

- 児童虐待予防のために、保育所・認定こども園等が重要な役割を担うことを、保育関係者は十分に意識しています。

- これまでも、保育指針において「保育は家庭養育の補完」と言われてきました。また、養護と教育を一体的に提供して子どもの健やかな育ちを支える保育の専門性の本質を発揮することはもちろん、保護者支援の重要性が説かれてき

ました。

- 今後いっそう、保護者と連携する視点を持って、子どもの育ちを保護者とわち合いながら、かつ、保護者の養育力が向上するよう、保護者それぞれの主体性や自己決定をも尊重した支援を行うことが重要になってくると考えます。
- 保育所・認定こども園等の特色として、日々、子どもとその保護者に会う機会を有することが挙げられます。  
このことは、日々の保育実践のなかで、子どもや保護者の小さな変化や違和感に、保育士・保育教諭が「気づく」ことを可能としており、これが児童虐待予防につながる可能性を高めることとなるはずです。  
日常的なかわりのなかで、子どもや保護者が発している見えざる SOS に気づき、さまざまな支援をすすめるとともに、必要に応じて関係の専門機関につなげていくことが、結果として児童虐待予防に資するものと考えます。
- 上記の力量を保育士・保育教諭が高める必要がある一方で、保育士・保育教諭がすべきこと／できないこと、園が組織としてすべきこと／できないことも存在します。その解決のため、専門機関等へ『つなぐ』際の、市町村をはじめとする公的機関の関与の度合いと機動性を、現状の枠組みよりも実効性あるものとする必要があります。
- また、保育所・認定こども園等が在宅支援を進めていくうえで、上記 2. において記した『専門性を備えるため、関連の研修プログラム確立と研修機会の担保』と、実働の際の給付措置が必要です。



# 大 阪 市 提 出 資 料



## 大阪市こども相談センターにおける特別養子縁組の取り組みについて

大阪市こども相談センター所長 岸本 弘子

### ○背 景

- ・初代児童相談所長の考え方 「施設より里親」  
「親が引き取れるめどがない場合はできるだけ早く養子縁組」
- ・棄児の多さ 昭和 32 年度～昭和 41 年度 平均 69 人 最高：115(S32)
- ・普通養子縁組 昭和 32 年度～昭和 41 年度 平均 30 人
- ・家庭養護促進協会との連携「愛の手運動」（昭和 39 年度～）

### ○体制（里親担当グループ）

- ・昭和 31 年度～ 児童福祉司 3 名
- ・平成 17 年度～ 里親支援事業相談員 1 名（非常勤）
- ・平成 20 年度～ 里親委託推進員 1 名（非常勤）
- ・平成 22 年度～ 児童福祉司 5 名

### ○特別養子縁組の実績

- ・昭和 63 年度～平成 27 年度 平均 17.9 人 （管外委託率 77.2%）
- ・昭和 18 年度～平成 27 年度 平均 13.4 人 （管外委託率 77.6%）

### ○新たな取り組み

- ・平成 27 年度 ショッピングモールでの里親相談会（年 8 回程度）
- ・平成 27 年度 全国の児童相談所へ未委託の養子縁組里親の照会
- ・平成 28 年度 ネットワーク型市民セミナー「養子縁組を考える～不妊と選択～」

### ○課 題

- ・親権者の同意の得にくさ、児童福祉法の理念
- ・6 歳の壁
- ・マッチングの難しさ
- ・指導依頼する管外児童相談所の理解
- ・家庭裁判所調査時の保護者の対応
- ・縁組成立後の支援のあり方（特に真実告知）
- ・民間あっせん事業者によるあっせん



公益社団法人家庭養護促進協会提出資料



新たな社会的養育の在り方に関する検討会でのヒアリングの意見項目  
(主に特別養子縁組の促進にかかる問題について)

公益社団法人 家庭養護促進協会  
岩 崎 美枝子

1. まずは予防的活動として、乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業の効果的な運用の必要性。

産んだ親が産んだ子をしっかり育てられるように、手取り足取りして支えていくことで、愛着を深める親子の関係が築けていくことがまずは最優先になされるべきである。その為には相当な労力が必要だが、育てなおすという作業は、それを施設職員が、里親が、養親が行うにしても、その何倍もの労力を必要とする。

2. 今養子縁組を必要とする子どものリストアップ

- ① 現在社会的養護下にいる子ども達の中で、養子縁組が必要な子どもがどれだけいるのかを、リストアップする為には、養子縁組を必要とする子どもだと判断するための条件を明確にしなければならない。それは、親が親であるためには最低限何をしていないといけないのかを明確にすることでもある。
- ② リストアップされた子どもの、親が養育できない理由・子どもの年齢・その子どもの発達上の問題・病気・障害の有無・気質や性格等々を明らかにして、その一人一人の子どもを託せるにたる養子縁組前提里親がどれほど必要かを考えなければならない。実際には安心して託せる里親はそう多くはない。

3. 社会的養護としての養子制度を考えた時、現在の特別養子法の問題点

- ① 実親との法的親子関係を終了することと、申立人との養子縁組を審判することを、一つの裁判ですることの問題を指摘したい。特別養子法が施行された当初、ある裁判官が「特別養子縁組の審判は僧侶と神主の役割を同時にさせられているので、大変なんです」という感想を述べられたことがあった。1つの裁判であるというのは、すべての事件関係者の本籍地・現住所・生年月日等々が、審判書に書かれ、実親の養育できない理由から養親となるものの個人情報も審判理由に書かれ、それが双方に渡され、なお、その上で「即時抗告」が認められている。そのようなやり方が子どもの福祉を守る上でどうしても必要なことなのだろうか？
- ② 子の福祉のための養子縁組であるとするのなら、養子縁組が必要ななどの子どもにも当然に特別養子縁組が認められることが本来であり、特別養子縁組に年齢制限があるのは、福祉制度の恩恵を受けることがすべての子どもに保障されていない

ことになるのではないのか？

- ③ 特別養子の出自を知る権利が、明確なものとして認められていない。

記録の保存年数が短すぎる。児相の記録の保存年数。審判書の保存年数。家庭裁判所の調査官の調査記録の保存年数は決して長くはない。

子どもは、いつ実親について知りたいと思うのかは、子どもによって異なる事であり、何歳になってもたどれるシステムでなければならない。

- ④ 特別養子法は法的な実親子関係を終了する法律であり、その適用が子どもにとっての福祉のために必要なことだと、行政、司法、(私達)が判断したことであって、子どもには了解をさせていない。その代わりに出自を知る権利を認めることによって、自分が何者であるのか、自分はどこから来てどこに行くのか、自分の実親を知り、場合によっては会いたいと思う気持ちは、特別養子にとってまことに重大な問題である。この点は立法化の段階で十分に検討され、自分だけはルーツを確認するために、実親の戸籍謄本や戸籍の附票を取ることが出来るように、わざわざB戸籍(実親の本籍地に養親の姓となった子ども本人だけの戸籍)を作製し、そこからその後の実親の動向等、戸籍をたどることができるようにしたと聞いている。それが、昨今、法的に実親との親子関係が終了したことで、実親とは他人になったと理解され、個人情報保護法が優先し、実親の戸籍謄本の請求が拒否されている実例がすでに何ケースか報告されている。個人情報保護法はその後の時代の変化の中で、作られなければならなかった法律だったかもしれないが、だからと言って、子どもの出自を知る権利が脅かされて良いということではない。その現状をまず何とかしていただきたい。

「子どもの権利条約」だけが、子どもの出自を知る権利を明解にしている。

改めて、出自を知る権利を日本の法律のなかで、しっかり位置づける必要がないのかを検討して戴きたい。

#### 4. 社会的養護としての養子制度であるからこそ考えてもらいたいこと

- ① 現在養子縁組里親には里親手当が支給されていない。養子縁組は、施設措置や養育里親委託に比して、相当の節税効果があるにも関わらず、自分の子どもにするというだけで、試験養育期間を里親委託することで、子どもの福祉を守ろうとしているにもかかわらず、里親手当がカットされたことは、納得できない。その上、子どもの病気や発達上の問題を持ちやすい子ども達を引き受けている養親への何らかの経済的な支援が必要であると思う。
- ② 実親であれば子どもを産む行為がオキシトシンの分泌を促すなど、母親になる身体的環境が用意されているが、養子里親は新生児委託であっても、ある日突然に親にならなければならないのだから、とても大変で、エネルギーを必要とする。ましてや、現在特別養子の対象年齢を6歳未満までにしたのは、親子関係が結び

やすいことを理由としている。だが、0歳児を育てる以上に、1歳を超えた子ども達の場合には、子どもも里親も親子になるために相当な努力が必要である。年齢が大きくなる程0歳からの育て直しをしっかりとしないと、愛着関係は築けない。来年度からは一般の親子と同じ年齢までは育休を認めてもらえることになったが、1歳（1歳半）以上の子ども達にも、少なくともヨーロッパ各国が採用しているように、養子を迎えた夫婦に認められている年齢要件と同程度の育休を認めてもらいたい。

特に、年齢が大きくなるほどに、初めての面会から同居するまでの期間が長くなり、働いていると面会の機会が休日に限られてしまう為、半年から1年もかかっている事例も多い。そしてその間の経費は全て、まだ措置されていないから里親だけの負担になっている。私たちは、お互いの存在を受け入れられるようになれば、同居してより深い関係を築くために日常一緒にいる時間をしっかりと取った方が、愛着が深まることを経験してきた。施設で実習するところから、育休を認めてもらいたい。それは、一般の親子なら産前・産後休暇にあたるものと解釈してもらいたい。



## 公益社団法人 家庭養護促進協会の活動概要

### 1. 家庭養護促進協会の活動

#### (1) 愛の手運動

社団法人家庭養護促進協会は、1961年に結成され、今日まで里親開拓運動を展開してきた民間の児童福祉機関である。神戸と大阪に事務局を持っている。

様々な事情で親に育てられない子ども達は、現在も全国で3万余人おり、その殆どが乳児院や児童養護施設で生活している。しかし、基本的にすべての子どもは家庭の中で育てられる権利を持っており、何らかの事情で親が育てられないとしても、子どもにはそれに代わる家庭が与えられなければならないと、私たちは考えてきた。

そこで、家庭を必要としている子どもたちに、代わりの家庭（里親）を探すための市民運動を、神戸（1962年より）・大阪（1964年より）において、児童相談所と新聞社等マスコミ機関とタイアップして40年近く行ってきた。

具体的には、兵庫県・神戸市、大阪府・大阪市の児童相談所より里親に委託することが望ましい子どものケースの依頼を受けて、神戸新聞（ラジオ関西）・毎日新聞「あなたの愛の手を」というコラムを設け、週に1回子どもの写真と日常の様子を紹介し、その特定の子どもの養育したいという申込者を募り、面接・訪問調査を行い、最もその子どもに相応しい里親家庭を決定するという活動を続けている。これが、「愛の手運動」である。

協会は、当初この「愛の手運動」を通して、「養育里親」の開拓を目指してきたが、1967年頃から徐々に養育里親への申込みが減少した。しかし、養子縁組を希望する申込みは相当数あり、また里親を必要とする子どもの殆どが実親に引き取られる可能性が低いと予測される子どもであったことから、その子どもには積極的に養子縁組の可能性を考えることこそが子どもの福祉上、より必要ではないかと関係者は考えるようになった。協会はそもそも、子どもが健全に育つためには、特定の大人との安定した信頼関係が少なくとも20年以上継続されることが必要であると考えていたので、1970年頃より、養子縁組を前提にした子どもを新聞に掲載する率が高まり、現在では9割に及んでいる。また、協会は厚生省によって認可された民間の養子斡旋機関として、独自の斡旋活動も行っている。

協会は、あくまでも児童の福祉上必要な社会資源としての養子制度がどうあるべきかを追求しながら、非常にユニークな里親開拓のための市民運動を展開している専門機関として、今日まで活動してきた。

大阪事務所では、毎日新聞社という全国紙が社会部のキャンペーンとして取り組んでくれ、当初は大阪版だけであったものが、現在では奈良・京都・滋賀・和歌山・徳島・高知の各地方版にも掲載されるようになっている。

#### (2) 大阪事務所での活動

大阪事務所では、この愛の手運動による里親開拓の他に、申込者や里親のための研修活動、里親や里子のための親睦活動、養子縁組後のアフターケア、週末里親の開拓・指導・研修、「愛の手相談室」や「思春期妊娠危機センター」、「血のつながらない親と子のためのホットライン」

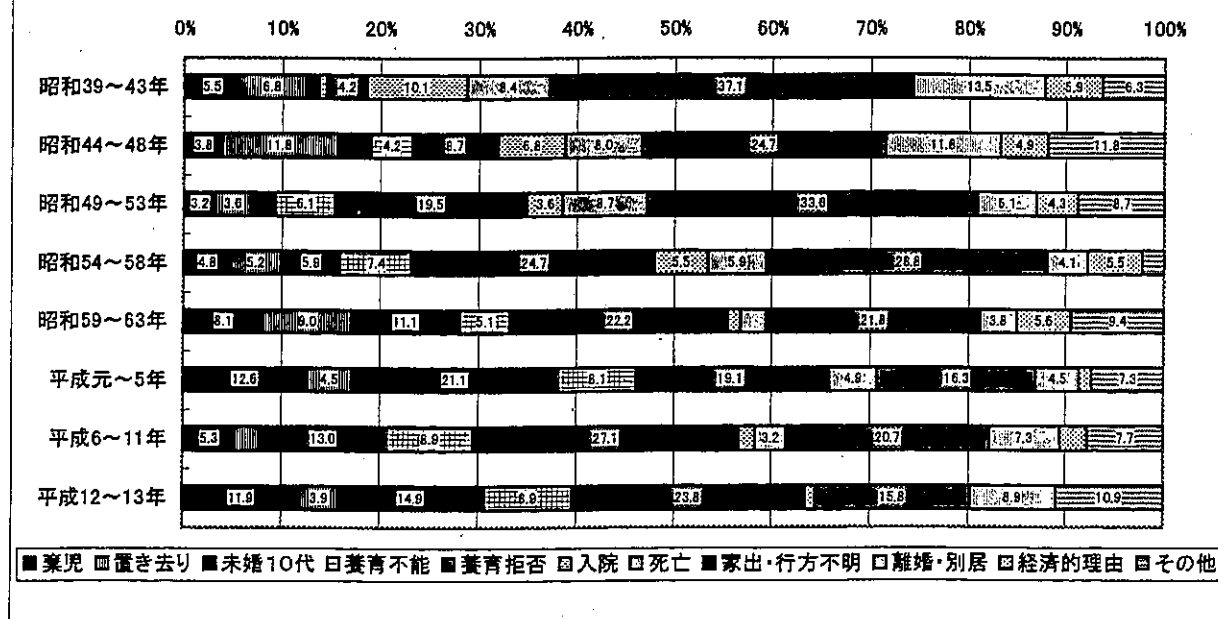
等の相談援助活動、里親・養子制度についての調査研究、月刊紙「あたらしいふれあい」の発行、神戸事務所とともに年刊誌「育てる」の発行、その他参考書や論集の出版、講演やシンポジウムの開催等、幅広い活動を行っている。

大阪事務所が取り扱った子どもはすでに約2748人になり、約1298人が里親家庭に引き取られ、その内1084人がその里親と養子縁組をしている。

### (3) 養子に出される子どもたち

養子縁組を必要とする子どもたちの背景は、年々複雑になってきている。大阪事務所と仕事をしている大阪府・大阪市の児童相談所（府は現在「子ども家庭センター」と名称を変更している）では、養子縁組の必要な子ども達の里親委託を全国で最も積極的に進めており、出来るだけ低年齢時に、実親の子どもを養育する意志の有無や、養育の可能性を判断し、引き取られる見通しが立たないまま施設措置が長期化することを出来る限り回避したいと考えている。

図1-1 愛の手掲載理由の年度別推移



〔図1-1〕は、新聞に掲載し里親を求める理由の、発足から5年毎の変化である。時代とともに、「親の行方不明」や「死亡」が減少したのに比して「養育拒否」や「棄児」「未婚十代」、病気や障害・拘留による「養育困難」が増えてきている。日常生活に大きな影響をおよぼさないのであれば、何らかの病気（食物アレルギー・アトピー性皮膚炎・心房中隔欠損・肝炎・先天性梅毒・各種遺伝病等）や多少の発達の遅れ、身体上の障害（四肢の末端形成不全・斜視・軽い麻痺や四肢障害等）を持っている子どもたちも、すべて養子候補児としている。

### (4) 養育を希望する人たち

養子縁組を希望する申込者の殆どが、実子に恵まれない夫婦である。前述したような子どもたちに対して、どの程度に養育希望者が存在するのかということになると、なかなか厳しい現状が

ある。子どもを委託できる里親数並びに申込者数は年々減少の一途をたどっている。活動開始当初には、1年間の延べ申込者件数は約1200件あったが、近年は平均300～350件程度である。大阪事務所が1年間に扱う子どもは約50人なので、最低50組の夫婦が存在すれば解決すると考えるなら、現在の申込者数でも足りそうなものである。しかし、既述したように、それぞれの子どもたちの様々な背景をすべて受け入れて、その子どもと「親子」という関係を構築する決断ができる人が必要なのである。子どもたちの親の事情にこだわる夫婦もあれば、子どもの性別や容姿や発達、病気の有無、国籍にこだわる夫婦もいる。それぞれのこだわりが解消されなければ、おそらく子どもの数の2～30倍位の申込者件数がないと、子どもにとって望ましいマッチングは成立しないと経験的に推量している。

次に、ここ20年位の間に申込者の高齢化が進んでいる。不妊治療技術の発展は、子どもに恵まれない夫婦が治療に期待する期間をどんどんと長期化させている。時間と経済力とすさまじいエネルギーが治療の継続に求められる。それでも幾ばくかの可能性が残されておれば、どこで治療を終えるかがなかなか難しい。最長で15年間、平均して5～7年位は、治療に専念している。しかし、私たちの長い経験からは、子育てが途中から始まる養子養育には通常の3～5倍のエネルギーや体力が必要であると考えている。そのため、協会は親子の最大年齢差を今までは40歳と考えてきた。それでも相当な妥協であると思っているのだが、それを今はもっと高齢にしなければマッチングができなくなってきている。

#### (5) 申込者の動機

多くの申込者たちの養子を育てたいとする動機は、「子どもに恵まれない」という現実から出発している。その現実をしっかりと受け入れて、その上でどう生きるのかという視点から「他人の子どもを養育しよう」という決断が導き出されたのであれば、子どもを託せると思っている。しかし、協会に足を運んできた段階では、そこまで至っている人は少ない。子どもが生まれないう、子どもがいないという欠損感を埋め合わせたいという気持ちが強いように思える。「子どもを育てなければ人間として一人前ではない」とか、「子どものいない家庭は家庭とは言えない」と訴える人は多い。

「生き甲斐を求めて」くる人たちの数も多い。「人並みに子どもが育つこと」を生き甲斐にし、幸せを得たいと思っている人たちである。

「子どもが好きだから」という動機もある。これは最も妥当な動機のようなのだが、「子ども好き」という人が本当に子ども好きであるかどうかは疑わしい。私たちの経験では、本人が思っている程には子どもが好きな人は少なく、例えば「賢くて、穏やかで、親の指示によく従う、優しい子ども」が好きという人が多いのが実情である。

最近では、「跡取り」を動機にする申込者は随分少なくなった。「葬式を出してほしい」や「自分の生きた証を残したい」、「墓と名字だけを守ってほしい」等は、まだ家制度の名残を引きずっていると言えるのかもしれない。

実子が一人だからとか、実子を亡くしたのでという動機の人も、数は多いわけではないが存在する。ただ、日本の社会では、欧米とは異なって実子のいる家庭での成功率が高くない。

#### (6) 血のつながりを越えて親子関係を構築すること

子どもたちは、いかなる理由が実親にあったとしても、本来最も安心して心身を託せる筈の親から突然に引き離されるという経験をし、その上に施設という家庭や親子関係とは異質な環境の中で何ヵ月間、あるいは何年間かを過ごさなければならなかった。一人ひとりがそれぞれに心を傷つかせているし、その傷つき方は一様ではなく、子どもの年齢や能力や性格、実親との関わり方や施設でのケアのされ方によって異なる。しかし、それぞれの子どもは里親に引き取られ、

「親子関係」を構築していく過程の中で、かなり共通した特別な行動をとることが判っている。多くの子どもが「今度の親は自分をどこまで、どれほどしっかりと受け入れてくれる人なのか」を確かめようとして、さまざまな行動をもって、親となろうとする人を試そうとするのである。

まず、施設での実習を通して、生活を共にできる程度の親和性ができ上がると、里親は子どもを自宅に引き取って、いよいよ親子になるための共同生活を始める。最初の3～5日間程は、子どもたちは年齢相応もしくは年齢以上にお利口にあたる。例えば、決まった時間に眠り、決まった時間に起きる。出された食事をしっかりと食べ、自らすすんで歯磨きをしたりする。とにかく聞き分けがよい。しかし、これはまだ十分な信頼関係が里親との間に形成されておらず、施設から家庭へという環境激変の中で緊張し、大人たちの出方を伺っている時期である。

多くの子どもは引き取られて数日すると、少しずつ確実にできることを放棄し、できるだけ里母に手をかけさせようとし、里母から片時も離れようとしなくなる。移動にはほとんどおんぶか抱っこを要求し、特定の食品—例えば、味付け海苔、ヨーグルト、果物、パン、スナック等—ただけしか食べなくなったり、それも子どもの年齢では考えられない量の量を食べたりする。だんだん言うことを聞かなくなり、親の嫌がることを敢えてする、反抗的になったり、噛む・叩く・蹴る等の攻撃的行動に出ることも多い。そして突然に「赤ちゃん返り」を起こす。「おむつをしてくれ」と要求したり、哺乳瓶でミルクやジュースを飲みたがったり、ハイハイしたり、喃語になったりする。もちろん、場面退行であるので、本来の年齢らしくふるまうかと思うと、全くの赤ちゃんのようになっていたりする。里親は、一日の中で目まぐるしく変化する子どもに合わせて、対応してやることが求められるのである。平均6ヵ月程こういう状態が続くが、できうる限り無条件に受容して欲しいと指導している。

やがて、十分に里親から受け入れられると、少しずつ表情が和らぎ、親の期待に反応するようになり、親子としての信頼関係が築かれていく。一つひとつの極端な行動もひたすら受容すれば消失するのだということに里親が気づき始め、里親も安定してくる。それによって子どもも安定し、相乗作用を起こして関係がより確かなものとして構築されていくのである。それからは、子どもの年齢に応じて、それぞれの親の考え方や生き方をふまえた子育てが行われることになる。この段階で、養子縁組の手続きをし、法律上も親子となり、里親委託が解除される。

入籍手続きが済めば、次に子どもに、「養子であることを告げる」ことが必要になる。いつものようにうちあけるのかは養親の考え方によるが、子どもにとって大切なことは、「私はこの親の間に生まれたのではないが、この親たちから望まれて引き取られ、そして今二人の子どもとして愛されているのだ」ということが伝えられることである。親子関係が安定していて、子どもにとって親が絶対的な存在である時に告げられると、子どもは素直に、しっかりと受け止められる力を持っている。それから子どもの成長に合わせて、あるいは必要に迫られて、必要な情報を子

どもに話していくことになる。

養子の思春期は、血縁の親子よりは数倍問題性が高いように思う。アイデンティティの形成過程で血縁の親の存在が大きくなり、中には実親に逢いたいと訴える子どもも出てくるし、あらためて親子の絆が問われる時でもある。しかし、そこを乗り越えることで親子関係は深まり、血縁を越えた信頼関係が結ばれていくように思っている。



全国自立援助ホーム協議会提出資料



# 全国自立援助ホム協議会

副会長 平井誠敏

# 自立援助ホームの運営基盤機能強化

- ・ 自立援助ホームへの入居対象者が委託措置が可能となった平成21年の法改正後、これまでの就労対象者以外に高校生や大学生等の入居者も増えつつある。今回の法改正から、今後の自立援助ホームについては、機能分担した援助の形をとる必要もある。

## 就労型

これまでの就労対象としたホーム

## 就学型

高校生や大学生等を対象としたホーム

## 混合型

就労と就学が入り交ざったホーム

## シェルター

義務教育終了後の児童等の一時保護委託等や緊急保護を対象とした、シェルターの役割委託措置が

## 自立援助ホームの運営基盤強化

- 現行、自立援助ホームは保護措置費制度になり、20歳未満までの委託措置が可能になった。今後については、20歳の年度末までの措置とする必要がある。
- 今回の法改正により、22歳の年度末まで措置が可能となった大学等就学対象以外の福祉的対応が必要な入居者については、同様に22歳の年度末までの延長を可能とすることが必要。
- 自立援助ホームに入居している高校生については、特別育成費（高校の費用）は対象となっている。就学対象者（高校生・大学等就学者）が在籍する自立援助ホームとシェルターについては、現行の自立援助ホームの一般生活費（月：10,770円）ではなく、児童養護施設と同様の一般生活費（月：49,430円）を支給する必要がある。
- 自立援助ホームに自立支援担当職員の配置が必要。（自立援助ホームでは、社会生活支援専門相談員と呼称したい。）

## 自立援助ホームの運営基盤強化

- 児童養護施設等に入所している高校生については、特別育成費が3年間支給されているが、高専や高校看護科等の終業に3年以上かかる対象者へも特別育成費を継続支給することが必要。
- 自立援助ホームの対象者は、20歳未満まで委託措置が可能である。また法改正により22歳の年度末まで大学等は可能となったことから、児童相談所が情報共有しながら、入居から退居までの支援を共に行っていくるように強化していくことが必要。
- 一時保護となり18歳を超えたケースは、自立援助ホームへの入居対象となることが多く想定されることから、更なる児童相談所との連携が必要である。
- 自立援助ホームからのステップとしての住居確保を行い、その住居に対して住宅貸付補助を適用されたい。
- 大学等の対象者の児童養護施設と自立援助ホームとの住み分けをどう考えるか。

C V V (Children' s Views and Voices) 提出資料



## 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

Children's Views & Voices (CVV)

代 表 槇 超

副代表 中村 みどり

1. 制度への社会的養護経験者の声の反映（委員会等への当事者参加）
2. 子どもの最善の利益の代弁者の確保（アドボカシー制度の創設）
3. 自立支援の拡充（寄り添い型支援の導入・住まいの確保）
4. 児童相談所のケースワーカーの継続的関与の確保

### **1. 制度への社会的養護経験者の声の反映（委員会等への当事者参加）**

これまでの制度作りでは、社会的養護当事者の声が反映されていなかった事もあり、当事者が必要とするニーズと支援とが合っていない事もあった。

社会的養護に関する制度を構築・変更する際は、社会的養護経験者が委員会・検討会等への委員として必ず参加し、現在の子どもたちを代弁する役割を果たす事を検討して頂く必要があると考えている。

### **2. 子どもの最善の利益の代弁者の確保（アドボカシー制度の創設）**

子どもは、大人の助けなしに自分だけで最善の利益を実現することはできない存在である。通常であれば、子どもの最善の利益を第一に代弁するのは、親権者・保護者である。

しかしこうした子どもたちは、親権者・保護者との利益が対立したり、あるいはその親権者・保護者と分離されてしまっていたりする。しかも、社会的養護等の行政の中では、その子どもの利益が、児童相談所を含め様々な関係者の利益と反することも多く、子どもの最善の利益が置き去りになるケースも少なくない。

そこで、親権者・保護者に代わり、その子どもの最善の利益を効果的に代弁する大人が必要である。国選少年付添人制度や国選弁護士制度なども参照できるのではないかな。

上記の事から、子どもの声を聴く権利を保障する「アドボカシー制度」の導入を検討して頂きたい。

すべての一時保護を受けた子どもや社会的養護下の子ども、養子縁組対象とされた子どもに、当該子どもの最善の利益を代弁する「子どもアドボカシー」制度を創設すべきだと考える。

具体的には、2つの方法でのアドボカシーが考えられる。

#### (1) 措置中に日常的に子どもの声を聴く仕組み

当該子どもとの信頼醸成及び状況のタイムリーな把握のため、一定の訓練を受けたアドボケット（アドボカシー活動を行う者）が一週間に一度程度面会し、子どもの話を聴く体制を整える。

＊別紙資料有

#### (2) 親権者等の意向に左右されず、すべての子どもに弁護士が関与する仕組み

国選少年付添人制度や国選弁護士制度も参照しつつ、一時保護後の一定期間や、困難案件については、弁護士もアドボケットとして関与する必要がある。司法など法的手続きを含め、必要性に応じてあらゆる手段を取る制度とすべきである。

#### (3) 迅速な対応と継続性

上記(1)(2)のいずれにおいても、一時保護後、迅速に活動を開始し、当該子どもが安定して自立するまで継続して関与する必要がある。

### **3. 自立支援の拡充（寄り添い型支援の導入・住まいの確保）**

#### (1) 寄り添い型支援の導入

これまでの社会的養護経験者調査から、共通しているのは、「孤独・孤立感」の高さ、不安定な収入、「金銭管理」や「人間関係」に困っているという部分である。

すでに、経験者を中心としたアフターケアの窓口が創設されつつあるが、当人が自ら窓口に向かう事は難しいという状況にある。また、CVVに参加する経験者からも施設で生活している時から、当事者団体や支援団体を知っておきたかったといった声が聞かれている。窓口の創設だけでなく、措置中から顔を合わせることができ、繋がり作りからはじめることが重要であると考えられる。

これまで社会的養護を退所する若者へ自立の強要が見られるが、当人が十分に準備できていない中での退所も少なくない。また、措置解除後に、サポートは激減してしまう現実がある。だからこそ、人に頼る方法を支援者が伝える事が必要である。一人で頑張っているから、人に頼りながら生きる方法を全ての経験者に提供する必要があるのではないか。

孤独・孤立感を低減しつつ、人に頼りながら自立に向けて前進するためにも、パーソナルサポートの様な、寄り添い型支援の仕組みが必要である。

## （２）住まいの確保

経験者の最も悩ましい課題の一つが住まいの確保である。身元保証制度を利用できない若者もあり、寮付きの会社に就職するものも多く、退職すると一度に住居と職を失う状況にある。保証人がいない、未成年であるといった状況から、住居を契約できず、ホームレス等に陥りやすい状況にあると言える。

公営住宅の活用や空き家の活用等、すでに取り組んでいる自治体も出てきているが、どこに住もうが利用できるシステムの構築が必要であると考ええる。

## 4. 児童相談所のケースワーカーの継続的関与の確保

担当者の継続性と面会回数を増やす必要があると考える。

下記に CVV の参加者の声の一部を掲載する。

- ・面談の機会を増やして欲しい。(女性 S さん 21 歳)
- ・子ども達が抱えている不安や迷いを聴き、取り除いて欲しい。  
社会に出る上で最低限必要な行政的な知識や手続きを教えてあげて欲しい。  
CVV や日向ぼっこ（東京で活動する社会的養護の当事者参加推進団体）のような居場所があるという情報を教えて欲しい。(男性 Y さん 27 歳)
- ・担当 CW の名前が覚えられるぐらいに、何度も会いに来て欲しかった。  
(男性 T さん 27 歳)
- ・もっと子どもの話を聴いてあげて欲しい。(男性 J さん 26 歳)
- ・もっと面会の時間があれば良かったと思う。(男性 Y さん 24 歳)

---

### 【参考資料】

Children's Views & Voices+長瀬正子

『社会的養護の当事者支援ガイドブック CVV の相談支援』（2015 年）

子どもアドボカシー研究会

児童福祉施設への訪問アドボケイト導入研究の概要と提言



平成 28 年 10 月 4 日

## 児童福祉施設への訪問アドボケイト導入研究の概要と提言

子どもアドボカシー研究会

代表 堀 正嗣（熊本学園大学教授）

### 1 訪問アドボケイトが求められる背景

- ① 平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（以下、改正法とする）では、理念規定において児童の意見尊重・最善の利益の考慮などが明確化された。国連児童の権利委員会は、平成 23 年に、「児童相談所を含む児童福祉サービスが児童の意見にほとんど重きを置いていない」ことを懸念し、その対策を講じるよう日本政府に勧告している。改正法における「児童の意見尊重」の明確化は、勧告への対応となるものであるが、それを担保する制度・サービスの整備は今後の課題であり具体的な制度設計が求められている。
- ② 平成 25 年度の被措置児童等虐待の通告受理件数は 288 件で過去最多となった。被措置児童等虐待対応をはじめとした権利擁護の制度化が行われてきたが、さらに強化することが求められている。現在、児童福祉施設の小規模化が推進されているところであるが、「閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性」（厚生労働省：2012）が懸念されている。施設内虐待の背景に、「施設の閉鎖性・密室性」があることはつとに指摘されているところであり、外部機関からのアウトリーチの必要性が高まっている。
- ③ 障害者権利条約第 7 条 3 項は、障害のある児童の意見表明権の保障及びその際の「障害及び年齢に適した支援の提供」を求めており、それを担保する制度設計がもてめられている。

### 2 世界最先端の意見表明支援であるイギリスの子どもアドボカシーサービス

- ① イギリス（インクランド・ウェールズ）では 1975 年児童法改正により、援助過程で子どもの声を聴取することが政策に位置づけられ、子どもアドボカシーサービス（Children's Advocacy Service）を提供することが基礎自治体に義務づけられている。その一部である施設訪問アドボカシー（Residential Visiting Advocacy）は、法的義務ではないものの、保健省が推奨するサービスとして広く実施されており、子どもの参加及び意見表明権の保障・施設内虐待の防止・ケアの質の向上に成果を上げている。
- ② 本研究会代表は 2009-2010 年にイギリスに滞在して上記サービスの調査研究を行なうとともに、ノルウェー・スウェーデンの子どもオンブズマン、カナダの州子どもアドボケイト、アメリカの CASA 等各国の子どもの権利擁護サービスの訪問調査を行った。その結果、本サービスは、(1)子どもの参加と意見表明の保障に焦点化している、(2)障害児・乳幼児への「非指示的アドボカシー」を含めてすべての子どもを対象としたアドボカシー技術が標準化されている、(3)処遇決定等の重要な意思決定において子どもの参加を保障するためのサービス提供が義務化されていることの 3 点において、子どもの意見表明支援サービスとしては世界で最も優れたものであることが明らかになった。

### 3 日本の児童養護施設・障害児施設調査から明らかになった導入ニーズ

- ① 本研究会に所属する研究者は、科研費（福祉施設入所児童への外部アドボカシー導入研究：ICAS 提供モデルの構築、研究代表者；堀正嗣、期間；平成 25 年度～平成 27 年度、課題番号；25590151）により、A 自治体の施設職員調査（児童養護施設 19 施設 23 人・障害児施設 8 カ所 12 人）・入所児童調査（児童養護施設 3 カ所 25 名、障害児施設 2 カ所 6 名）を行った。
- ② 研究の結果、基本的にイギリスと同様のサービス提供体制、実践原則、実践方法による施設訪問アドボカシー導入ニーズがあることが明らかになった（堀 2016）。
- ③ 職員が認識するニーズの第 1 に、訪問アドボケイトが子どもの思いを聴くことによって「子どもの安定」がもたらされ、ひいては「エンパワメント」につながるという願いが伺えた。「聴いてあげる（ことは）・・・精神的な落ち着き、と思いますね。これが一番、施設で欠けてる」という語りからは、アドボケイトによる傾聴が子どもに〈感情の安定〉をもたらすと考えられる。それは、〈おとなへの信頼感の醸成〉や〈自尊心の向上〉を促すといえる。これらの経験を土台にして、自分の意見を施設職員等に伝える〈意見表明の経験〉を重ねていくことが望まれている。このような経験は、「自立」に向けたコミュニケーション力の育成につながることが期待された。また施設の小規模化に伴う「職員の孤立化」や「閉鎖性」の防止に役立つとの期待も寄せられた。
- ④ 入所児童からは、「しんどいときに話を聴いてもらえるかもしれない」という〈傾聴〉、「（職員に）言えないときとかは・・・言ってほしい」という〈職員への代弁〉、「（おとなからの体罰が）直る」のではないかという〈虐待からの救済〉への期待が語られた。

### 4 子どもアドボケイト養成及び試行事業に向けての進捗状況

- ① 平成 27 年度は、[公社] 子ども情報研究センターが「地域子ども家庭アドボケイト養成講座」（キリン財団助成事業）を実施中である。子どもの権利擁護や相談事業に長年従事してきた同センタースタッフ・障害者自立生活センターのピアカウンセラー・研究者・学生など様々な背景を持つ 20 名が受講している。研究者・児童福祉施設職員・障害当事者・児童福祉施設経験者等が講師を務め、演習形式で 11 講座（1 講座 2 時間）を実施中である。講座修了者から専門アドボケイトを選考し、平成 28 年度実施予定の試行事業への派遣を行う予定である。
- ② 平成 28 年度は、子どもアドボケイトを児童養護施設及び障害児施設に派遣する試行事業を実施する予定である。すでに受入施設との事前協議を行っており了承を得ている。マイクロレベル・メゾレベルの 2 重のアクションリサーチによってアドボカシーの実践方法を提示し、提供体制の基盤整備に向けた仕組みについて提言を行う計画である。

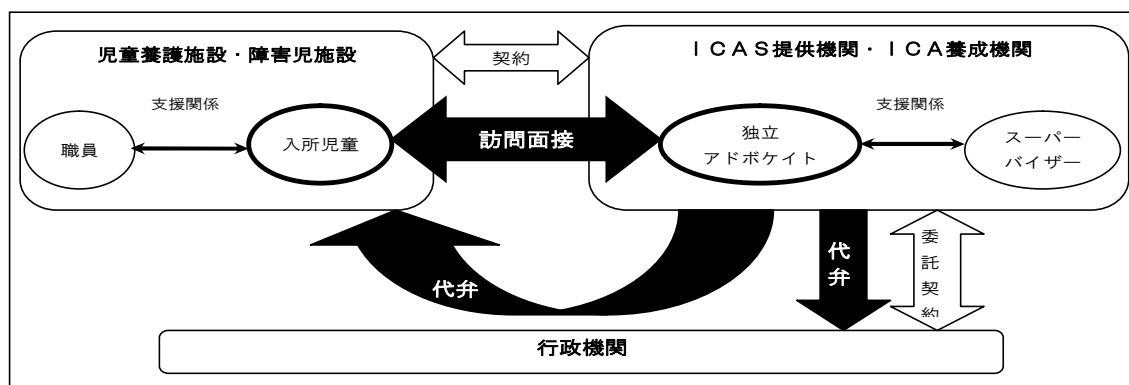
### 5 日本でのサービス提供モデル

#### ① サービス提供体制

子どもアドボカシーサービスは、意見表明支援に加えて権利侵害に対応するため、施設からの独立性が不可欠である。そのため基礎自治体による市民団体への委託事業として位

置つけた（図1参照）。サービス利用を希望する施設は、提供機関と利用契約を結ぶ。本サービスの利用状況を第三者評価における評価項目とし、利用している施設が入所児童の権利擁護やサービスの質の向上に積極に取り組んでいるという社会的評価が得られるようにする。また本サービスは被措置児童等虐待を防止し、施設ケアの質を高めるものであり、虐待認定を受けた施設やサービスの質の向上を求める施設への導入も有効である。

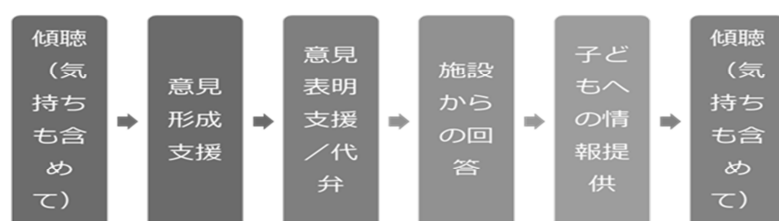
図1 サービス提供体制モデル



## ②アドボカシー実践方法

グループホーム／地域小規模施設等の1棟ごとに、週1回、1名のアドボケイトが定期訪問し、2～3時間程度滞在する。施設の規模が小さい場合には、施設全体を対象に2名のアドボケイトが定期訪問する。遊び等を通しての信頼関係形成を基盤として、①苦情／意見の傾聴・②意見形成支援・③意見表明支援・④代弁からなる一連のケースアドボカシーのプロセスが核となる（図2参照）。あわせて、子どもの権利に関する意識啓発活動（ワークショップ）、虐待等の権利侵害の監視、施設職員への情報提供／助言・制度政策等の提言が想定される。

図2 ケースアドボカシーのプロセス



## ③アドボケイト養成・雇用

イギリスの資格制度を参考に、①基礎的資質、②児童養護に関する専門的資質、③障害児に関する専門的資質に関する認定講座を実施し、認定を受けたものからアドボケイトとしての適性があるものをサービス提供団体が選考し雇用する。なおアドボケイトは、子ども支援のみでなく、施設職員への情報提供・助言をも行う専門職であり、児童福祉及び子どもアドボカシーに関する十分な知識と技術を有するものでなければならない。またサービス提供団体が組織的に責任あるスーパービジョンを行うものであり、サービス委託にあたっては受託団体の実績及び能力を精査しなければならない。

## 6 提言

- ① 子どもアドボカシーサービス導入は、児童福祉法改正に伴う「児童の意見尊重」を実質化するための施策となりうる。
- ② 子どもアドボカシーサービス導入により被措置児童等虐待の予防、特に施設小規模化に伴う閉鎖性・虐待予防に資する。さらに職員への情報提供／助言によりケアの質の向上に寄与する。
- ③ 子どもアドボカシーサービスによる支援を受けての意見表明の経験により、入所児童の自己肯定感及びコミュニケーション力が育成され、自立支援につながる。
- ④ 専門性のある市民団体との連携により、市民の福祉サービスへの参加を促すことができる。このことにより、児童福祉施設への市民の理解を促進するとともに、施設の閉鎖性を打破することができる。さらに市民の活用により、高い費用対効果が期待できる。
- ⑤ イギリスの子どもアドボカシー実践が児童福祉施設のみにとどまっていない現状をふまえれば、里親制度、虐待対応相談、障害児相談支援など、児童福祉サービスを利用するすべての子どもの意見表明権を保障する仕組みへと発展できることが波及効果として期待される。

## 文献

- ①堀正嗣研究代表（2016）『福祉施設入所児童への外部アドボカシー導入研究：I C A S 提供モデルの構築 研究報告書』（平成 25－27 年度 日本学術振興会科学研究費助成事業挑戦的萌芽研究 課題番号 25590151）、熊本学園大学堀研究室。
- ②栄留里美（2015）『社会的養護児童のアドボカシー』明石書店。
- ③堀正嗣編著(2013)『子どもアドボカシー実践講座』解放出版社。
- ④堀正嗣編著(2011)『イギリスの子どもアドボカシー』明石書店。
- ⑤堀正嗣・栄留里美(2009)『子どもソーシャルワークとアドボカシー実践』明石書店

### 子どもアドボカシー研究会

代表 堀 正嗣（熊本学園大学教授）

### 協力団体

- ・社会的養護の当事者エンパワメントチーム Children's Views and Voices
- ・公益社団法人 子ども情報研究センター

### 構成員

- ・中村みどり（Children's Views and Voices 副代表）・農野寛治（大阪大谷大学教授）
- ・奥村仁美（〔公社〕子ども情報研究センター理事）・久佐賀眞理（長崎県立大学教授）
- ・鈴木千春（自立生活センターあるる事務局長）・鳥海直美（四天王寺大学准教授）
- ・橋本暢子（〔公社〕子ども情報研究センター理事）・山下裕子（〔公社〕子ども情報研究センター事務局長）・奥田陸子（子どもの未来研究会）・吉池剛志（大阪人間科学大学准教授）・栄留里美（鹿児島国際大学専任講師）

事務局：熊本市中央区大江 2－5－1 熊本学園大学社会福祉学部 堀正嗣研究室

特 定 非 營 利 活 動 法 人     I   F   C   A  
(International Foster Care Alliance) 提出資料



2016年10月7日

## 社会的養護の当事者参画にむけて

IFCA(International Foster Care Alliance)

ユースリーダー 山之内 歩

ユースリーダー 佐藤 智洋

### 1. IFCAとは・・・

インターナショナル・フォスターケア・アライアンス [IFCA] は、日米のフォスターユース(社会的養護の当事者)の協働を通して、グローバルなレベルでの児童福祉の改善を目指すNPO団体です。フォスターユースは、自分たちの経験をありのままに語ることでできるエキスパートであると考えています。

親や里子、ケアを離れたユースたち、児童福祉の専門職の人たちとの活動をし、ユース・ボイス(声)の重要性をうったえながら、アドボカシー運動をすすめています。

### 2. 自己紹介

山之内 <sup>すすむ</sup> 歩 :

生まれてから乳児院、幼児専門の児童養護施設、児童養護施設と点々とし、小学一年生の夏から約15年間里親のもとで生活しています。20歳まで措置延長してもらい、措置児童ではなくなりましたが、里親の元で生活しています。現在は明治大学で数学の教師を目指して勉強しています。様々なところから奨学金を頂き、大学に通うことができます。この21年間たくさんの方々に支えられてきました。これからはただ支えられているだけでなく自分が誰かを支えられるようになりたいと思っています。

佐藤 <sup>ちひろ</sup> 智洋 :

私は、15歳の時虐待が原因で児童養護施設に入所し、1年間措置延長をして19歳で退所しました。現在は国際基督教大学(ICU)で臨床心理士を目指し心理を学んでいます。施設に入所していた4年間、そして自立してから今まで、楽しいこともありましたが辛く苦しいことが沢山ありました。社会的養護を巣立った先輩方、そして私たちが経験した辛く苦しい経験を少しでも減らして、後輩たちに少しでも明るく先が見える未来を作ることが私の目標です。

### 3. 当事者の参画を

#### 1) 自身のケアへの参画

**一時保護・措置**：児童相談所の判断に子どもの意見を言う機会を（子どもの権利条約・意見表明権の保障）

- ① 今後の見通しが持てない不安：自分はこれからどうなるのか
- ② 二次被害の防止：被害を何度も話さなくて良いような配慮が必要
- ③ 親権に翻弄される：「親の同意を得るまで」一時保護
- ④ 一時保護所の環境改善：必要以上の規則、圧迫的な環境
- ⑤ 学習権の保障：学年（学習度）にあった学習が必要
- ⑥ 里親委託時の情報提供：在籍していた施設や児童相談所から里親へ引き継がれていない情報がある
- ⑦ 里親不調の場合の再措置：一旦関係が悪くなった時は施設への措置ではなく、別の里親という選択肢も検討してほしい

**インケア（措置中）**：インケアの子どもの意見を直接聞いてほしい

- ① 管理的な環境：集団管理のための過剰な日課・ルールの改善
- ② 自分のものを持つこと：施設の「平等性」のために、持ち物を没収される。「秘密」が持つことが許されない環境である
- ③ 職員と高齢児：職員と異性の高齢児の距離感・かかわり方（部屋へ入ること、衣類をたたむこと等）への配慮
- ④ 閉じられた環境にしない：事前予告のないチェック等、形だけでない第三者委員のかかわり。子どもの側に立った代理人（アドボケーター）の必要性
- ⑤ 生みの親についての共通理解：子どもと実親の面会への支援が必要
- ⑥ 親に対する指導：私たちは保護され、地域を離れなければならないが、親は何の指導（罰）も受けない
- ⑦ 児相の担当職員との関わり：1年ないし2年に1度の訪問というのは少ない
- ⑧ ケア記録の保全・出自を知る権利の保障：記録が廃棄されないように

#### 2) 自身の「自立」への参画：自分の人生を自分で決めさせてほしい

- ① 進路・進学決定への参画：職員が「適正」という理由で進路の可能性を狭める。失敗する経験の保障を。子ども本人を含めたチームで決定できるようにしてほしい（例：米国での17.5会議）

- ② 措置延長のあり方：希望するすべての子どもへの措置延長を。苦しい状況の子どもこそ措置延長が必要。措置延長か、措置（延長）費を自立生活に使うか選択したい
- ③ アフターケアのあり方：アフターケアの施設間・個人間格差がある。金銭的支援に加えて、支えてくれるつながりが必要（例：米国でのパーマネンシー・パクト）。大学進学した後の支援がなくなる。
- ④ 休むことのできる環境：精神的につらいときでも、奨学金が切れることを恐れて、休むことができない。お金が心配で病院にかかれない。
- ⑤ 措置解除後の親からの保護：親に対する戸籍謄本・住民票の閲覧規制手続きの煩雑さ（1年ごとの更新、警察窓口の配慮のなさ、二次被害）。児童相談所から親への情報提供に子ども本人の許可を。

### 3) 措置解除後の当事者参画：当事者ユースは社会的養護の「エキスパート」である

- ① 制度策定のプロセスに当事者の声を：ヒアリングだけでなく、委員・構成員として当事者の参画を（例：米国ワシントン州では、15名の委員にインケア・ユースと元ユースの2名が入っている。また、児童福祉局には当事者ユースの評議会がある）。大人と子ども・若者が同じ立場で意見を言える場が必要（参考：ユース参画のはしご）
- ② 当事者の全国組織化が必要：ストラテジック・シェアリングなどのリーダーシップ・プログラムが不可欠

参考) ユース・ボイス（参画）のはしご BYアダム・フレッチャー

